

# 官報

## 号外 令和五年三月三十日

官報(号外)

### ○第二百十一回 參議院會議錄第十一号

令和五年三月三十日(木曜日)

午後四時一分開議

○議事日程 第十二号

令和五年三月三十日

午後四時開議

○本日の會議に付した案件

議員辭職の件

一、日程第一

一、関稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、駐留軍關係離職者等臨時措置法及び國際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、水産加工業施設改良資金金融通臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(尾辻秀久君) 吉田忠智君の議員辭職を許可することに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(尾辻秀久君) 御異議ないと認めます。  
よって、許可することに決しました。

○議長(尾辻秀久君) これより会議を開きます。  
この際、議員の辭職についてお詫びいたします。  
去る二十八日、吉田忠智君から議員辭職願が提出されました。

辞表を参事に朗読させます。

〔参事朗読〕

辞職願

この度一身上の都合により議員を辭職いたしましたので御許可下さるようお願い申し上げます。

令和五年三月二十八日

参議院議員 吉田 忠智

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(尾辻秀久君) この際、日程に追加して、  
関稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(尾辻秀久君) 御異議ないと認めます。  
まず、委員長の報告を求めます。財政金融委員長酒井庸行君。

○議長(尾辻秀久君) この際、日程に追加して、  
駐留軍關係離職者等臨時措置法及び國際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律案

〔いずれも内閣提出、衆議院送付〕

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(尾辻秀久君) 御異議ないと認めます。  
まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長山田宏君。

○議長(尾辻秀久君) この際、日程に追加して、  
財政金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関稅率等について所要の改正を行おうとするものであります。

〔山田宏君登壇、拍手〕

○山田宏君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は、駐留軍関係離職者及び漁業離職者の発生が今後も引き続き予想される状況に鑑み、本年五月十六日限りで失効する駐留軍関係離職者等臨時措置法及び本年六月三十日限りで失効する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限を、それぞれ五年延長しようとするものであります。

次に、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律案は、戦没者等の妻に対し、特別給付金を継続して支給する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、駐留軍等労働者の労働環境の改善に向けた取組、漁業離職者が可能な限り発生しない措置を講ずる必要性、戦没者等の妻に対する特別給付金の支給の在り方等について質疑を行いましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(尾辻秀久君) 総員起立と認めます。よつて、両案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔議長(尾辻秀久君)〕

この際、日程に追加して、水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(尾辻秀久君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長山下雄平君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔議長(尾辻秀久君)〕

この際、日程に追加して、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(尾辻秀久君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長阿達雅志君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔議長(尾辻秀久君)〕

この際、日程に追加して、本件に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(尾辻秀久君) これより採決をいたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔議長(尾辻秀久君)〕

以上、御報告申し上げます。(拍手)

以上、御報告申し上げます。(拍手)

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔議長(尾辻秀久君)〕

この際、日程に追加して、放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(尾辻秀久君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。総務委員長河野義博君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔議長(尾辻秀久君)〕

この際、日程に追加して、本件は日本放送協会の令和五年度收支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであります。

本件は、日本放送協会の令和五年度收支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔議長(尾辻秀久君)〕

以上、御報告申し上げます。(拍手)

以上、御報告申し上げます。(拍手)

以上、御報告申し上げます。(拍手)

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔議長(尾辻秀久君)〕

以上、御報告申し上げます。(拍手)

以上、御報告申し上げます。(拍手)

以上、御報告申し上げます。(拍手)

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔議長(尾辻秀久君)〕

以上、御報告申し上げます。(拍手)

以上、御報告申し上げます。(拍手)

以上、御報告申し上げます。(拍手)

以上、御報告申し上げます。(拍手)

官報(号外)

の繰越金の一部をもつて補填することとしております。また、事業計画においては、不偏不党、自主自律を堅持し、正確な情報を公平公正に伝えるとともに、受信料の公平負担と制度の理解促進、NHKグループ全体での業務の見直しやガバナンスの強化等に取り組むしております。なお、本件につきましては、総務大臣から、現行の受信料額から一割引き下げる値下げを盛り込み、視聴者への還元を行う点では評価できるとした上で、予算の執行に当たっては、受信料収入と事業規模との均衡を早期に確保していくことなどを求める意見が付されております。

委員会におきましては、公共放送の在り方、前会長が進めた経営改革の検証、受信料徴収の在り方、協会における人事制度改革、地域放送会館の整備などについて質疑が行われました。質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して伊藤岳委員、政治家女子48党を代表して齊藤健一郎委員より、それぞれ反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本件は多數をもつて承認すべきものと決定いたしました。なお、本件に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) これより採決をいたします。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(尾辻秀久君) 過半数と認めます。

よつて、本件は承認することに決しました。

(拍手)

の繰越金の一部をもつて補填することとしております。

Kグループ全体での業務の見直しやガバナンスの強化等に取り組むとしております。

なお、本件につきましては、総務大臣から、現

行の受信料額から一割引き下げる値下げを盛り込み、視聴者への還元を行う点では評価できるとした上で、予算の執行に当たっては、受信料収入と事業規模との均衡を早期に確保していくことなどを求める意見が付されております。

○議長(尾辻秀久君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。議院運営委員長石井準一君。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔石井準一君登壇、拍手〕

○石井準一君 ただいま議題となりました法律案について、議院運営委員会における審査の経過と結果を御報告を申し上げます。

本法律案は、衆議院法制局に置かれる部として法案審査部を規定するものであります。委員会におきましては、日本維新の会の東理事長が進めた経営改革の検証、受信料徴収の在り方、協会における人事制度改革、地域放送会館の整備などについて質疑が行われました。

結果を御報告を申し上げました。

次いで、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告申し上げます。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) これより採決をいたします。

本件に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(尾辻秀久君) 総員起立と認めます。

よつて、本件は全会一致をもつて可決されました。

(拍手)

午後四時二十一分散会

| 出席者は左のとおり。 |         |
|------------|---------|
| 議員         | 議長      |
| 尾辻秀久君      | 尾辻秀久君   |
| 長浜博行君      | 長浜博行君   |
| 伊藤岳君       | 伊藤岳君    |
| 松野明美君      | 松野明美君   |
| 岩渕友君       | 岩渕友君    |
| 倉林明子君      | 倉林明子君   |
| 梅村みずほ君     | 梅村みずほ君  |
| 仁比聰平君      | 仁比聰平君   |
| 高木かおり君     | 高木かおり君  |
| 井上哲士君      | 井上哲士君   |
| 浅田均君       | 浅田均君    |
| 小池晃君       | 小池晃君    |
| 東徹君        | 東徹君     |
| 金子道仁君      | 金子道仁君   |
| 青島健太君      | 青島健太君   |
| 塙田哲也君      | 塙田哲也君   |
| 安江伸夫君      | 安江伸夫君   |
| 柳ヶ瀬裕文君     | 柳ヶ瀬裕文君  |
| 竹内博昭君      | 竹内博昭君   |
| 塙田博昭君      | 塙田博昭君   |
| 宮崎勝君       | 宮崎勝君    |
| 河野義博君      | 河野義博君   |
| 矢倉克夫君      | 矢倉克夫君   |
| 上田大作君      | 上田大作君   |
| 高橋勇君       | 高橋勇君    |
| 平木克法君      | 平木克法君   |
| 高橋勇君       | 高橋勇君    |
| 上田大作君      | 上田大作君   |
| 宮崎勝君       | 宮崎勝君    |
| 塙田信祐君      | 塙田信祐君   |
| 梅村聰君       | 梅村聰君    |
| 片山大介君      | 片山大介君   |
| 高橋光男君      | 高橋光男君   |
| 下野六太君      | 下野六太君   |
| 中条きよし君     | 中条きよし君  |
| 石井孝江君      | 石井孝江君   |
| 清水貴之君      | 清水貴之君   |
| 塙田章君       | 塙田章君    |
| 石井苗子君      | 石井苗子君   |
| 田村智子君      | 田村智子君   |
| 紙智子君       | 紙智子君    |
| 串田誠一君      | 串田誠一君   |
| 梅村芳生君      | 梅村芳生君   |
| 山下芳生君      | 山下芳生君   |
| 高橋太郎君      | 高橋太郎君   |
| 塙田邦子君      | 塙田邦子君   |
| 猪口邦子君      | 猪口邦子君   |
| 片山さつき君     | 片山さつき君  |
| 佐藤信秋君      | 佐藤信秋君   |
| 酒井庸行君      | 酒井庸行君   |
| 豊田俊郎君      | 豊田俊郎君   |
| 太田房江君      | 太田房江君   |
| 佐藤祥史君      | 佐藤祥史君   |
| 石井浩郎君      | 石井浩郎君   |
| 岡田直樹君      | 岡田直樹君   |
| 大島九州男君     | 大島九州男君  |
| 須藤元氣君      | 須藤元氣君   |
| 宮本周司君      | 宮本周司君   |
| 広瀬めぐみ君     | 広瀬めぐみ君  |
| 長谷川英晴君     | 長谷川英晴君  |
| 赤松健君       | 赤松健君    |
| 白井正一君      | 白井正一君   |
| 石田昌宏君      | 石田昌宏君   |
| 森山こうじ君     | 森山こうじ君  |
| 渡辺猛之君      | 渡辺猛之君   |
| 大野泰正君      | 大野泰正君   |
| 牧野たかお君     | 牧野たかお君  |
| 野上浩太郎君     | 野上浩太郎君  |
| 堂込麻紀子君     | 堂込麻紀子君  |
| 磯崎仁彦君      | 磯崎仁彦君   |
| 清水眞人君      | 清水眞人君   |
| 本田顕子君      | 本田顕子君   |
| 山口那津男君     | 山口那津男君  |
| 西田香苗君      | 西田香苗君   |
| 横山信一君      | 横山信一君   |
| 山本博司君      | 山本博司君   |
| 羽生田俊君      | 羽生田俊君   |
| 秋野公造君      | 秋野公造君   |
| 佐々木さやか君    | 佐々木さやか君 |
| 谷合正明君      | 谷合正明君   |
| 西田実仁君      | 西田実仁君   |
| 磯崎政人君      | 磯崎政人君   |
| 藤川政人君      | 藤川政人君   |
| 佐藤正久君      | 佐藤正久君   |
| 松山政司君      | 松山政司君   |

|  |        |           |                          |
|--|--------|-----------|--------------------------|
| 丸川 珠代君   | 川田 龍平君 | 牧山 ひろえ君   | 文教科学委員 辞任                |
| 関口 昌一君   | 水岡 俊一君 | 青木 愛君     | 議院運営委員会 理事 東 徹君 (東徹君の補欠) |
| 山本 順三君   | 木村 英子君 | 橋本 聖子君    | 農林水産委員 岡田 直樹君 辞任         |
| 高良 鉄美君   | 蓮舫君    | 辻元 清美君    | 経済産業委員 小沼 巧君 辞任          |
| 浜田 聰君  | 福山 哲郎君 | 福島みづほ君    | 国土交通委員 小池 暉君 辞任          |
| 吉井 章君  | 芳賀 道也君 | 田村 まみ君    | 小池 岩渕 比呂君 辞任             |
| 田中 昌史君   | 竹詰 仁君  | 羽田 次郎君    | 吉田 忠智君 补欠                |
| 永井 学君  | 嘉田由紀子君 | 伊藤 孝恵君    | 友君 健君 补欠                 |
| 越智 俊之君   | 田島麻衣子君 | 上田 清司君    |                          |
| 梶原 大介君   | 秀哉君    | 羽田 打越さく良君 |                          |
| 今井繪理子君   | 杉尾 康江君 | 古賀 之士君    |                          |
| 青山 繁晴君   | 舟山 康江君 | 浜野 喜史君    |                          |
| 山下 雄平君   | 中田 宏君  | 川合 孝典君    |                          |
| 山田 宏君  | 江島 潔君  | 小西 洋之君    |                          |
| 石井 正弘君   | 山田 俊男君 | 樺葉賀津也君    |                          |
| 赤池 誠章君   | 中西 祐介君 | 天竜 大輔君    |                          |
| 古川 俊治君   | 森 まさこ君 | 鈴木 天竜     |                          |
| 鶴保 庸介君   | 山谷えり子君 | 加藤 喜彦君    |                          |
| 森 中曾根弘文君                                       | 山村 通子君 | 林 芳正君     |                          |
| 赤池 茂也君   | 上野 上野  | 鈴木 勉君     |                          |
| 古賀 千景君   | 宮沢 洋一君 | 大塚 耕平君    |                          |
| 水野 素子君   | 村田 亭子君 | 吉井 孝惠君    |                          |
| 岸 岸真紀子君  | 鷹藤 咎一君 | 伊藤 孝惠君    |                          |
| 鬼木 誠君  | 厚生労働大臣 | 野村 勉君     |                          |
| 横沢 高徳君   | 農林水産大臣 | 吉田 忠智君    |                          |
| 小林 一大君   | 松本 剛明君 | 大塚 耕平君    |                          |
| 柴 慎一君  | 小林 芳正君 | 吉田 忠智君    |                          |
| 宮口 治子君   | 鈴木 勉君  | 大塚 耕平君    |                          |
| 小沼 巧君  | 吉田 忠智君 | 吉井 孝惠君    |                          |
| 三上 えり君   | 大塚 耕平君 | 吉井 孝惠君    |                          |
| 高木 真理君   | 厚生労働大臣 | 吉田 忠智君    |                          |
| 柴 慎一君  | 農林水産大臣 | 吉田 忠智君    |                          |
| 井上 義行君   | 松本 剛明君 | 吉田 忠智君    |                          |
| 井垣のりこ君   | 小林 芳正君 | 吉田 忠智君    |                          |
| 勝部 賢志君   | 鈴木 勉君  | 吉田 忠智君    |                          |
| 森本 真治君   | 吉田 忠智君 | 吉田 忠智君    |                          |
| 石橋 通宏君   | 吉田 忠智君 | 吉田 忠智君    |                          |
| 野田 國義君   | 吉田 忠智君 | 吉田 忠智君    |                          |
| 吉川 沙織君   | 吉田 忠智君 | 吉田 忠智君    |                          |
| 長谷川 岳君   | 吉田 忠智君 | 吉田 忠智君    |                          |
| 岩渕 赤松君   | 吉田 忠智君 | 吉田 忠智君    |                          |
| 岩渕 吉井君   | 吉田 忠智君 | 吉田 忠智君    |                          |
| 友君 健君  | 吉田 忠智君 | 吉田 忠智君    |                          |
| 小池 藤川君   | 吉田 忠智君 | 吉田 忠智君    |                          |
| 晃君 政人君   | 吉田 忠智君 | 吉田 忠智君    |                          |
| 同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。<br>内閣委員   | 岩渕 赤松君 | 吉田 忠智君    |                          |
| 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。<br>別委員    | 吉田 忠智君 | 吉田 忠智君    |                          |
| 同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。<br>別委員 | 吉田 忠智君 | 吉田 忠智君    |                          |
| 同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。             | 音喜多 駿君 | 音喜多 駿君    |                          |
| 令和五年度一般会計予算                                    | 大塚 耕平君 | 嘉田由紀子君    |                          |
| 令和五年度特別会計予算                                    | 吉田 忠智君 | 吉田 忠智君    |                          |
| 令和五年度政府関係機関予算                                  | 吉田 忠智君 | 吉田 忠智君    |                          |
| 地方税法等の一部を改正する法律案                               | 吉田 忠智君 | 吉田 忠智君    |                          |
| 地方法等の一部を改正する法律案                                | 吉田 忠智君 | 吉田 忠智君    |                          |
| 地方交付税法等の一部を改正する法律案                             | 吉田 忠智君 | 吉田 忠智君    |                          |
| 所得税法等の一部を改正する法律案                               | 吉田 忠智君 | 吉田 忠智君    |                          |
| 歴史認識に関わる我が国の政策に関する質問主意書が提出された。                 | 吉田 忠智君 | 吉田 忠智君    |                          |
| 同日本院から次の答弁書を受領した。                              | 吉田 忠智君 | 吉田 忠智君    |                          |
| 参議院議員神谷宗幣君提出戦時下の朝鮮半島出身労働者をめぐる問題に関する再質問に対する     | 吉田 忠智君 | 吉田 忠智君    |                          |
| 答弁書 第三九号)                                      | 吉田 忠智君 | 吉田 忠智君    |                          |

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

議院運営委員会

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一一号)

在外防衛委員会に付託 関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第一三号)

財政金融委員会に付託 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第三号)

財政金融委員会に付託 戰没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一  
部を改正する法律案(閣法第四号)

農林水産委員会に付託 水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第五号)

農林水産委員会に付託 厚生労働委員会に付託 同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

令和五年度一般会計予算

令和五年度特別会計予算

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

令和五年度一般会計予算

官 報 (号外)

|   |   |
|---|---|
| 參議院議員神谷宗幣君提出農林水產省、政府系企業による昆虫食推進に関する質問に対する答弁書(第四〇号)      | 同日国会において議決した次の予算を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。        |
| 参議院議員吉川沙織君提出束ね法案及び新規制定の法律案に関する再質問に対する答弁書(第四一号)          | 令和五年度一般会計予算<br>令和五年度特別会計予算<br>令和五年度政府関係機関予算 |
| 同日衆議院から、同院は政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨の通知書を受領した。           | 同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。                  |
| 地方税法等の一部を改正する法律<br>地方交付税法等の一部を改正する法律<br>所得税法等の一部を改正する法律 | 同日次に法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。                  |

|  |   |
|--|---|
| 同日衆議院から、同院は政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨の通知書を受領した。                                | 同日内閣から、國と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条第一項において防衛省の職員の人事交流について準用する同法第二十三条第二項の規定に基づく令和四年防衛省と民間企業との間の人事交流に関する報告を受領した。 |
| 同日議長は、ムスタファ・シェントプ・トルコ共和国大国民議會議長より、同国南東部において発生した地震による被害に際し発送した見舞状に対する礼状を接受した。 | 同日議長は、ムスタファ・シェントプ・トルコ共和国大国民議會議長より、同国南東部において発生した地震による被害に際し発送した見舞状に対する礼状を接受した。                                |
| 昨二十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。                                      | 昨二十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。   |
| 同日衆議院提出案を議院運営委員会に付託した。   | 同日議長は、衆議院提出案を議院運営委員会に付託した。  |

|                                   |                                   |
|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を総務委員会に付託した。   | 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を総務委員会に付託した。   |
| 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求める件(閣承認第一号) | 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求める件(閣承認第一号) |
| 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を総務委員会に付託した。   | 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を総務委員会に付託した。   |
| 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求める件(閣承認第一号) | 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求める件(閣承認第一号) |
| 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を総務委員会に付託した。   | 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を総務委員会に付託した。   |

|  |   |
|--|---|
| 同日議長は、サードイク・サンジラーニ・パキスタン・イスラム共和国上院議長より、同国ペシャーワルにおいて一月三十日に発生したテロ事件による被害に際し発送した見舞状に対する礼状を接受した。 | 同日議長は、サードイク・サンジラーニ・パキستان・イスラム共和国上院議長より、同国ペシャーワルにおいて一月三十日に発生したテロ事件による被害に際し発送した見舞状に対する礼状を接受した。 |
| 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。   | 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  |

一、費用  
本法律施行に伴い、特に費用を要しない。

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響に十分に配意しつつ、調和のとれた対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

二 ロシア等に対する輸出入規制や経済安全保障への対応及び覚醒剤等の不正薬物や金の密輸入阻止の観点から、税関においては、警察庁等の関係省庁との連携及び情報共有を強化しつつ、一層厳格な水際取締りを行うこと。

三 経済のデジタル化や世界情勢の変化に伴い、税関業務が増大し、複雑化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、覚醒剤等の不正薬物・銃器を始めとした社会悪物品や知的財産侵害物品等の国内持込みの阻止により国民の安全・安心を確保するため、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員の定員の確保、処遇

改善、機構の充実、職場環境及び取締検査機器等を含む業務処理体制の整備等に特段の努力を払うとともに、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止の観点から職員への感染症対策に万全を期すこと。

右決議すること。

四 税関事務管理人制度の拡充等については、適正な執行が図られるよう職員の配置及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。

右決議する。

## 関税率法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

令和五年三月十四日

参議院議長 尾辻 秀久殿

衆議院議長 細田 博之

関税率法等の一部を改正する法律案

関税率法等の一部を改正する法律案

(関税率法の一部改正)  
第一条 関税率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表第〇四一〇・九〇号中 二 その他のもの  
二 プロポリス原塊  
三 その他のもの

別表第四四一八・九一号中 一 建具及び床柱  
二 その他のもの

一 セルラーバンブーパネル  
二 その他のもの  
(一) 建具及び床柱  
(二) その他のもの

別表の付表第一中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二

(1) 加熱式たばこその他の非燃焼吸引用の物品  
葉たばこ(たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)第二条第二号(定義)に規定する葉たばこ)をいう。

以下この表において同じ。を原料の全部又は一部としたものを含有するもの(紙その他これに類する材料のもので巻いたものに限る)。

以下この表において「葉たばこステイック」という。葉たばこを原料の全部又は一部としたものをカプセル入りにしたもの(以下この表において「葉たばこカプセル」という)及びたばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)第八条第二項(製造たばことみなす場合)に規定する加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物が充填されたもの(以下この表において「充填グリセリン等」という)をセットにして小売用の包装にしたもの

葉たばこカプセル一個及びこれに相当すると認められる量の充填グリセリン等につき五〇円

葉たばこ(カプセル一個及びこれに相当する量の充填グリセリン等につき五〇円)

第二四〇四・一一号の二

一本につき一五円

第二四〇四・一一号の二

一個につき五〇円

第二四〇四・一一号の二

(3) 充填グリセリン等を小売用の包装にしたもの(葉たばこステイックとともに使用されるものに限る。)

一個につき五〇円

第二四〇四・一一号の二



## 関税定率法等の一部を改正する法律案

事務管理人の届出をすべきことを書面で求めることができる。

第二項の規定による税関事務管理人の届出をしなかつたときは、同項の税関係手続に係る税関長は、本邦に住所又は居所（法人については、本店又は主たる事務所）を有する者で特定事項の処理につき便宜を有するもの（次項において「国内便宜者」という。）に対し、当該申告者等の税関事務管理人となることを書面で求めることができる。

第三項の税関長は、同項の申告者等（以下この項及び第七項において「特定申告者等」という。）が指定日までに第二項の規定による税関事務管理人の届出をしなかつたときは、前項の規定により税関事務管理人となることを求めた国内便宜者のうち次に掲げる者を、特定事項を処理させる税関事務管理人（次項及び第七項において「特定税関事務管理人」という。）として指定することができる。

計算の基礎となるべき事実又は当該特定申告者等に係る税関係手続等若しくは貨物について当該特定申告者等との間の契約により密接な関係を有する者は反復して行う場を提供する事業者は直接又は間接に所有し、管理し、又は所持する関係その他の政令で定める特殊の関係のある者

6 前項の税関長は、同項の規定により特定税

関事務管理人を指定した場合において、当該特定税関事務管理人に特定事項を処理させる必要がなくなつたときは、同項の規定による特定税関事務管理人の指定を解除するものとする。

7 前二項の税関長は、第五項の規定により特定税関事務管理人を指定したとき、又は前項の規定により特定税関事務管理人の指定を解除したときは、特定税関事務管理人又は特定申告者等に対し、書面によりその旨を通知する。

（関税暫定措置法の一部改正）  
第三条 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。  
第二条中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

第四条中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。  
第七条の三第一項及び第八項、第七条の四第一項並びに第七条の六第一項及び第五項中「令和四年度」を「令和五年度」に改める。

第八条第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

別表第一第一八〇六・一〇号中「二・三・一%」を「二・七%」に改め、同表第一八〇六・二〇号中「二・三%」を「二・九%」に改める。

別表第一第一九〇一・九〇号中「二・四・四%」を「二・七%」に改め、同表第一八〇六・一〇号中「二・三・四%」に改める。

別表第一第二〇一・一〇号中「二・一%」を「九・七%」に改める。

別表第一第二二〇六・一〇号中「二・五%」を「九・六%」に改め、同表第二二〇六・九〇号中「三四・四%」を「三・四%」に改める。

別表第一第二二〇六・一〇号中「二・九%」の六及び別表第一の八中「令和五年三月三一日」を「令和六年三月三一日」に改める。

別表第二第一〇四一〇・九〇号中  
二 その他のもの  
—— 四・五%

% 「 二 プロボリス原塊  
三 その他のもの  
—— 四・五%」に改める。

別表第三の一四の項中「第四四一八・八九号までの下に「第四四一八・九一号の」」を加え、「第四四一八・九一号の二」を「第四四一八・九一号の二の二」に改める。

附 則

（施行期日）  
第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中関税法第九十五条の改正規定並びに次条第二項及び附則第五条の規定 令和五年十月一日  
二 第二条中関税法第十二条の二から第十二条の四までの改正規定及び同法第十四条の改正規定並びに次条第一項の規定 令和六年一月一日

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）  
第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正）  
第五条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第六条 第二十二条の規定による改正後の関税法（以下この条において「新関税法」という。）第十二条の三及び第十二条の四第四項の規定は、令和六年一月一日以後に関税法第十二条第九項に規定する法定納期限が到来する関税について適用し、同日前に当該法定納期限が到来した関税については、なお従前の例による。この場合において、同日前に当該法定納期限が到来した関税に係る第二条の規定による改正前の関税法（以下この項において「旧関税法」という。）第十二条の三の規定による無申告加算税（同条第五項の規定の適用があるものを除く。）又は旧関税法第十二条の四第二項の規定による重加算税は、新関税法第十二条の三第四項第二号に規定する特定無申告加算税等とみなす。

2 新関税法第九十五条第八項の規定は、同条第五項に規定する特定税関事務管理人については、令和五年十月一日以後にその者が同条第一項に規定する税関事務管理人として処理した同項に規定する税関関係手続等に係る同項に規定する申告者等が保存すべきこととされている同条第八項の帳簿及び書類について適用する。

（罰則に関する経過措置）  
第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正）  
第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正）  
第五条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第六条 第二十二条の二中「ため国税通則法」を「ための国税通則法」に改め、「納税管理人」を「引取納税管理人」に改め、「規定する税関事務管理人」の下に「（以下この条において「税関事務管理人」という。）」を加え、「当該」を削り、「保税地域からの引取りに係る内国消費税に関する事項を処理させるための納税管理人」を「として定められた者を引取納税管理人」に改め、同条に次の三項を加える。

2 引取納税管理人及び税関事務管理人を定めなければならぬ者が、税関長に対して国税通則法第一百七十七条第二項の規定による引取納税管理人の届出及び関税法第九十五条第二項

の規定による税関事務管理人の届出をしなかつた場合には、当該税関長は、これらの届出をしなかつた者に対し、同条第三項の求めに併せて、内国消費税に関する特定事項（保税地域からの引取りに係る内国消費税に関する事項のうち引取納税管理人に処理させる必要があると認められるものとして財務省令で定めるものをいう。次項において同じ。）を明示して、当該求めに係る同条第三項の指定日までに、引取納税管理人の届出をすべきことを書面で求めることができ、かつ、同条第四項の国内便宜者に対し、同項の求めに併せて引取納税管理人となることを書面で求めることができる。

3 関税法第九十五条第三項の求めに併せて前項の規定による引取納税管理人の届出をすべきことの求めをした税関長は、これらの求めを受けた者が同項の指定日までに当該税関長に対し同条第二項の規定による税関事務管理人の届出及び国税通則法第一百七十二条第二項の規定による引取納税管理人の届出をしなかつた場合において、関税法第九十五条第四項の求めと併せて前項の規定による引取納税管理人となることの求めを受けた者を同条第五項の規定により同項に規定する特定税関事務管理人として指定するときは、当該特定税関事務管理人を、内国消費税に関する特定事項を処理させる引取納税管理人（次項において「特定引取納税管理人」という。）として併せて指定することができる。

4 国税通則法第一百七十二条第六項及び第七項の規定は、前項の規定により税関長が特定引取納税管理人を指定した場合について準用する。この場合において、同条第七項中「特定納税者」とあるのは、「輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律第二十一条の第二項（保税地域からの引取りに係る納税管理

人の規定による同条第一項に規定する引取納税管理人の届出をすべきこととの求めを受けた者」と読み替えるものとする。

#### 審査報告書

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和五年三月三十日

厚生労働委員長 山田 宏

#### 要領書

参議院議長 尾辻 秀久殿

#### 一、委員会の決定の理由

本法律案は、駐留軍関係離職者及び漁業離職者の発生が今後においても引き続き予想される状況に鑑み、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する。

第二条 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和五十二年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十五年六月三十日」を「令和十年六月三十日」に改める。

附 則

#### （施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（防衛省設置法及び自衛隊法の一部改正）

2 次に掲げる法律の規定中「令和五年五月十六日」を「令和十年五月十六日」に改める。

（厚生労働省設置法の一部改正）

一 防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十号）附則第二項の表及び附則第四項

二 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）

附則第六項

（厚生労働省設置法の一部改正）

3 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「平成三十五年五月十六日」を「令和十年五月十六日」に改める。

#### 審査報告書

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和五年三月三十日

厚生労働委員長 山田 宏

#### 要領書

参議院議長 尾辻 秀久殿

#### 一、委員会の決定の理由

本法律案は、戦没者等の妻に対し、特別給付金を継続して支給する等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

本法施行に要する経費（支給事務に要する経費）として、令和五年度一般会計予算（厚生労働省所管）に約四千八百万円が計上されている。

なお、令和五年四月一日を基準日とする特別給付金に係る国債の償還分として、令和六年度においては、一般会計予算（財務省所管）に約十二億円が計上される見込みである。

#### 一、費用

本法施行に要する経費（支給事務に要する経費）として、令和五年度一般会計予算（厚生労働省所管）に約四千八百万円が計上されている。

なお、令和五年四月一日を基準日とする特別給付金に係る国債の償還分として、令和六年度においては、一般会計予算（財務省所管）に約十二億円が計上される見込みである。

#### 一、費用

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

令和五年三月十六日

参議院議長 尾辻 秀久殿

衆議院議長 細田 博之

二項（保税地域からの引取りに係る納税管理

令和五年三月三十日 参議院会議録第十二号

## 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律案

(国債の発行の日)

2 第四条第二項に規定する国債の発行の日は、令和五年十一月一日とする。

附則第三項から第七十五項までを削り、附則第七十六項を附則第三項とする。

(戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正)

第一条 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和十二年七月七日」を「昭和六年九月十八日」に、「昭和三十八年四月一日」を「基準日」に改め、同条第一号中「もとの」を「元の」に改め、同条第二号中「以下」の下に「この号において」を加え、同条第三号中「に掲げる」を「第四号若しくは第五号に掲げる」に、「同法」を「附則第二十項若しくは」を「附則第二十項」に、「の規定」を「戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第二十七号)附則第五条第一項若しくは戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)附則第七条第一項の規定に改め、同条第四号中「に掲げる」を「又は第四号に掲げる」に、「同法」を「戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第七十四号)の下に「又は同法第七条の三の規定によりを加え、同条第六号中「同法」を「遺族援護法」に改め、同条に次の二項を加える。2 前項の基準日は、令和五年四月一日とする。第三条中第二項から第六項までを削り、第七项を第二項とする。第四条第一項を次のように改める。特別給付金の額は、百十万元とし、五年以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。第十一条を削り、第十二条の二を第十二条とす。附則第二項を次のように改める。

附則第九条を削る。

第八条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四条の前の見出しを削り、同条に見出しへして「(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)」を付し、附則第五条及び第六条を次のように改める。

第一条 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を次のように改正する。

附則第三項から第七十五項までを削り、附則第七十六項を附則第三項とする。

(戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正)

第一条中「昭和五年四月一日」を「令和四年四月一日」に改める。

附則第二項中「令和五年十一月一日」を「令和十年十一月一日」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

附則第九条を削る。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十一条の二を削る。

附則第十二条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条を削る。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十五条 战傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十六条の二を次のように改める。

附則第十七条 战傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十八条 战傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第七十四号)の一部を次のように改める。

附則第十九条 削除

附則第十五条を次のように改める。

第六条 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十六条の二を次のように改める。

第四条の二 削除

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

第七条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第二百三十三号)の一部を次のように改める。

十三年新法を「令和三年新法」に、「平成三十三年新法」を「令和三年新法」に、「平成三十三年旧法」を「令和三年旧法」に改める。

附則第二項を次のように改める。

附則第二項を次のように改める。

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行

## (号外)

|   |
|---|
| する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。   |
| 一 附則第四条の規定 公布の日   |
| 二 第二条及び附則第三条の規定 令和十年四月一日  |
| (第一条の規定による戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置)   |
| 第二条 第一条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(以下「旧法」という。)の規定により支給し、又は支給すべきであつた特別給付金については、なお従前の例による。   |
| 2 平成二十五年十月二日から平成二十九年十二月三十一日までの間に旧法第三条第二項から第六項までの規定による特別給付金を受ける権利を得た者については、第一条の規定による改正後の戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(以下「令和五年新法」という。)第二条第一項の基準日は、同条第二項の規定にかかわらず、当該特別給付金を受ける権利を取得した日から十年を経過した日の属する年の四月一日(次条第二項において「令和五年新法特例基準日」という。)とし、令和五年新法第四条第二項に規定する国債の発行の日は、令和五年新法附則第二項の規定にかかわらず、当該年の十一月一日とする。        |
| 3 平成三十年一月一日から令和四年十月一日までの間に旧法第二条第二項から第六項までの規定による特別給付金を受ける権利を取得した者は、令和五年新法第三条第一項の規定にかかわらず、同項の規定による特別給付金を受ける権利はない。   |
| 4 令和三年四月一日以降に戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法昭和四十一年法律第九号)第三条第一項の規定による特別給付金を受ける権利を取得した者については、令和五年   |
| 新法第三条第一項の規定にかかわらず、同項の規定による特別給付金は、支給しない。   |
| 5 前項に規定する者であつて、令和八年四月一日において令和五年新法第二条第一項各号に掲げる給付を受ける権利を有するもの(次条第六項において「特定戦没者等の妻」という。)には、前項の規定にかかわらず、令和五年新法第三条第一項の規定による特別給付金を支給する。  |
| 6 前項の規定により特別給付金を受ける権利を取得するに至つた者に交付する令和五年新法第四条第二項に規定する国債の発行の日は、令和五年新法附則第二項の規定にかかわらず、令和二年新法第三条第二項及び第四条から第十三条まで並びに附則第二項及び第三項の規定は、前項の規定による特別給付金について準用する。この場合において、令和十年新法附則第二項中「令和十年十一月一日」とあるのは、「戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律(令和五年法律第一号)附則第三条第三項に規定する令和十年新法特例基準日から五年を経過した日の属する年の十一月一日」と読み替えるものとする。 |
| 2 前条第二項に規定する者については、第二条の規定による改正後の戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(以下「令和十年新法」という。)第二条第一項の基準日は、同条第二項の規定にかかわらず、令和十年新法附則第二項の規定にかかるとおりである。  |
| 3 前条第三項に規定する者については、令和十一年新法第四条第二項に規定する国債の発行の日は、令和十年新法附則第二項の規定にかかるとおり、同年十一月一日とする。   |
| 4 第四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。  |
| 第五条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正   |
| 1 近年、我が国近海では海水温の上昇等の海洋環境の変化によつて、不漁や魚種の変化が生じている。こうした環境の変化に対応して、漁業自体の底上げを図ると同時に、持続性のある産業となるよう水産加工業の在り方や支援の方向性について検討すること。  |
| 2 我が国の水産加工業は、中小・零細企業が大部分を占めることから、共同化の推進を含め、   |

令和五年三月三十日 参議院会議録第十二号 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一一一

三 水産加工業における環境対策を推進するため、環境負荷低減に資することともに魚種転換にも柔軟に対応できる機器の導入等や加工残さの有効利用等の取組を支援すること。

右決議する。

水産加工業施設改良資金金融通臨時措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

令和五年三月十六日

参議院議長 尾辻 秀久殿 衆議院議長 細田 博之

水産加工業施設改良資金金融通臨時措置法の一  
部を改正する法律案

五十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

水産加工業施設改良資金金融通臨時措置法の一部を改正する法律

「令和十年三月三十一日」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和五年三月三十日

参議院議長 尾辻 秀久殿 外交防衛委員長 阿達 雅志

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十九号)の一部を改正する法律案

#### 要領書

#### 一、委員会の決定の理由

本法律案は、在外公館として在ローマ国際機関日本政府代表部を新設するとともに、同政府代表部に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めること、在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当の加算額の限度を改定すること、当該子女教育手当の支給に係る例外規定を整備すること及び外務公務員の研修員手当の支給額を改定することを内容とするものであつて、妥当な措置と認める。

第十五条の二第二項第一号イ中「この条」の下に「及び次条第三項」を加え、同条第五項中「四万三千円」を「五万三千円」に改める。

ただし、この限りでない。

第十五条の三第四項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項に次のだし書を加える。

ただし、前項の規定により子女教育手当を一括して支給することとなる場合は、この限りでない。

第十五条の三第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

別表第一のうち一 大使館の表歐州の項中「在ウクライナ日本国大使館

—ウクライナ—キエフ—」を「在ウクライナ日本国大使館

—ウクライナ—キーウ—」に、「在カザフスタン日本国大使館

—カザフスタン—ヌルスルタң—」を「在カザフスタン日本国大使館

—カザフスタン—アスター—」に、「在モルドバ日本国大使館

—モルドバ—キシニョフ—」を「在モルドバ日本国大使館

—モルドバ—キシナウ—」に改める。

別表第一のうち三 政府代表部の表歐州の項中「在ウイーン国際機関日本政府代表部

—オーストリア—ウィーン—」を「在ローマ国際機関日本政府代表部

—オーストリア—ローマ—」に改める。

別表第一及び別表第三を次のように改める。

年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

3 第一項の規定にかかわらず、在外職員が当該在外職員の年少子女が教育を受ける教育施設に現に要する当該年少子女に係る必要経費の前払をした場合において、当該在外職員が外務省令で定めるやむを得ない事情により帰國(出張のための帰国を除く)又は新在勤地への転勤を命ぜられたときは、前条各項に規定する当該在外職員に支給する子女教育手当については、既に支給した分の翌月分から当該前払の対象となる期間が終了するまでの期間(外務省令で定める期間に限る)の各月の月額を合算した額を一括して支給することができる。ただし、当該教育施設から前払をした必要経費の全部又は一部の返還を受けたときは、その額を当該合算した額から控除するものとする。

## (外) 報 告

別表第二 在勤基本手当の基準額(第十条関係)

## 一 大使館

| 地 域           | 所 在 国       | 号         |         |         |         |         |         |         |         |         | 別       |         |         |  |  |  |  |  |  |
|---------------|-------------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--|--|--|--|--|--|
|               |             | 大 使       | 公 使     | 特 号     | 1 号     | 2 号     | 3 号     | 4 号     | 5 号     | 6 号     | 7 号     | 8 号     | 9 号     |  |  |  |  |  |  |
| ア ジ ア         |             |           |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |  |  |  |  |  |  |
|               | イ ン ド       | 770,000   | 700,000 | 664,000 | 641,800 | 608,600 | 553,200 | 497,800 | 442,400 | 398,100 | 375,900 | 353,800 | 331,600 |  |  |  |  |  |  |
|               | イ ン ド ネ シ ア | 690,000   | 580,000 | 545,000 | 524,000 | 492,500 | 440,000 | 387,500 | 335,000 | 293,000 | 272,000 | 251,000 | 230,000 |  |  |  |  |  |  |
|               | カ ッ ボ デ ジ ア | 730,000   | 700,000 | 658,000 | 633,700 | 597,200 | 536,400 | 475,600 | 414,800 | 366,200 | 341,800 | 317,500 | 293,200 |  |  |  |  |  |  |
|               | シ ン カ ポ ー ル | 850,000   | 760,000 | 708,600 | 680,300 | 637,800 | 566,900 | 496,000 | 425,200 | 368,500 | 340,100 | 311,800 | 283,500 |  |  |  |  |  |  |
|               | ス リ ラ ン カ   | 600,000   | 580,000 | 548,800 | 528,900 | 499,000 | 449,100 | 399,200 | 349,400 | 309,500 | 289,500 | 269,600 | 249,700 |  |  |  |  |  |  |
|               | タ イ         | 750,000   | 640,000 | 593,400 | 569,600 | 534,000 | 474,700 | 415,400 | 356,000 | 308,600 | 284,800 | 261,100 | 237,400 |  |  |  |  |  |  |
| 大 蘭 民 国       |             | 810,000   | 680,000 | 636,100 | 610,700 | 572,500 | 508,900 | 445,300 | 381,700 | 330,800 | 305,300 | 279,900 | 254,500 |  |  |  |  |  |  |
| 中 华 人 民 共 和 国 |             | 1,010,000 | 810,000 | 751,800 | 722,500 | 678,600 | 605,400 | 532,200 | 459,100 | 400,500 | 371,200 | 342,000 | 312,700 |  |  |  |  |  |  |
| ネ パ ル         |             | 710,000   | 690,000 | 658,100 | 637,800 | 607,300 | 556,500 | 505,700 | 454,900 | 414,200 | 393,900 | 373,600 | 353,300 |  |  |  |  |  |  |
| パ キ 斯 坦       |             | 750,000   | 700,000 | 665,300 | 646,700 | 618,800 | 572,300 | 525,800 | 479,300 | 442,100 | 423,500 | 404,900 | 386,300 |  |  |  |  |  |  |
| バ ン グ ラ デ シ ュ |             | 810,000   | 780,000 | 743,900 | 720,900 | 686,500 | 629,100 | 571,700 | 514,300 | 468,400 | 445,500 | 422,500 | 399,600 |  |  |  |  |  |  |
| 東 テ イ モ ー ル   |             | 800,000   | 780,000 | 738,600 | 715,100 | 679,800 | 620,900 | 562,000 | 503,200 | 456,100 | 432,500 | 409,000 | 385,500 |  |  |  |  |  |  |
| フ ィ リ ピン      |             | 690,000   | 580,000 | 545,500 | 524,500 | 493,000 | 440,400 | 387,900 | 335,300 | 293,300 | 272,200 | 251,200 | 230,200 |  |  |  |  |  |  |
| ブ ー タ ン       |             | 730,000   | 700,000 | 664,000 | 641,800 | 608,600 | 553,200 | 497,800 | 442,400 | 398,100 | 375,900 | 353,800 | 331,600 |  |  |  |  |  |  |
| ブルネイ          |             | 660,000   | 640,000 | 595,300 | 571,400 | 535,700 | 476,200 | 416,700 | 357,200 | 309,500 | 285,700 | 261,900 | 238,100 |  |  |  |  |  |  |
| ベトナム          |             | 640,000   | 580,000 | 541,800 | 520,900 | 489,600 | 437,400 | 385,200 | 333,100 | 291,300 | 270,400 | 249,600 | 228,700 |  |  |  |  |  |  |
| マ レ シ ア       |             | 640,000   | 580,000 | 541,100 | 519,500 | 487,000 | 432,900 | 378,800 | 324,700 | 281,400 | 259,700 | 238,100 | 216,500 |  |  |  |  |  |  |
| ミ ャ ン マ ー     |             | 710,000   | 690,000 | 647,600 | 625,300 | 591,900 | 536,100 | 480,300 | 424,600 | 380,000 | 357,700 | 335,400 | 313,100 |  |  |  |  |  |  |
| モ ル テ ィ ブ     |             | 750,000   | 730,000 | 683,500 | 659,800 | 624,200 | 564,800 | 505,500 | 446,100 | 398,600 | 374,900 | 351,100 | 327,400 |  |  |  |  |  |  |
| モ ン ゴ ル       |             | 710,000   | 680,000 | 647,000 | 625,500 | 593,300 | 539,600 | 485,900 | 432,200 | 389,200 | 367,800 | 346,300 | 324,800 |  |  |  |  |  |  |
| ラ オ ス         |             | 660,000   | 640,000 | 604,500 | 582,700 | 550,100 | 495,600 | 441,200 | 386,700 | 343,100 | 321,400 | 299,600 | 277,800 |  |  |  |  |  |  |
| 大 洋 州         | オーストラリア     | 690,000   | 620,000 | 577,500 | 554,400 | 519,800 | 462,000 | 404,300 | 346,500 | 300,300 | 277,200 | 254,100 | 231,000 |  |  |  |  |  |  |
|               | キ リ バ ス     | 830,000   | 810,000 | 762,100 | 737,600 | 700,900 | 639,700 | 578,500 | 517,300 | 468,300 | 443,800 | 419,300 | 394,900 |  |  |  |  |  |  |
|               | ク ッ ク       | 680,000   | 650,000 | 608,600 | 584,300 | 547,800 | 486,900 | 426,000 | 365,200 | 316,500 | 292,100 | 267,800 | 243,500 |  |  |  |  |  |  |
|               | サ モ ア       | 750,000   | 730,000 | 682,400 | 657,100 | 619,100 | 555,900 | 492,700 | 429,400 | 378,800 | 353,500 | 328,200 | 303,000 |  |  |  |  |  |  |
|               | ソ ロ モ ン     | 830,000   | 800,000 | 758,000 | 733,700 | 697,200 | 636,400 | 575,600 | 514,800 | 466,200 | 441,800 | 417,500 | 393,200 |  |  |  |  |  |  |
|               | ツ バ ル       | 650,000   | 630,000 | 586,800 | 564,100 | 530,100 | 473,400 | 416,700 | 360,100 | 314,700 | 292,000 | 269,400 | 246,700 |  |  |  |  |  |  |
|               | ト ン ガ       | 770,000   | 740,000 | 698,600 | 674,300 | 637,800 | 576,900 | 516,000 | 455,200 | 406,500 | 382,100 | 357,800 | 333,500 |  |  |  |  |  |  |
|               | ナ ヴ ル       | 650,000   | 630,000 | 586,800 | 564,100 | 530,100 | 473,400 | 416,700 | 360,100 | 314,700 | 292,000 | 269,400 | 246,700 |  |  |  |  |  |  |

令和五年二月三十日 参議院会議録第十二号 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一四

|                     |           |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |
|---------------------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 二ウエ<br>ニュージーランド     | 680,000   | 650,000 | 608,600 | 584,300 | 547,800 | 486,900 | 426,000 | 365,200 | 316,500 | 292,100 | 267,800 | 243,500 |
| バヌアツ                | 680,000   | 650,000 | 608,600 | 584,300 | 547,800 | 486,900 | 426,000 | 365,200 | 316,500 | 292,100 | 267,800 | 243,500 |
| パプアニューギニア           | 740,000   | 710,000 | 663,400 | 637,600 | 599,000 | 534,700 | 470,400 | 406,000 | 354,600 | 328,800 | 303,100 | 277,400 |
| パラオ                 | 870,000   | 840,000 | 798,100 | 772,200 | 733,300 | 668,500 | 603,700 | 538,900 | 487,000 | 461,100 | 435,200 | 409,300 |
| フィジー                | 790,000   | 770,000 | 714,600 | 686,800 | 645,200 | 575,700 | 506,200 | 436,800 | 381,200 | 353,400 | 325,600 | 297,900 |
| マーシャル<br>ミクロネシア     | 650,000   | 630,000 | 586,800 | 564,100 | 530,100 | 473,400 | 416,700 | 360,100 | 314,700 | 292,000 | 269,400 | 246,700 |
| 北米                  | 880,000   | 850,000 | 799,900 | 771,500 | 728,900 | 657,900 | 586,900 | 515,900 | 459,100 | 430,700 | 402,300 | 374,000 |
| カナダ                 | 1,100,000 | 830,000 | 770,000 | 739,200 | 693,000 | 616,000 | 539,000 | 462,000 | 400,400 | 369,600 | 338,800 | 308,000 |
| 中南米                 | 760,000   | 680,000 | 635,400 | 610,000 | 571,800 | 508,300 | 444,800 | 381,200 | 330,400 | 305,000 | 279,600 | 254,200 |
| アルゼンチン              | 700,000   | 680,000 | 630,600 | 605,400 | 567,600 | 504,500 | 441,400 | 378,400 | 327,900 | 302,700 | 277,500 | 252,300 |
| アンティグア・バーブーダ        | 730,000   | 700,000 | 659,900 | 635,500 | 598,900 | 537,900 | 476,900 | 415,900 | 367,100 | 342,700 | 318,300 | 294,000 |
| ウルグアイ               | 780,000   | 750,000 | 696,800 | 668,900 | 627,100 | 557,400 | 487,700 | 418,100 | 362,300 | 334,400 | 306,600 | 278,700 |
| エクアドル               | 770,000   | 740,000 | 697,800 | 671,800 | 633,000 | 568,200 | 503,400 | 438,700 | 386,800 | 360,900 | 335,000 | 309,100 |
| エルサルバドル             | 760,000   | 730,000 | 689,000 | 665,000 | 629,100 | 569,200 | 509,300 | 449,400 | 401,500 | 377,500 | 353,600 | 329,600 |
| ガイアナ                | 730,000   | 700,000 | 659,900 | 635,500 | 598,900 | 537,900 | 476,900 | 415,900 | 367,100 | 342,700 | 318,300 | 294,000 |
| キューバ                | 820,000   | 790,000 | 750,300 | 726,200 | 690,200 | 630,200 | 570,200 | 510,200 | 462,100 | 438,100 | 414,100 | 390,100 |
| グアテマラ               | 850,000   | 820,000 | 772,300 | 745,000 | 704,000 | 635,800 | 567,600 | 499,400 | 444,800 | 417,500 | 390,200 | 362,900 |
| グレナダ                | 730,000   | 700,000 | 659,900 | 635,500 | 598,900 | 537,900 | 476,900 | 415,900 | 367,100 | 342,700 | 318,300 | 294,000 |
| コスタリカ               | 710,000   | 680,000 | 637,400 | 612,700 | 575,600 | 513,900 | 452,200 | 390,400 | 341,000 | 316,300 | 291,600 | 267,000 |
| コロンビア               | 700,000   | 680,000 | 639,900 | 617,900 | 584,900 | 529,900 | 474,900 | 419,900 | 375,900 | 353,900 | 331,900 | 310,000 |
| ジャマイカ               | 720,000   | 700,000 | 654,500 | 630,300 | 594,100 | 533,600 | 473,200 | 412,700 | 364,300 | 340,200 | 316,000 | 291,800 |
| スリナム                | 730,000   | 700,000 | 659,900 | 635,500 | 598,900 | 537,900 | 476,900 | 415,900 | 367,100 | 342,700 | 318,300 | 294,000 |
| セントクリストファー・ネービ<br>ス | 730,000   | 700,000 | 659,900 | 635,500 | 598,900 | 537,900 | 476,900 | 415,900 | 367,100 | 342,700 | 318,300 | 294,000 |
| セントビンセント<br>セントルシア  | 730,000   | 700,000 | 659,900 | 635,500 | 598,900 | 537,900 | 476,900 | 415,900 | 367,100 | 342,700 | 318,300 | 294,000 |
| チリ                  | 690,000   | 670,000 | 624,300 | 599,300 | 561,800 | 499,400 | 437,000 | 374,600 | 324,600 | 299,600 | 274,700 | 249,700 |
| ドミニカ<br>ドミニカ共和国     | 730,000   | 700,000 | 659,900 | 635,500 | 598,900 | 537,900 | 476,900 | 415,900 | 367,100 | 342,700 | 318,300 | 294,000 |
| トリニダード・トバゴ<br>ニカラグア | 730,000   | 700,000 | 659,900 | 635,500 | 598,900 | 537,900 | 476,900 | 415,900 | 367,100 | 342,700 | 318,300 | 294,000 |
| ハイチ                 | 760,000   | 730,000 | 695,400 | 673,600 | 640,800 | 586,300 | 531,800 | 477,200 | 433,600 | 411,800 | 390,000 | 368,200 |
|                     | 970,000   | 895,600 | 869,000 | 829,100 | 762,500 | 695,900 | 629,400 | 576,100 | 549,500 | 522,900 | 496,300 |         |

(外) 報 告

|        |           |           |           |         |         |         |         |         |         |         |         |         |
|--------|-----------|-----------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| パナマ    | 670,000   | 650,000   | 603,400   | 580,000 | 545,000 | 486,700 | 428,400 | 370,000 | 323,400 | 300,000 | 276,700 | 253,400 |
| パハマ    | 720,000   | 700,000   | 654,500   | 630,300 | 594,100 | 533,600 | 473,200 | 412,700 | 364,300 | 340,200 | 316,000 | 291,800 |
| パラグアイ  | 660,000   | 640,000   | 603,000   | 580,900 | 547,700 | 492,400 | 437,100 | 381,800 | 337,600 | 315,400 | 293,300 | 271,200 |
| パルバドス  | 910,000   | 880,000   | 823,400   | 792,400 | 746,000 | 668,700 | 591,400 | 514,000 | 452,200 | 421,200 | 390,300 | 359,400 |
| プラジル   | 680,000   | 660,000   | 617,000   | 593,100 | 557,300 | 497,600 | 437,900 | 378,200 | 330,400 | 306,600 | 282,700 | 258,800 |
| ペネズエラ  | 1,100,000 | 1,070,000 | 1,007,400 | 973,200 | 922,000 | 836,700 | 751,400 | 666,100 | 597,800 | 563,700 | 529,500 | 495,400 |
| ベリーズ   | 730,000   | 700,000   | 660,600   | 636,200 | 599,600 | 538,500 | 477,400 | 416,400 | 367,500 | 343,100 | 318,700 | 294,300 |
| ペルー    | 730,000   | 700,000   | 660,400   | 636,000 | 599,300 | 538,300 | 477,300 | 416,200 | 367,400 | 343,000 | 318,600 | 294,200 |
| ボリビア   | 790,000   | 770,000   | 731,600   | 709,200 | 675,500 | 619,300 | 563,100 | 507,000 | 462,000 | 439,600 | 417,100 | 394,700 |
| ボンジュラス | 790,000   | 760,000   | 721,900   | 699,000 | 664,700 | 607,500 | 550,300 | 493,100 | 447,400 | 424,500 | 401,600 | 378,800 |
| メリシコ   | 740,000   | 710,000   | 667,600   | 641,700 | 602,900 | 538,100 | 473,300 | 408,600 | 356,800 | 330,900 | 305,000 | 279,100 |
| 欧洲     | アイスランド    | 760,000   | 730,000   | 683,900 | 656,500 | 615,500 | 547,100 | 478,700 | 410,300 | 355,600 | 328,300 | 300,900 |
|        | アイルランド    | 680,000   | 650,000   | 608,900 | 584,500 | 548,000 | 487,100 | 426,200 | 365,300 | 316,600 | 292,300 | 267,900 |
|        | アルゼンチン    | 620,000   | 600,000   | 557,300 | 535,800 | 503,500 | 449,800 | 396,100 | 342,400 | 299,400 | 277,900 | 256,400 |
|        | アルバニア     | 670,000   | 640,000   | 604,500 | 582,300 | 549,100 | 493,600 | 438,200 | 382,700 | 338,300 | 316,200 | 294,000 |
|        | アルメニア     | 680,000   | 650,000   | 614,300 | 591,700 | 557,800 | 501,400 | 445,000 | 388,600 | 343,400 | 320,800 | 298,300 |
|        | アンドラ      | 680,000   | 660,000   | 615,400 | 590,800 | 553,800 | 492,300 | 430,800 | 369,200 | 320,000 | 295,400 | 270,800 |
|        | イタリア      | 730,000   | 660,000   | 613,600 | 589,100 | 552,300 | 490,900 | 429,500 | 368,200 | 319,100 | 294,500 | 270,000 |
|        | ウクライナ     | 860,000   | 830,000   | 793,400 | 770,800 | 737,000 | 680,700 | 624,400 | 568,000 | 523,000 | 500,400 | 477,900 |
|        | ウズベキスタン   | 620,000   | 600,000   | 563,800 | 543,200 | 512,400 | 461,000 | 409,600 | 358,300 | 317,200 | 296,600 | 276,100 |
|        | 英國        | 900,000   | 760,000   | 706,000 | 677,800 | 635,400 | 564,800 | 494,200 | 423,600 | 367,100 | 338,900 | 310,600 |
|        | エストニア     | 620,000   | 600,000   | 559,300 | 536,900 | 503,300 | 447,400 | 391,500 | 335,600 | 290,800 | 268,400 | 246,100 |
|        | オーストリア    | 810,000   | 730,000   | 677,800 | 650,600 | 610,000 | 542,200 | 474,400 | 406,700 | 352,400 | 325,300 | 298,200 |
|        | オランダ      | 720,000   | 690,000   | 647,900 | 632,000 | 583,100 | 518,300 | 453,500 | 388,700 | 336,900 | 311,000 | 285,100 |
|        | カザフスタン    | 680,000   | 660,000   | 622,600 | 601,300 | 569,400 | 516,100 | 462,800 | 409,600 | 367,000 | 345,700 | 324,400 |
|        | 北マケドニア    | 550,000   | 530,000   | 495,300 | 476,700 | 448,800 | 402,400 | 356,000 | 309,600 | 272,400 | 253,800 | 235,300 |
|        | キプロス      | 620,000   | 600,000   | 559,000 | 536,600 | 503,100 | 447,200 | 391,300 | 335,400 | 290,700 | 268,300 | 246,000 |
|        | ギリシャ      | 600,000   | 580,000   | 542,800 | 521,000 | 488,500 | 434,200 | 379,900 | 325,700 | 282,200 | 260,500 | 238,800 |
|        | キルギス      | 630,000   | 610,000   | 578,900 | 559,500 | 530,400 | 481,900 | 433,400 | 384,900 | 346,100 | 326,700 | 307,300 |
|        | クロアチア     | 620,000   | 590,000   | 554,600 | 532,400 | 499,200 | 443,700 | 388,200 | 332,800 | 288,400 | 266,200 | 244,000 |
|        | コソボ       | 590,000   | 570,000   | 535,600 | 516,500 | 487,900 | 440,200 | 392,500 | 344,800 | 306,600 | 287,500 | 268,400 |
|        | サンマリノ     | 680,000   | 660,000   | 613,600 | 589,100 | 552,300 | 490,900 | 429,500 | 368,200 | 319,100 | 294,500 | 270,000 |
|        | ジョージア     | 630,000   | 610,000   | 574,900 | 553,900 | 522,400 | 469,900 | 417,400 | 364,900 | 322,900 | 301,900 | 280,900 |

## 外局報知

|              |           |           |           |         |         |         |         |         |         |         |         |         |
|--------------|-----------|-----------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| スイス          | 990,000   | 960,000   | 892,100   | 856,400 | 802,900 | 713,700 | 624,500 | 535,300 | 463,900 | 428,200 | 392,500 | 356,900 |
| スウェーデン       | 710,000   | 690,000   | 639,300   | 613,700 | 575,300 | 511,400 | 447,500 | 383,600 | 332,400 | 306,800 | 281,300 | 255,700 |
| スペイン         | 660,000   | 640,000   | 596,100   | 572,300 | 536,500 | 476,900 | 417,300 | 357,700 | 310,000 | 286,100 | 262,300 | 238,500 |
| スロバキア        | 660,000   | 630,000   | 592,400   | 568,700 | 533,100 | 473,900 | 414,700 | 355,400 | 308,000 | 284,300 | 260,600 | 237,000 |
| スロベニア        | 610,000   | 590,000   | 552,000   | 529,900 | 496,800 | 441,600 | 386,400 | 331,200 | 287,000 | 265,000 | 242,900 | 220,800 |
| セルビア         | 650,000   | 620,000   | 584,400   | 561,800 | 527,900 | 471,500 | 415,100 | 358,600 | 313,500 | 290,900 | 268,300 | 245,800 |
| タジキスタン       | 730,000   | 710,000   | 680,500   | 661,000 | 631,900 | 583,400 | 534,900 | 486,400 | 447,500 | 428,100 | 408,700 | 389,300 |
| チエコ          | 740,000   | 710,000   | 661,900   | 635,400 | 595,700 | 529,500 | 463,300 | 397,100 | 344,200 | 317,700 | 291,200 | 264,800 |
| デンマーク        | 810,000   | 780,000   | 728,500   | 699,400 | 655,700 | 582,800 | 510,000 | 437,100 | 378,800 | 349,700 | 320,500 | 291,400 |
| ドイツ          | 800,000   | 670,000   | 625,800   | 600,700 | 563,200 | 500,600 | 438,000 | 375,500 | 325,400 | 300,400 | 275,300 | 250,300 |
| トルクメニスタン     | 1,130,000 | 1,100,000 | 1,033,300 | 998,700 | 946,900 | 860,600 | 774,300 | 688,000 | 618,900 | 584,400 | 549,800 | 515,300 |
| ノルウェー        | 790,000   | 770,000   | 713,600   | 685,100 | 642,300 | 570,900 | 499,500 | 428,200 | 371,100 | 342,500 | 314,000 | 285,500 |
| パチカン         | 680,000   | 660,000   | 613,600   | 589,100 | 552,300 | 490,900 | 429,500 | 368,200 | 319,100 | 294,500 | 270,000 | 245,500 |
| ハンガリー        | 580,000   | 560,000   | 523,400   | 502,400 | 471,000 | 418,700 | 366,400 | 314,000 | 272,200 | 251,200 | 230,300 | 209,400 |
| フィンランド       | 760,000   | 730,000   | 682,100   | 654,800 | 613,900 | 545,700 | 477,500 | 409,300 | 354,700 | 327,400 | 300,100 | 272,900 |
| フランス         | 780,000   | 660,000   | 615,400   | 590,800 | 553,800 | 492,300 | 430,800 | 369,200 | 320,000 | 295,400 | 270,800 | 246,200 |
| ブルガリア        | 610,000   | 590,000   | 552,600   | 530,500 | 497,400 | 442,100 | 386,800 | 331,600 | 287,400 | 265,300 | 243,200 | 221,100 |
| ベラルーシ        | 700,000   | 680,000   | 637,500   | 615,600 | 582,800 | 528,000 | 473,300 | 418,500 | 374,700 | 352,800 | 330,900 | 309,000 |
| ベルギー         | 700,000   | 680,000   | 632,000   | 606,700 | 568,800 | 505,600 | 442,400 | 379,200 | 328,600 | 303,400 | 278,100 | 252,800 |
| ボーランド        | 580,000   | 560,000   | 526,300   | 505,200 | 473,600 | 421,000 | 368,400 | 315,800 | 273,700 | 252,600 | 231,600 | 210,500 |
| ボスニア・ヘルツェゴビナ | 560,000   | 540,000   | 507,800   | 488,500 | 459,600 | 411,400 | 363,200 | 315,000 | 276,400 | 257,200 | 237,900 | 218,600 |
| ボルトガル        | 630,000   | 600,000   | 563,400   | 540,800 | 507,000 | 450,700 | 394,400 | 338,000 | 293,000 | 270,400 | 247,900 | 225,400 |
| マルタ          | 680,000   | 660,000   | 613,600   | 589,100 | 552,300 | 490,900 | 429,500 | 368,200 | 319,100 | 294,500 | 270,000 | 245,500 |
| モナコ          | 680,000   | 660,000   | 615,400   | 590,800 | 553,800 | 492,300 | 430,800 | 369,200 | 320,000 | 295,400 | 270,800 | 246,200 |
| モルドバ         | 690,000   | 670,000   | 625,100   | 602,100 | 567,600 | 510,100 | 452,600 | 395,100 | 349,100 | 326,100 | 303,100 | 280,100 |
| モンテネグロ       | 650,000   | 620,000   | 584,400   | 561,800 | 527,900 | 471,500 | 415,100 | 358,600 | 313,500 | 290,900 | 268,300 | 245,800 |
| リトビア         | 690,000   | 660,000   | 617,300   | 592,600 | 555,500 | 493,800 | 432,100 | 370,400 | 321,000 | 296,300 | 271,600 | 246,900 |
| リトアニア        | 660,000   | 640,000   | 593,600   | 569,900 | 534,300 | 474,900 | 415,500 | 356,200 | 308,700 | 284,900 | 261,200 | 237,500 |
| リヒテンシュタイン    | 990,000   | 960,000   | 892,100   | 856,400 | 802,900 | 713,700 | 624,500 | 535,300 | 463,900 | 428,200 | 392,500 | 356,900 |
| ルーマニア        | 620,000   | 600,000   | 556,500   | 534,200 | 500,900 | 445,200 | 389,600 | 333,900 | 289,400 | 267,100 | 244,900 | 222,600 |
| ルクセンブルク      | 700,000   | 670,000   | 626,100   | 601,100 | 563,500 | 500,900 | 438,300 | 375,700 | 325,600 | 300,500 | 275,500 | 250,500 |
| ロシア          | 1,050,000 | 840,000   | 786,600   | 757,200 | 713,000 | 639,300 | 565,600 | 492,000 | 433,000 | 403,600 | 374,100 | 344,700 |

## (外)支(中)報

|    |  |  |   |  |   |  |   |   |  |  |  |
|----|--|--|---|--|---|--|---|---|--|--|--|
| 中東 | アフガニスタン<br>アラブ首長国連邦<br>イエメン<br>イスラエル<br>イラク<br>イラン<br>オマーン<br>カタール<br>クウェート<br>サウジアラビア<br>シリリア<br>トルコ<br>バーレーン<br>ヨルダン<br>レバノン | 850,000<br>790,000<br>1,070,000<br>970,000<br>830,000<br>760,000<br>740,000<br>740,000<br>760,000<br>930,000<br>790,000<br>630,000<br>720,000<br>700,000<br>610,000<br>720,000<br>700,000<br>940,000 | 830,000<br>760,000<br>1,040,000<br>870,000<br>810,000<br>730,000<br>710,000<br>720,000<br>730,000<br>900,000<br>723,800<br>665,000<br>670,600<br>670,600<br>684,800<br>848,000<br>723,800<br>573,300<br>647,300<br>680,000<br>853,100 | 793,800<br>760,800<br>980,100<br>815,800<br>775,900<br>697,500<br>665,000<br>670,600<br>644,600<br>820,100<br>698,400<br>551,500<br>622,200<br>584,500<br>578,400<br>822,600 | 772,000<br>678,500<br>905,100<br>736,200<br>754,800<br>676,400<br>600,500<br>644,800<br>592,000<br>778,200<br>464,600<br>518,900<br>521,800<br>519,700<br>700,500 | 739,400<br>636,100<br>830,100<br>656,600<br>723,300<br>670,700<br>618,100<br>565,500<br>536,000<br>471,500<br>557,800<br>494,300<br>356,000<br>396,400<br>402,300<br>486,800 | 685,000<br>565,400<br>755,100<br>577,000<br>670,700<br>592,000<br>471,500<br>540,500<br>410,400<br>430,900<br>380,100<br>312,500<br>346,200<br>355,300<br>456,300 | 630,600<br>494,700<br>680,100<br>577,000<br>670,700<br>592,000<br>471,500<br>540,500<br>410,400<br>430,900<br>380,100<br>312,500<br>346,200<br>355,300<br>456,300 | 576,300<br>424,100<br>620,100<br>433,800<br>502,400<br>423,200<br>402,000<br>370,100<br>402,100<br>381,000<br>429,200<br>457,100<br>425,800<br>395,300 | 532,800<br>367,500<br>590,100<br>433,800<br>502,400<br>423,200<br>402,000<br>370,100<br>402,100<br>381,000<br>429,200<br>457,100<br>425,800<br>395,300 | 489,300<br>282,700<br>530,100<br>338,300<br>467,500<br>467,500<br>311,000<br>530,100<br>489,300<br>282,700<br>530,100<br>338,300<br>467,500<br>467,500 |
|----|--|--|---|--|---|--|---|---|--|--|--|

## (号) 報 告 外

|            |           |           |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |
|------------|-----------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| コンゴ民主共和国   | 1,010,000 | 980,000   | 931,600 | 903,600 | 861,500 | 791,300 | 721,100 | 651,000 | 594,800 | 566,800 | 538,700 | 510,700 |
| サントメ・プリンシペ | 970,000   | 940,000   | 883,100 | 853,800 | 809,800 | 736,500 | 663,200 | 589,900 | 531,200 | 501,900 | 472,600 | 443,300 |
| ザンビア       | 690,000   | 670,000   | 630,500 | 609,700 | 578,500 | 526,400 | 474,400 | 422,300 | 380,700 | 359,800 | 339,000 | 318,200 |
| シェラレオネ     | 770,000   | 750,000   | 709,600 | 688,000 | 655,700 | 601,700 | 547,700 | 493,800 | 450,600 | 429,000 | 407,400 | 385,900 |
| ジブチ        | 990,000   | 960,000   | 905,400 | 876,800 | 833,800 | 762,300 | 690,800 | 619,200 | 562,000 | 533,400 | 504,800 | 476,200 |
| ジンバブエ      | 840,000   | 820,000   | 779,400 | 756,600 | 722,400 | 665,500 | 608,600 | 551,600 | 506,100 | 483,300 | 460,500 | 437,800 |
| スー丹        | 980,000   | 950,000   | 901,600 | 874,800 | 834,500 | 767,300 | 700,100 | 633,000 | 579,200 | 552,400 | 525,500 | 498,700 |
| セーシェル      | 750,000   | 720,000   | 675,900 | 650,800 | 613,300 | 550,700 | 488,100 | 425,500 | 375,500 | 350,400 | 325,400 | 300,400 |
| 赤道ギニア      | 970,000   | 940,000   | 883,100 | 853,800 | 809,800 | 736,500 | 663,200 | 589,900 | 531,200 | 501,900 | 472,600 | 443,300 |
| セネガル       | 890,000   | 870,000   | 820,800 | 794,700 | 755,700 | 690,600 | 625,500 | 560,500 | 508,400 | 482,400 | 456,300 | 430,300 |
| ソマリア       | 790,000   | 770,000   | 724,900 | 700,300 | 663,400 | 601,900 | 540,400 | 478,900 | 429,700 | 405,100 | 380,500 | 356,000 |
| タンザニア      | 780,000   | 750,000   | 713,500 | 691,000 | 657,200 | 600,800 | 544,500 | 488,100 | 443,000 | 420,500 | 397,900 | 375,400 |
| チャド        | 890,000   | 860,000   | 816,000 | 791,000 | 753,400 | 690,800 | 628,200 | 565,600 | 515,500 | 490,500 | 465,400 | 440,400 |
| 中央アフリカ     | 890,000   | 860,000   | 816,000 | 791,000 | 753,400 | 690,800 | 628,200 | 565,600 | 515,500 | 490,500 | 465,400 | 440,400 |
| チュニシア      | 570,000   | 550,000   | 516,800 | 498,900 | 472,100 | 427,400 | 382,700 | 338,100 | 302,300 | 284,400 | 266,600 | 248,700 |
| トーゴ        | 920,000   | 890,000   | 847,400 | 821,100 | 781,600 | 715,900 | 650,200 | 584,400 | 531,800 | 505,500 | 479,200 | 453,000 |
| ナイジェリア     | 1,020,000 | 990,000   | 942,600 | 914,100 | 871,400 | 800,100 | 728,800 | 657,600 | 600,600 | 572,100 | 543,600 | 515,100 |
| ナミビア       | 700,000   | 680,000   | 639,000 | 617,000 | 584,100 | 529,200 | 474,300 | 419,400 | 375,500 | 353,500 | 331,600 | 309,600 |
| ニジェール      | 920,000   | 890,000   | 847,400 | 821,100 | 781,600 | 715,900 | 650,200 | 584,400 | 531,800 | 505,500 | 479,200 | 453,000 |
| ブルキナファソ    | 930,000   | 910,000   | 863,100 | 837,800 | 799,800 | 736,500 | 673,200 | 609,900 | 559,200 | 533,900 | 508,600 | 483,300 |
| ブルンジ       | 760,000   | 740,000   | 697,000 | 675,100 | 642,300 | 587,600 | 532,900 | 478,200 | 434,400 | 412,600 | 390,700 | 368,800 |
| ベナン        | 810,000   | 790,000   | 750,400 | 728,000 | 694,300 | 638,300 | 582,300 | 526,200 | 481,400 | 459,000 | 436,600 | 414,200 |
| ボツワナ       | 720,000   | 690,000   | 655,600 | 633,800 | 601,100 | 546,500 | 491,900 | 437,400 | 393,700 | 371,900 | 350,100 | 338,300 |
| マダガスカル     | 810,000   | 790,000   | 749,800 | 727,400 | 693,800 | 637,800 | 581,800 | 525,900 | 481,100 | 458,700 | 436,300 | 413,900 |
| マラウイ       | 780,000   | 750,000   | 717,100 | 696,000 | 664,400 | 611,700 | 559,000 | 506,300 | 464,100 | 443,000 | 421,900 | 400,900 |
| マリ         | 920,000   | 900,000   | 853,600 | 828,700 | 791,300 | 728,900 | 666,500 | 604,200 | 554,300 | 529,300 | 504,400 | 479,500 |
| 南アフリカ共和国   | 690,000   | 630,000   | 588,000 | 566,500 | 534,200 | 480,400 | 426,600 | 372,800 | 329,800 | 308,200 | 286,700 | 265,200 |
| 南スー丹       | 1,050,000 | 1,020,000 | 969,900 | 940,300 | 895,900 | 821,900 | 747,900 | 673,900 | 614,700 | 585,100 | 555,500 | 526,000 |
| モーリシャス     | 700,000   | 670,000   | 635,800 | 613,900 | 581,200 | 526,600 | 472,000 | 417,500 | 373,800 | 352,000 | 330,100 | 308,300 |
| モザンビーク     | 930,000   | 910,000   | 862,800 | 837,400 | 799,500 | 736,200 | 672,900 | 609,700 | 559,000 | 533,700 | 508,400 | 483,100 |
| モロッコ       | 800,000   | 780,000   | 741,600 | 719,600 | 686,500 | 631,300 | 576,100 | 521,000 | 476,800 | 454,800 | 432,700 | 410,700 |
| リビア        | 640,000   | 610,000   | 573,900 | 551,700 | 518,500 | 463,100 | 407,700 | 352,300 | 308,000 | 285,900 | 263,700 | 241,600 |
|            | 950,000   | 920,000   | 841,000 | 797,800 | 725,800 | 653,800 | 581,900 | 524,300 | 495,500 | 466,700 | 437,900 |         |

(外) 報 倉

| 地 域   | 所 在 地       | 号        |          |          |          |          |          |          |          |          | 別        |   |
|-------|-------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|---|
|       |             | 総 領 事    | 1 号      | 2 号      | 3 号      | 4 号      | 5 号      | 6 号      | 7 号      | 8 号      | 9 号      |   |
| ア ジ ア |             |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |   |
|       | コ ル カ タ     | 670, 000 | 650, 600 | 616, 800 | 560, 500 | 504, 200 | 447, 900 | 402, 800 | 380, 300 | 357, 300 | 335, 300 | 円 |
|       | チ エ ン ナ イ   | 690, 000 | 671, 50  | 636, 400 | 577, 900 | 519, 400 | 460, 900 | 414, 100 | 390, 700 | 367, 300 | 344, 000 | 円 |
|       | ベ ン ガ ル ー ル | 680, 000 | 663, 30  | 628, 700 | 571, 100 | 513, 500 | 455, 800 | 409, 700 | 386, 700 | 363, 600 | 340, 600 | 円 |
|       | ム ニ バ イ     | 720, 000 | 680, 80  | 645, 200 | 585, 700 | 526, 200 | 466, 800 | 419, 200 | 395, 400 | 371, 600 | 347, 900 | 円 |
|       | ス ラ バ ャ     | 560, 000 | 526, 30  | 496, 600 | 447, 100 | 397, 600 | 348, 200 | 308, 600 | 288, 800 | 269, 000 | 249, 200 | 円 |
|       | デ ン パ サ ー ル | 500, 000 | 488, 60  | 459, 500 | 411, 000 | 362, 500 | 314, 000 | 275, 200 | 255, 800 | 236, 400 | 217, 000 | 円 |
|       | メ ダ ン       | 520, 000 | 509, 30  | 481, 100 | 434, 200 | 387, 300 | 340, 400 | 302, 800 | 284, 000 | 265, 300 | 246, 500 | 円 |
|       | チ エ ン マ イ   | 560, 000 | 538, 80  | 505, 100 | 449, 000 | 392, 900 | 336, 800 | 291, 900 | 269, 400 | 247, 000 | 224, 500 | 円 |
|       | 济 州         | 660, 000 | 610, 70  | 572, 500 | 508, 900 | 445, 300 | 381, 700 | 330, 800 | 305, 300 | 279, 900 | 254, 500 | 円 |
|       | 金 山         | 610, 000 | 572, 00  | 536, 300 | 476, 700 | 417, 100 | 357, 500 | 309, 900 | 286, 000 | 262, 200 | 238, 400 | 円 |
|       | 広 州         | 730, 000 | 677, 40  | 635, 100 | 564, 500 | 493, 900 | 423, 400 | 366, 900 | 338, 700 | 310, 500 | 282, 300 | 円 |
|       | 上 海         | 800, 000 | 743, 90  | 697, 400 | 619, 900 | 542, 400 | 464, 900 | 402, 900 | 371, 900 | 340, 900 | 310, 000 | 円 |
|       | 重 慶         | 660, 000 | 618, 70  | 581, 300 | 518, 900 | 456, 500 | 394, 200 | 344, 300 | 319, 300 | 294, 400 | 269, 500 | 円 |
|       | 瀋 肅         | 670, 000 | 628, 00  | 590, 000 | 526, 700 | 463, 400 | 400, 000 | 349, 400 | 324, 000 | 298, 700 | 273, 400 | 円 |
|       | 青 島         | 640, 000 | 620, 90  | 582, 100 | 517, 400 | 452, 700 | 388, 100 | 336, 300 | 310, 400 | 284, 600 | 258, 700 | 円 |
|       | 香 港         | 900, 000 | 839, 30  | 786, 800 | 699, 400 | 612, 000 | 524, 600 | 454, 600 | 419, 600 | 384, 700 | 349, 700 | 円 |
|       | カ ラ チ       | 690, 000 | 655, 40  | 628, 500 | 583, 700 | 538, 900 | 494, 100 | 458, 200 | 440, 300 | 422, 300 | 404, 400 | 円 |
|       | セ ブ         | 500, 000 | 487, 00  | 458, 100 | 409, 800 | 361, 500 | 313, 300 | 274, 600 | 255, 300 | 236, 000 | 216, 700 | 円 |
|       | ダ バ オ       | 500, 000 | 487, 00  | 458, 100 | 409, 800 | 361, 500 | 313, 300 | 274, 600 | 255, 300 | 236, 000 | 216, 700 | 円 |
|       | ダ ナ ン       | 500, 000 | 482, 40  | 453, 900 | 406, 300 | 358, 700 | 311, 100 | 273, 100 | 254, 000 | 235, 000 | 216, 000 | 円 |
|       | ホーチミン       | 590, 000 | 548, 00  | 515, 000 | 460, 000 | 405, 000 | 350, 000 | 306, 000 | 284, 000 | 262, 000 | 240, 000 | 円 |
|       | ベ ナ ナ       | 520, 000 | 503, 30  | 471, 800 | 419, 400 | 367, 000 | 314, 600 | 272, 600 | 251, 600 | 230, 700 | 209, 700 | 円 |
| 大 洋 州 | シ ド ニ ー     | 610, 000 | 564, 00  | 528, 800 | 470, 000 | 411, 300 | 352, 500 | 305, 500 | 282, 000 | 258, 500 | 235, 000 | 円 |
|       | ハ ー ス       | 570, 000 | 552, 10  | 517, 600 | 460, 100 | 402, 600 | 345, 100 | 299, 100 | 276, 100 | 253, 100 | 230, 100 | 円 |
|       | ブ リ ス ベ ン   | 600, 000 | 555, 10  | 520, 400 | 462, 600 | 404, 800 | 347, 000 | 300, 700 | 277, 600 | 254, 400 | 231, 300 | 円 |
|       | メ ル ボ ル ン   | 620, 000 | 575, 30  | 539, 300 | 479, 400 | 419, 500 | 359, 600 | 311, 600 | 287, 600 | 263, 700 | 239, 700 | 円 |
|       | オ ク ラ ン ド   | 610, 000 | 588, 80  | 552, 000 | 490, 700 | 429, 400 | 368, 000 | 319, 000 | 294, 400 | 269, 900 | 245, 400 | 円 |

## 外 務 報 訊

|     |   |  |   |   |   |   |  |   |   |  |
|-----|---|--|---|---|---|---|--|---|---|--|
| 北米  | アトランタ<br>サンフランシスコ<br>シトル<br>シカゴ<br>デトロイト<br>デンバー<br>ナッシュビル<br>ニューヨーク<br>ハガツニヤ<br>ヒューストン<br>ボストン<br>ホノルル<br>マイアミ<br>ロサンゼルス<br>カルガリー<br>トロント<br>バンクーバー<br>モントリオール | 760,000<br>810,000<br>750,000<br>790,000<br>720,000<br>700,000<br>750,000<br>920,000<br>670,000<br>750,000<br>800,000<br>750,000<br>730,000<br>830,000<br>600,000<br>660,000<br>680,000<br>620,000 | 704,400<br>752,600<br>696,400<br>736,600<br>666,700<br>679,000<br>699,200<br>790,800<br>644,500<br>696,40<br>738,700<br>697,000<br>675,40<br>773,500<br>725,200<br>584,200<br>615,100<br>628,200<br>602,000 | 660,400<br>705,600<br>652,800<br>690,500<br>625,100<br>636,500<br>655,500<br>741,400<br>604,200<br>653,400<br>633,200<br>692,600<br>580,800<br>562,800<br>644,600<br>547,700<br>576,700<br>523,500<br>501,700 | 587,000<br>548,800<br>507,800<br>537,100<br>555,600<br>565,800<br>582,700<br>659,000<br>537,100<br>580,300<br>507,800<br>538,700<br>508,200<br>492,500<br>564,000<br>486,800<br>512,600<br>458,100<br>439,000 | 513,600<br>470,400<br>435,200<br>460,400<br>486,200<br>495,100<br>509,900<br>576,600<br>470,000<br>508,200<br>422,100<br>483,500<br>426,000<br>448,500<br>458,100<br>392,600<br>376,300 | 440,300<br>407,700<br>377,200<br>424,400<br>416,700<br>424,400<br>437,000<br>428,400<br>402,800<br>377,500<br>420,100<br>369,400<br>348,500<br>365,800<br>419,000<br>365,100<br>316,400<br>333,200<br>340,300<br>326,100 | 381,600<br>376,300<br>348,200<br>368,300<br>333,400<br>339,500<br>349,600<br>395,400<br>322,300<br>348,200<br>337,700<br>369,400<br>319,400<br>309,500<br>386,800<br>292,100<br>307,600<br>338,600<br>307,800<br>295,400<br>281,400<br>322,300<br>267,700<br>243,400<br>256,300<br>261,800<br>250,900 | 322,900<br>313,600<br>290,200<br>306,900<br>277,800<br>293,500<br>313,600<br>290,200<br>306,900<br>277,800<br>293,500<br>313,600<br>290,200<br>306,900<br>277,800<br>293,500<br>313,600<br>290,200<br>306,900<br>277,800<br>293,500 |  |
| 中南米 | クリチバ<br>サンパウロ<br>マナウス<br>リオデジャネイロ<br>レシフェ<br>レオン  | 610,000<br>660,000<br>680,000<br>700,000<br>620,000<br>600,000   | 592,800<br>612,300<br>575,300<br>660,200<br>650,400<br>598,200  | 557,000<br>513,600<br>451,900<br>565,200<br>550,300<br>563,900  | 497,300<br>513,600<br>390,200<br>505,800<br>487,800<br>506,800  | 437,600<br>451,900<br>390,200<br>446,400<br>425,200<br>449,700  | 378,000<br>390,800<br>340,800<br>398,900<br>375,200<br>392,600   | 330,200<br>316,200<br>316,400<br>335,200<br>346,900<br>324,100  | 306,400<br>316,200<br>291,500<br>351,400<br>350,200<br>325,200  | 282,500<br>266,800<br>327,600<br>300,200<br>301,200<br>278,400                       |
| 歐州  | ミラノ<br>エディンバラ<br>バルセロナ<br>デュッセルドルフ<br>ハンブルク<br>フランクフルト<br>ミュンヘン<br>ストラスブール  | 660,000<br>680,000<br>610,000<br>640,000<br>610,000<br>640,000<br>620,000<br>630,000   | 617,000<br>653,500<br>585,700<br>597,500<br>555,200<br>592,200<br>555,200<br>595,800  | 578,500<br>612,700<br>549,100<br>560,100<br>493,500<br>493,500<br>493,500<br>558,600  | 514,200<br>544,600<br>488,100<br>497,900<br>431,800<br>431,800<br>370,100<br>496,500  | 449,900<br>476,500<br>427,100<br>435,700<br>370,100<br>434,400<br>372,400<br>428,500  | 385,700<br>408,500<br>366,100<br>373,400<br>322,800<br>322,700<br>320,800<br>367,300   | 334,200<br>354,000<br>317,300<br>323,600<br>296,100<br>322,700<br>320,800<br>318,300  | 308,500<br>326,800<br>299,500<br>268,500<br>273,800<br>273,100<br>271,400<br>269,300  | 282,800<br>272,300<br>244,100<br>249,000<br>246,800<br>246,800<br>271,400<br>248,300 |

(外) 印(報)

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| マルセイユ<br>ウラジオストク<br>サンクトペテルブルク<br>ハバロフスク<br>ユジノサハリンスク | 550,000<br>730,000<br>740,000<br>730,000<br>770,000 | 570,100<br>683,300<br>717,900<br>683,300<br>716,000 | 534,500<br>644,300<br>579,400<br>606,600<br>675,000 | 475,100<br>514,500<br>449,600<br>467,500<br>538,400 | 415,700<br>514,500<br>449,600<br>411,800<br>470,000 | 356,300<br>514,500<br>397,600<br>384,000<br>415,400 | 308,800<br>397,600<br>371,600<br>384,000<br>388,000 | 285,100<br>356,100<br>345,700<br>328,300<br>333,400 | 261,300<br>356,100<br>345,700<br>319,700<br>237,600 |
| 中東<br>ドバイ<br>ジッダ<br>イスタンブール                           | 740,000<br>780,000<br>570,000                       | 712,700<br>755,600<br>551,800                       | 668,100<br>714,000<br>644,700                       | 593,900<br>644,700<br>518,600                       | 445,400<br>575,400<br>463,200                       | 386,000<br>506,000<br>407,800                       | 356,300<br>450,600<br>358,100                       | 326,600<br>422,800<br>285,900                       | 297,000<br>395,100<br>263,800                       |

三 政府代表部

| 地 域                                     | 所 在 地   | 号         |         |         |         |         |         |         |         |         | 別       |         |         |
|---|---|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|   |   | 大 使       | 公 使     | 特 使     | 1 号     | 2 号     | 3 号     | 4 号     | 5 号     | 6 号     | 7 号     | 8 号     | 9 号     |
| アシア<br>(東南アジア諸国連合)                      | ジャカルタ<br>(国際連合)                                       | 600,000   | 580,000 | 545,000 | 524,000 | 492,500 | 440,000 | 387,500 | 335,000 | 293,000 | 272,000 | 251,000 | 230,000 |
| 北米<br>(国際民間航空機関)                        | ニューヨーク<br>モントリオール<br>(国際民間航空機関)                       | 1,050,000 | 880,000 | 823,800 | 790,800 | 741,400 | 659,000 | 576,600 | 494,300 | 428,400 | 395,400 | 362,500 | 329,500 |
| 歐州<br>(在ローマ国際機関)<br>ウェーン<br>(在ウェーン国際機関) | ローマ<br>(在ウェーン国際機関)<br>ジュネーブ<br>(在ジュネーブ国際機関)<br>(軍縮会議) | 700,000   | 670,000 | 627,100 | 602,000 | 564,400 | 501,700 | 439,000 | 376,300 | 326,100 | 301,000 | 275,900 | 250,900 |
| アフリカ<br>(アフリカ連合)                        | アデイスアベバ<br>(アフリカ連合)                                   | 820,000   | 800,000 | 759,300 | 736,500 | 702,300 | 645,400 | 588,500 | 531,600 | 486,000 | 463,200 | 440,500 | 417,700 |

別表第三 研修員手当(第十九条関係)

| 号           | 別           | 1号          | 2号          | 3号          | 4号          | 5号          | 6号          | 7号          | 8号          | 9号          | 10号         | 11号         | 12号         | 13号         | 14号         | 15号         |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 手当額         |             | 円 1,365,700 | 円 1,354,700 | 円 1,343,700 | 円 1,332,700 | 円 1,321,700 | 円 1,310,700 | 円 1,299,700 | 円 1,288,700 | 円 1,277,700 | 円 1,266,700 | 円 1,255,700 | 円 1,244,700 | 円 1,233,700 | 円 1,222,700 | 円 1,211,700 |
| 16号         | 17号         | 18号         | 19号         | 20号         | 21号         | 22号         | 23号         | 24号         | 25号         | 26号         | 27号         | 28号         | 29号         | 30号         | 31号         | 32号         |
| 円 1,200,700 | 円 1,189,700 | 円 1,178,700 | 円 1,167,700 | 円 1,156,700 | 円 1,145,700 | 円 1,134,700 | 円 1,123,700 | 円 1,112,700 | 円 1,101,700 | 円 1,090,700 | 円 1,079,700 | 円 1,068,700 | 円 1,057,700 | 円 1,046,700 | 円 1,035,700 | 円 1,024,700 |
| 33号         | 34号         | 35号         | 36号         | 37号         | 38号         | 39号         | 40号         | 41号         | 42号         | 43号         | 44号         | 45号         | 46号         | 47号         | 48号         | 49号         |
| 円 1,013,700 | 円 1,002,700 | 円 991,700   | 円 980,700   | 円 969,700   | 円 958,700   | 円 947,700   | 円 936,700   | 円 925,700   | 円 914,700   | 円 903,700   | 円 892,700   | 円 881,700   | 円 870,700   | 円 859,700   | 円 848,700   | 円 837,700   |
| 50号         | 51号         | 52号         | 53号         | 54号         | 55号         | 56号         | 57号         | 58号         | 59号         | 60号         | 61号         | 62号         | 63号         | 64号         | 65号         | 66号         |
| 円 826,700   | 円 815,700   | 円 804,700   | 円 793,700   | 円 782,700   | 円 771,700   | 円 760,700   | 円 749,700   | 円 738,700   | 円 727,700   | 円 716,700   | 円 705,700   | 円 694,700   | 円 683,700   | 円 672,700   | 円 661,700   | 円 650,700   |
| 67号         | 68号         | 69号         | 70号         | 71号         | 72号         | 73号         | 74号         | 75号         | 76号         | 77号         | 78号         | 79号         | 80号         | 81号         | 82号         | 83号         |
| 円 639,700   | 円 628,700   | 円 617,700   | 円 606,700   | 円 595,700   | 円 584,700   | 円 573,700   | 円 562,700   | 円 551,700   | 円 540,700   | 円 529,700   | 円 518,700   | 円 507,700   | 円 496,700   | 円 485,700   | 円 474,700   | 円 463,700   |
| 84号         | 85号         | 86号         | 87号         | 88号         | 89号         | 90号         | 91号         | 92号         | 93号         | 94号         | 95号         | 96号         | 97号         | 98号         | 99号         | 100号        |
| 円 452,700   | 円 441,700   | 円 430,700   | 円 419,700   | 円 408,700   | 円 397,700   | 円 386,700   | 円 375,700   | 円 364,700   | 円 353,700   | 円 342,700   | 円 331,700   | 円 320,700   | 円 309,700   | 円 298,700   | 円 287,700   | 円 276,700   |
| 101号        | 102号        | 103号        | 104号        | 105号        | 106号        | 107号        | 108号        | 109号        | 110号        | 111号        | 112号        | 113号        | 114号        | 115号        | 116号        | 117号        |
| 円 265,700   | 円 254,700   | 円 243,700   | 円 232,700   | 円 221,700   | 円 210,700   | 円 199,700   | 円 188,700   | 円 177,700   | 円 166,700   | 円 155,700   | 円 144,700   | 円 133,700   | 円 122,700   | 円 111,700   | 円 100,700   | 円 89,700    |

## 附 則

この法律は、令和五年四月一日から施行する。  
ただし、別表第一のうち三 政府代表部の表の改正規定は、政令で定める日から施行する。

## 審査報告書

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

右は多数をもって承認すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

令和五年三月三十日

総務委員長 河野 義博  
参議院議長 尾辻 秀久殿

一、委員会の決定の理由  
本件は、放送法第七十条第二項の規定に基づき、日本放送協会の令和五年度收支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものである。

これらの收支予算等によれば、一般勘定事業収支については、事業収入が六千四百四十億円、事業支出が六千七百二十億円で、二百八十億円の收支不足となる。この不足額については、財政安定のための繰越金の一部をもって補てんすることとしている。

## 附帶決議

政府及び日本放送協会は、公共放送の使命を全うし、国民・視聴者の信頼に応えることができる

また、事業計画では、経営計画の最終年度となる令和五年度は、経営計画の修正により、ス

よう、次の事項についてその実現に努めるべきである。

を保障するために、協会の経営に関する最高意思決定機関として重い職責を担つてゐることを

リムで強調な「新しいNHK」を目指した構造改革をさらに強化し、衛星波の一波削減や受信料の値下げを行うとともに、健全な民主主義の発

展に貢献し、信頼される情報の社会的基盤の役割を果たし、不偏不党、自主自律を堅持し、正確な情報を公平・公正に伝え、命と暮らしを守

深く認識し、協会が放送法に定められた役割を確実に果たすよう、権限を行使すること。その

報道に全力を擧げるほか、多様で質の高いコンテンツの提供、国際社会との相互理解の促進、地域の課題や情報の発信による地域の発展

正確、公平・公正に伝え、真実に迫るための最善の努力を不斷に行うとともに、意見が分かれている問題については、できる限り多くの角度から論点を明らかにするなど、放送法の原則を遵守すること。また、国民・視聴者から寄せられる様々な意見に対し、必要に応じ自律的に調査し、その結果を速やかに公表するなど、開かれた公共放送として信任を得られるよう努めること。

国際向けコンテンツの効果的な提供、共感と納得に基づく営業活動による受信料の公平負担と制度の理解促進、NHKグループ全体での業務の見直しやガバナンスの強化、人事制度改革の加速、放送センター等の建替えの推進等に取り組むとしている。

また、協会は、国民・視聴者からの受信料でその運営が行われていることを深く認識し、その運営について、放送法を遵守し、情報の十分な開示・説明を行うこと。特に、経営委員会及び理事会等における業務・経営等についての意思決定過程等を明らかにするため、経営委員会及び理事会の議事録の適切な作成・管理を行ふとともに、原則としてこれを公表すること。

二、政府は、日本国憲法で保障された表現の自由、放送法に定める放送の自律性を尊重し、協会を含めた放送事業者の番組編集における自主・自律性が保障されるように放送法を運用すること。

また、経営委員の任命に当たつては、その職務の公共性を認識し、公正な判断をすることができる経験と見識を有する者を、教育、文化等の各分野及び全国各地方から公平に代表される

ことを考慮するとともに、女性委員の比率を引き上げることなどにより多様な意見が反映されるよう、幅広く選任するべく努めること。

これら収支予算等は、いずれも同協会の事業運営上おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

三、経営委員会は、放送法が定める協会の自律性

五、政府及び協会は、放送と通信の融合の更なる進展の中で、公共放送の在り方及び受信料の在り方について、引き続き真摯に検討を行うこと。

また、その結果を踏まえ、政府は、所要の措置を講ずるとともに、協会は、新しい社会と技術に対応した公共メディアとして将来にわたつて持続・発展していくことを可能とする経営ビジョンを早急に構築すること。

六、協会は、国民・視聴者に対する還元等により、当面、事業収支差金の赤字が見込まれていることを踏まえ、必要な還元を進めつつも、不斷の経営改革により、できる限り早期に赤字予算を解消し、受信料收入と事業規模との均衡を確保すること。

七、協会は、国民・視聴者の負担軽減に資するよう、引き続き検討すること。

また、公共放送の存在意義及び受信料制度に対する国民・視聴者の理解を促進し、受信契約の締結は視聴者の理解を得た適正なものでなければならないことを認識した上で、訪問によらない営業への転換に伴う契約件数への影響等の検証を着実に実施し、検証結果を踏まえた営業活動の一層の合理化・適正化に向けて不斷の見直しを行い、公平負担の観点から、受信料支払率の向上に努めること。

なお、令和四年の放送法改正により導入された割増金については、まず受信契約についての理解を得るため最大限努力しつつ、個別事情に配慮し、適切な対応を行うこと。

八、協会は、令和五年度末の衛星波の削減に際しては、引き続き視聴者の多様なニーズに応える番組の編成に留意するとともに、視聴者への丁寧な説明及び周知を行うこと。

また、音声波の削減については、災害時における情報提供手段としての高い有用性があることと、ラジオ第二放送が民間放送事業者の手掛けにくい教育・教養番組の放送を多面的に行つていること等を考慮した検討を行うこと。

九、協会は、放送センターの建替えに際し、受信料を財源としていることを踏まえ、中期経営計画で示された「新放送センター」の建設計画の抜本的な見直し」の具体的な内容を早期に明らかにし、国民・視聴者の理解が得られるよう説明を尽くすとともに、建替えに係る費用の圧縮に徹底的に取り組み、その成果を国民・視聴者に適切に還元すること。

十二、協会は、各地域の関係者と様々な分野で連携を強化しながら、それぞれの地域ならではの魅力を紹介し、地域の活性化及び発展に寄与するコンテンツを充実するとともに、国内外に向けた積極的な発信に努めること。

十三、協会は、激動する国際情勢等の現状に鑑み、我が国の経済・社会・文化等の動向を正しく伝えることの重要性を踏まえ、我が国に対する理解が促進されるとともに、在外邦人に的確な情報が提供されるよう、国際放送及び海外発信の一層の充実を図ること。

十四、協会は、自然災害が相次いでいる現状に鑑み、いかなる事態においても放送・サービスが継続され、正確な情報が国民・視聴者に伝達されるよう、地方局と連携し、放送設備と体制の

いる随意契約の割合を引き下げる」とを含め、透明性の高い効率的なグループ経営の構築に向けて、迅速かつ確実に取り組むこと。

十一、協会は、常時同時配信等のインターネット活用業務の実施に当たっては、その影響力の大きさを十分認識し、国民・視聴者のニーズや動向を的確に把握するとともに、社会実証の結果や民間放送事業者等の見解に十分留意しつつ、関係者間での情報共有及び連携を図り、適正な規模・水準の下、節度をもつて適切に実施すること。

十二、協会は、過労により職員が亡くなる事態が再発してしまった事実を厳肅に受け止め、過労死の再発防止のため、協会の業務に携わる者の命と健康を最優先に確保し、適正な業務運営と労働環境改善に全力で取り組むこと。

また、ハラスメント防止など職場の環境改善を促進するとともに、障がい者の雇用率の一層の向上及び女性の採用・登用の拡大を図ること。

十五、協会は、障がい者、高齢者及び外国人に対し、十分な情報アクセス機会を確保し、デジタル・ディバイドを解消するため、新たな技術の開発・活用などにも取り組み、字幕放送、解説放送、手話放送など「人にやさしい放送」の一層の充実等を図ること。

強化を図ること。

なお、経営改革の実行に当たっては、職員の雇用の確保及び待遇の改善に十分配慮すること。

また、子会社等からの適切な還元を図ることと、子会社等との契約において高止まりして

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

参議院議長 細田 博之  
參議院議長 尾辻 秀久殿

令和五年三月二十四日

放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件  
画について、国会の承認を求める。

日本放送協会令和5年度収支予算、事業計画及び資金計画

令和5年度収支予算

予算総則

第1条 日本放送協会(以下、「協会」という。)の令和5年度収支予算の収入及び支出を別表第1収支予算書のとおり定める。

第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、別表第2に掲げる契約種別及び別表第3に掲げる支払区分に応じ、別表第4に掲げるとおりとする。ただし、沖縄県の区域において徴収する受信料の額は、特別契約を除き、特例措置として、別表第5に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表第6に定める契約を合わせて10件以上締結した者が、別表第3に掲げる支払区分のうち、口座振替、継続振込又はその他の支払方法のうち協会の指定する方法により一括して支払う場合は、前項に定める受信料の額から別表第6に掲げる額を減ずることとする。ただし、次項の規定による場合を除く。また、第4項又は第5項の規定と重ねて適用し、対象となる契約を締結した者が支払う場合は、前項に定める受信料の額からその半額を減じ、さらに別表第6に掲げる額を減することとする。

3 第1項の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた団体の構成員で別表第7に定める契約を締結した者が15名以上まとまり、団体としてその代表者を通じ、別表第3に掲げる支払区分のうち、口座振替又は継続振込により一括して支払う場合は、第1項に定める受信料の額から別表第7に掲げる額を減することとする。ただし、第5項の規定による場合を除く。また、次項の規定を重ねて適用し、対象となる契約を締結した者が代表者を通じて支払う場合は、第1項に定める受信料の額からその半額を減じ、さらに別表第7に掲げる額を減することとする。

4 第1項の規定にかかわらず、住居での放送の受信についての契約を締結している者が、別表第3に掲げる口座振替、クレジットカード等継続払又は継続振込により支払う場合で、その放送受信契約者は又はその者と生計をともにする者が別の住居での放送の受信についての契約を締結し、別表第3に掲げる口座振替、クレジットカード等継続払又は継続振込により支払う場合は、当該契約について、第1項に定める受信料の額からその半額を減することとする。

5 第1項の規定にかかわらず、事業所など住居以外の場所での放送の受信について、同一敷地内で必要とすべきかつ2件以上の契約を締結し、一括して支払う場合は、契約のうち1件を除外した残りのそれぞれについて、第1項に定める受信料の額からその半額を減することとする。

第3条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項目において、相互に流用することができる。ただし、給与については、退職手当・厚生費と相互に流用する場合を除いては、他の項と相互に流用することができない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなつた場合に、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うとき、及び想定し得ない業務の発生により、給与又は他の項の支出がやむを得ず予算額に比し増加するときに限り、経営委員会の議決を経て、給与と他の項の間で相互に流用することができる。

第5条 本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

2 前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第6条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

2 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならぬ。

第7条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は設備の新設、改善に充てることができる。ただし、事業収入の増加額を資本支出に充てることはできない。

第8条 事業支出における減価償却費が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を本予算において予定する設備の新設、改善に充てができる。

第9条 事業収入が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に比し減少するときは、経営委員会の議決を経て、前期繰越金を本予算において予定する設備の新設、改善又は事業収支差金の不足の補てんに充てができる。

第10条 國際放送及び選舉放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ國際放送及び選舉放送に關係ある経費の支出に充てができる。

第11条 業務に關係ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の收入があるときは、その金額は、調査研究等に關係ある経費の支出に充てができる。

別表第1

(一般勘定)  
(事業収支)

令和5年度収支予算書

(単位 千円)

| 款    | 項         | 金額          |
|------|-----------|-------------|
| 事業収入 | 受付金収入     | 644,002,348 |
|      | 料収入       | 624,015,983 |
|      | 3,619,343 |             |
|      | 6,988,052 |             |
|      | 2,205,970 |             |

## (外) 質

|           |                   | 3,020,000<br>4,153,000 |             | (有料インターネット活用業務勘定)<br>(事業収支) |   |
|-----------|-------------------|------------------------|-------------|-----------------------------|---|
| 事 業 支 出   |                   | 特 別 収 収 入              |             | (単位 千円)                     |   |
| 国 内 放 送   | 319,519,697       | 款                      | 項           | 金                           | 額 |
| 国 国 放 送   | 20,471,337        | 事 業 収 入                | 放送番組等有料配信収入 | 5,204,054                   |   |
| 内 放 送     | 12,786,738        | 事 業 支 出                | 放送番組等有料配信費  | 3,182,185                   |   |
| 国 国 放 送   | 2,754,637         | 廣 告                    | 費           | 2,972,490                   |   |
| 内 放 送     | 49,185,224        | 給 退                    | 費           | 30,336                      |   |
| 国 国 放 送   | 719,583           | 職 手 当                  | 費           | 97,503                      |   |
| 内 放 送     | 6,733,061         | 管 理 却                  | 費           | 31,720                      |   |
| 国 国 放 送   | 7,298,379         | 厚 生 儀 務                | 費           | 48,146                      |   |
| 内 放 送     | 112,460,353       | 共 減 値                  | 費           | 1,990                       |   |
| 国 国 放 送   | 41,697,076        | 事 業 収 支 差 金            | 予 備 支       | 2,021,869                   |   |
| 内 放 送     | 19,082,076        |                        |             |                             |   |
| 国 国 放 送   | 74,000,000        |                        |             |                             |   |
| 内 放 送     | 3,750             |                        |             |                             |   |
| 国 国 放 送   | 2,291,000         |                        |             |                             |   |
| 内 放 送     | 3,000,000         |                        |             |                             |   |
|           | △ 28,000,563      |                        |             |                             |   |
| (資本収支)    |                   | (単位 千円)                |             | (単位 千円)                     |   |
| 資 本 収 入   | 款                 | 項                      | 金           | 額                           |   |
|           |                   |                        |             |                             |   |
| 資 本 収 入   | 金額                |                        |             |                             |   |
|           |                   |                        |             |                             |   |
| 資 本 支 出   | 減 価 償 却 資 金 受 入 れ |                        |             |                             |   |
|           |                   |                        |             |                             |   |
| 資 本 支 出   | 118,600,563       |                        |             |                             |   |
|           |                   |                        |             |                             |   |
| 資 本 支 出   | 建 設 費             |                        |             |                             |   |
|           |                   |                        |             |                             |   |
| 資 本 支 出   | —                 |                        |             |                             |   |
|           |                   |                        |             |                             |   |
| 資 本 支 出   | 事 業 収 支 差 金       |                        |             |                             |   |
|           |                   |                        |             |                             |   |
| 資 本 支 出   | 前 期 繰 越 金 受 入 れ   |                        |             |                             |   |
|           |                   |                        |             |                             |   |
| 資 本 支 出   | 28,000,563        |                        |             |                             |   |
|           |                   |                        |             |                             |   |
| 資 本 支 出   | 74,000,000        |                        |             |                             |   |
|           |                   |                        |             |                             |   |
| 資 本 支 出   | 2,521,000         |                        |             |                             |   |
|           |                   |                        |             |                             |   |
| 資 本 支 出   | 14,079,000        |                        |             |                             |   |
|           |                   |                        |             |                             |   |
| 資 本 支 出   | 建 設 費             |                        |             |                             |   |
|           |                   |                        |             |                             |   |
| 資 本 支 出   | 90,600,000        |                        |             |                             |   |
|           |                   |                        |             |                             |   |
| 資 本 支 差 金 | 28,000,563        |                        |             |                             |   |
|           |                   |                        |             |                             |   |
| (事業収支)    |                   | (単位 千円)                |             | (単位 千円)                     |   |
| 事 業 収 入   | 款                 | 項                      | 金           | 額                           |   |
|           |                   |                        |             |                             |   |
| 事 業 収 入   | 1,971,842         |                        |             |                             |   |
|           |                   |                        |             |                             |   |
| 事 業 支 出   | 受 託 業 務 等 収 入     |                        |             |                             |   |
|           |                   |                        |             |                             |   |
| 事 業 支 出   | 1,971,842         |                        |             |                             |   |
|           |                   |                        |             |                             |   |
| 事 業 支 差 金 | 1,703,689         |                        |             |                             |   |
|           |                   |                        |             |                             |   |

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常収入は、6,398億4,934万8千円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、6,697億1,191万1千円であり、経常収支差金は、△298億6,256万3千円である。  
事業収支差金△280億56万3千円については、繰越金の一部をもって補てんする。

|  |   |                    |
|--|---|--------------------|
| 事業収支差金   | 受託業務等費  | 1,708,689          |
|  |   | 263,153            |
| 事業収支差金2億6,315万3千円については、一般勘定の副次収入に繰り入れる。  |   |                    |
| 別表第2 契約種別  |   |                    |
| 地 上 契 約  | 地上系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約  |                    |
| 衛 星 契 約  | 衛星系及び地上系によるテレビジョン放送の受信についての放送受信契約   |                    |
| 特 别 契 約  | 地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域又は列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約                            |                    |
| 別表第3 支払区分  |   |                    |
| 口 座 振 替  | 協会の指定する金融機関に設定する預金口座等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払   |                    |
| クレジットカード等<br>継続支払  | 協会の指定するクレジットカード会社等との契約に基づき、クレジットカード会社等に継続して立て替えさせることによって行う支払  |                    |
| 継 続 振 込  | 協会の指定する金融機関、郵便局又はコンビニエンスストア等において、協会が定期的に送付する払込用紙を用いて、協会の指定する支払期日までに継続して払込むことによって行う支払                        |                    |
| その他の支払方法   | 協会の指定する金融機関等を通じて又は協会の指定する場所で行う支払<br>重度の障害により継続振込による支払が困難な者等、別に定める要件を備えた放送受信契約者の住所又はその者があらかじめ放送局に申し出た場所で行う支払 |                    |
| 別表第4 受信料額(消費税込額)<br>(令和5年9月30日まで)  |   |                    |
| 契 約 种 别  | 支 払 区 分   | 月 領                |
| 地 上 契 約  | 口座・クレジット<br>継続振込等   | 1,075円<br>1,125円   |
| 衛 星 契 約  | 口座・クレジット<br>継続振込等   | 2,020円<br>2,070円   |
| 「口座・クレジット」とは別表第3に掲げる口座振替又はクレジットカード等継続支払をいい、「継続振込等」とは別表第3に掲げる口座振替又はクレジットカード等継続支払をいい、「継続振込等」とは別表第3に掲げる継続振込又はその他の支払方法をいう。<br>なお、第2条第5項で規定する除外する1件の受信料額についても、その支払区分にかかわらず予算総則第2条第2項、第3項及び第5項で適用する第2条第1項の受信料額は、その支払区分にかかわらず継続振込等の額とする。<br>(令和5年10月1日以降) |   |                    |
| 契 約 种 别  | 支 払 区 分   | 月 領                |
| 地 上 契 約  | 口座・クレジット<br>継続振込等   | 7,015円<br>7,300円   |
| 衛 星 契 約  | 口座・クレジット<br>継続振込等   | 12,430円<br>12,715円 |
| 特 別 契 約  | 口座・クレジット<br>継続振込等   | 965円<br>24,740円    |
| 特 別 契 約  | 口座・クレジット<br>継続振込等   | 955円<br>1,005円     |
|  | 月 領   | 6か月前払額<br>12か月前払額  |
| 地 上 契 約  | 口座・クレジット<br>継続振込等   | 13,650円<br>14,205円 |
| 衛 星 契 約  | 口座・クレジット<br>継続振込等   | 24,185円<br>24,740円 |
| 特 別 契 約  | 口座・クレジット<br>継続振込等   | 5,539円<br>10,416円  |
|  | 月 領   | 6か月前払額<br>12か月前払額  |
| 地 上 契 約  | 口座・クレジット<br>継続振込等   | 10,778円<br>20,267円 |

別表第6 多数契約一括支払における割引額(消費税込額)

| 契約種別ごとの契約件数 | 契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり減ずる月額 |      |
|-------------|--------------------------|------|
|             | 衛星契約                     | 特別契約 |
| 10件以上       | 300円                     | 90円  |

(令和5年9月30日まで)

衛星契約又は特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、衛星契約の契約件数が9件である場合は、衛星契約の契約件数を10件として受信料の額を算定する。

なお、予算総則第2条第2項の規定を第4項又は第5項の規定と重ねて適用し、衛星契約又は特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、衛星契約の契約件数が8件若しくは9件(沖縄県の区域においては7件(6か月前払額又は12か月前払額である場合に限る)、8件又は9件とする)である場合又は特別契約の契約件数が9件である場合は、衛星契約又は特別契約の契約件数を10件として受信料の額を算定する。(契約件数が10件に不足する当該不足件数分の衛星契約又は特別契約については、予算総則第2条第2項の規定を第4項又は第5項の規定と重ねて適用する場合の減額後の受信料額を用いる。)

(令和5年10月1日以降)

衛星契約又は特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合は、その衛星契約又は特別契約の契約件数が9件である場合は、その衛星契約又は特別契約の契約件数を10件として受信料の額を算定する。

なお、予算総則第2条第2項の規定を第4項又は第5項の規定と重ねて適用し、衛星契約又は特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、衛星契約の契約件数が、7件、8件若しくは9件である場合又は特別契約の契約件数が8件若しくは9件である場合は、衛星契約又は特別契約の契約件数を10件として受信料の額を算定する。(契約件数が10件に不足する当該不足件数分の衛星契約又は特別契約については、予算総則第2条第2項の規定を第4項又は第5項の規定と重ねて適用する場合の減額後の受信料額を用いる。)

別表第7 団体一括支払における割引額(消費税込額)

(令和5年9月30日まで)

| 契約種別 | 割引額                           |
|------|-------------------------------|
| 衛星契約 | すべての契約件数を対象に、契約件数1件あたり月額 200円 |
| 特別契約 | すべての契約件数を対象に、契約件数1件あたり月額 180円 |

(令和5年10月1日以降)

| 契約種別 | 割引額                           |
|------|-------------------------------|
| 衛星契約 | すべての契約件数を対象に、契約件数1件あたり月額 180円 |
| 特別契約 | すべての契約件数を対象に、契約件数1件あたり月額 180円 |

## 1 計画概説

経営計画の最終年度となる令和5年度は、経営計画の修正により、スリムで強制的な新しいNHKを目指した構造改革をさらに強化する。衛星波の1波削減を着実に実施するとともに、経営努力の成果を視聴者へ還元するため、受信料の値下げを行う。

事業運営にあたっては、受信料で成り立つ公共メディアとして、健全な民主主義の発展に貢献し、信頼される情報の社会的基盤の役割を果たしていく。不偏不党、自主自律を堅持し、正確な情報を公平・公正に伝え、命と暮らしを守る報道に全力を挙げるとともに、多様で質の高いコンテンツを合理的なコストで、最適な媒体で届ける。衛星波については、番組の質の維持を大前提に、令和6年3月末に2Kのうち1波を削減する。また、日本を積極的に世界へ発信し、様々な分野で国際社会との相互理解を促進とともに、地域の課題や情報を広く発信して地域の発展に一層貢献するほか、ユービーサル放送・サービスの充実にも取り組む。

インターネット活用業務は、実施基準に示した費用の範囲の中で、国内及び国際向けコンテンツを効果的に提供する。

協会の主たる財源である受信料について、令和5年10月から地上契約・衛星契約ともに1割の値下げを実施する。引き続き営業経費の抑制に努めるとともに、共感と納得に基づく営業活動により、公平負担と受信料制度の理解促進に取り組み、事業運営に必要な収入を確保する。

NHKグループ全体で業務の見直しやガバナンスの強化を図るとともに、働く一人ひとりの創造性を最大化する人事制度改革を加速させなど、効率的で持続可能な組織の実現に向けた取り組みを強化する。また、老朽化した東京・渋谷の放送センターや地域放送会館の建替えを着実に推進していく。

なお、インターネット活用業務は、放送法に基づき策定し総務大臣に届け出るとともに公表する実施計画にのっとり実施する。

(1) 放送センター建替えを進めるとともに、緊急報道や番組の充実、番組配信のための設備や大規模災害時等においても安定的な放送・サービスを継続するための設備整備及び地域放送会館の整備等を行う。

(2) 国内放送は、公共放送の基本を堅持し、その使命を果たすために、正確な情報を公平・公正に伝え、命と暮らしを守る放送・サービスに全力で取り組み、安全で安心な暮らしに貢献する。幅広い世代の期待にこたえる多彩で質の高い番組を編成するとともに、国内外の課題や最新事情を早く、深く、わかりやすく伝え、判断のよりどころとなる情報の社会的基盤の役割を果たす。地域で暮らす人の視点から、役立つ情報、関心の高いテーマ、課題等を積極的に取り上げ、地域の今を視聴者に伝えていく。

また、教育放送及び障害者や高齢者に向けた放送の充実を図る。

このほか、衛星波のうち、B S 1、B S プレミアム、B S 4 K の整理を行い、令和5年12月に新B S 2 K(仮称)、新B S 4 K(仮称)の放送を開始する。また、2 Kのうち1波は衛星波削減の円滑な実施に向けた周知等を行い、令和6年3月末で終了する。

(3) 國際放送は、自主自律の編集権を堅持し、外国人向け放送及び邦人向け放送として、正確で公平・公正な情報や幅広い分野の番組を多様な媒体を通じて発信するなど、海外発信強化に取り組

|   |
|---|
| <p>むとともに、効率的な番組制作に努め、国際社会の日本に対する理解を促進する。</p> <p>(4) 国内放送番組等配信は、放送を補完してその効果・効用を高め、国民共有の財産である放送番組等を広く国民に還元するなど、放送法第15条に掲げられた目的を達成するために実施する。環境の変化や技術の進歩発達に適宜対応しながら、信頼される情報の社会的基盤としての役割を果たしていくために、インターネットならではの特性を生かして、放送番組及び番組の理解増進情報の提供等を行う。</p> <p>(5) 國際放送番組等配信は、情報を効率的・効果的に届けることができるインターネットの特性を生かし、全世界へ向けて放送番組等を提供するとともに、多言語化を進め、世界の人々に向けて質の高いサービスを届ける。</p> <p>(6) 受信料の公平負担と営業経費の抑制のため、共感と納得に基づく新たな業務モデルの確立に向かって取り組み、効率的な契約・収納活動を推進するとともに、受信料収入の確保に努める。</p> <p>(7) 調査研究については、新たな放送・サービスの創造に資する放送技術の研究開発を行うとともに、放送番組・サービスの向上に寄与する調査研究の推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に公開して、放送文化の発展に資する。</p> <p>(8) 放送番組等を電気通信回線を通じて、有料で一般の利用に直接供する業務等については、コンテンツの充実や利便性の向上等を図る。</p> <p>(9) 会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において実施する。</p> <p>(10) 人事制度改革を推進するとともに、受信料の価値を最大化するため、効率的な業務体制の確立や、視聴者コミュニケーション改革、グループ全体での力ハナスの強化等を進める。</p> <p>2 建 設 計 画</p> <p>(1) 新放送・衛星放送施設整備計画</p> <p>これらに要する経費は、1,000万円である。</p> <p>(2) テレビジョン放送網整備計画</p> <p>テレビジョン放送の受信状況の改善のための設備を整備するとともに、老朽の著しいテレビジョン放送設備の更新等を行う。また、地震や停電等に備え、放送所の電源設備等の機能を強化する。</p> <p>これらに要する経費は、109億9,000万円である。</p> <p>(3) ラジオ放送網整備計画</p> <p>外国電波による混信等の受信状況を改善するための中波放送局及びFM放送局の建設調査を行うとともに、老朽の著しいラジオ放送設備の更新等を行う。また、災害に備えた中波放送局の建設を行うほか、地震や停電等に備え、放送所の電源設備等の機能を強化する。</p> <p>これらに要する経費は、30億6,000万円である。</p> <p>(4) 放送会館整備計画</p> <p>高知、津、函館及び和歌山の放送会館の整備等を進める。放送センターの建替えについては、第1期の建設工事及び放送設備整備を実施する。</p>              |
| <p>これらに要する経費は、393億8,000万円である。</p> <p>(5) 放送番組設備整備計画</p> <p>緊急報道対応設備や番組の充実、番組配信のための設備を整備する。また、老朽の著しい放送番組設備の更新等を行うほか、安定的な放送・サービスを継続するための設備を整備する。</p> <p>これらに要する経費は、212億6,000万円である。</p> <p>(6) 研究施設・一般施設整備計画</p> <p>新規放送技術の開発のための研究設備を整備するほか、局舎設備等の整備を行う。</p> <p>これらに要する経費は、154億5,000万円である。</p> <p>(7) 建設管理</p> <p>建設計画の施行に共通して要する経費は、4億5,000万円である。</p> <p>3 事業運営計画</p> <p>(1) 国内放送</p> <p>ア 番組関係</p> <p>(ア) 地上テレビジョン放送</p> <p>総合テレビジョンは、公共メディアの基幹波として、暮らしの安全を支える信頼できる情報の扱い手の役割を果たし、正確・迅速かつ公平・公正で社会の指針となるニュースや、文化・娛樂・スポーツ等の多彩な番組を編成する。また、様々な手法で社会的な課題の解決を取り組むなど、公共的価値を提供する。放送時間は、1日24時間を基本とする。</p> <p>教育テレビジョンは、子供から大人までの学びを支援するチャンネルとして、幅広い世代に向けた教育、福祉、教養、趣味、実用等、多彩な番組を編成する。番組とインターネットとの連携強化、配信コンテンツの充実も継続して、視聴者のライフスタイルに寄り添い、多様な形で学びの機会を提供する。また、誰もが楽しめるユニバーサル放送・サービスをより充実させる。このほか、定時のマルチ編成を行う。放送時間は、1日19時間を基本とする。</p> <p>(イ) 衛星テレビジョン放送</p> <p>B S 1は、地球的視点から、「いま」に深く迫るチャンネルとして、緊迫する世界情勢やグローバル経済の動向、刻々と変化する世界や人々の動きを、正確かつ多角的に伝えるニュースやドキュメンタリーを編成する。また、関心の高いスポーツ番組を多彩に放送する。このほか、マルチ編成を活用した放送を実施する。放送時間は、1日24時間を基本とする。</p> <p>B S プレミアムは、自然、紀行、歴史、芸術、ドラマ等、幅広いジャンルの番組を編成する。衛星波の再編に向けては、B S 4 Kとの同時放送で4 K視聴へいざなうとともに、B S プレミアムならではの番組のバラエティの豊かさを維持し、引き続き、2 Kで視聴する方々にも満足いただける放送を実施する。放送時間は、1日24時間を基本とする。</p> <p>B S 4 Kは、超高精細映像コンテンツの先導的な役割を果たす。衛星波の再編に向けて、自然、紀行、歴史、芸術、ドラマ等、幅広いジャンルの番組を編成し、4 Kならではの見ごたえと満足感を追求する。良質なアーカイブの4 Kリマスター版も含め、多彩な番組を提供する。放送時間は、1日21時間を基本とする。</p> |

B S 8 Kは、世界最端の映像メディアチャンネルとして、新しい映像体験となるような多彩なジャンルの番組を提供する。貴重な文化財や優れた芸術を未来に伝えるために最高水準の8 K映像で記録し、放送以外の手段でも提供して、社会貢献の役割を果たす。放送時間は、1日12時間10分を基本とする。

新B S 2 K(仮称)は、B S 1とB Sプレミアムのエッセンスを凝縮したライブ感重視のチャンネルとして、迅速で専門性の高い国際・経済ニュース等の報道、多彩なスポーツ、衛星波ならではの視聴者の様々な関心にこたえるドキュメンタリー・ドラマ・エンターテインメント等、バラエティ豊かに編成する。放送時間は、1日24時間を基本とする。

新B S 4 K(仮称)は、本物感・臨場感あふれる映像文化の殿堂として、自然、紀行、歴史、芸術、ドラマ、生中継等、超高精細映像の特徴を生かした見ごたえのあるコンテンツを多彩に取りそろえる。また、協会が保有する貴重な映像資産を4 Kリマスター技術でよみがえらせて、新たな価値を附加したアーカイブス番組として提供する。放送時間は、1日24時間基本とする。

## (ウ) ラジオ放送

ラジオ第1放送は、安全・安心を担う音声基幹波として、命と暮らしを守る情報をいち早く届ける。また、多様なジャンルの番組をバランスよく提供し、様々な世代の聴取者に支持されるよう編成する。放送時間は、1日24時間を基本とする。

ラジオ第2放送は、生涯学習波として、多様な知的欲求にこたえる番組を編成する。語学番組の充実やインターネットとの効果的な連携により、利用しやすい形で学びの機会を提供する。放送時間は、1日19時間を基本とする。

F M放送は、音楽・芸能を中心とした専門的な番組を編成する。また、災害等の緊急時には、ラジオ第1放送とも連携して機動的な編成を行う。放送時間は、1日24時間を基本とする。

## (エ) 地域放送

地域放送は、地域に密着したニュースや情報番組、きめ細かな生活情報番組、地域の課題と向き合う番組等を放送とともに、地域の魅力を全国に向けて発信する。また、大規模災害時には、きめ細かな情報を提供して人々の命と暮らしを守る。放送時間は、総合テレビジョンで1日3時間、ラジオ第1放送で1日2時間40分、F M放送で1日1時間20分を基本とする。

## (オ) 補完放送

データ放送は、総合テレビジョン、教育テレビジョン、B S 1、B Sプレミアムの各波で実施し、安全・安心情報を充実させることともに、各波の特色に合わせたコンテンツを展開する。

テレビジョン放送による聴覚障害者や高齢者向けの字幕放送については、サービスの充実を図る。また、主として視覚障害者向けの解説放送、2か国語放送をテレビジョン放送の一部の番組で行う。

ワンセグ(主に携帯・移動端末向けサービス)は、総合テレビジョン及び教育テレビジョンで実施し、同じ内容の番組を同時に放送することを基本とする。ワンセグのデータ放送では、地域ごとのニュース・気象情報や地震・津波情報等を提供する。

## (カ) 放送番組の提供等

放送番組の提供については、国内外の放送事業者等への提供を通じて、協会が保有する映像資産等の多角的展開を行い、多様な媒体及び伝送路を活用した社会還元や海外への情報提供を行う。

放送番組の利用については、番組の効果的な編成に合わせ、学校教育の場や生涯学習活動への利用促進を図る。

これら番組関係に要する経費は、番組制作に2,254億4,410万7千円、番組の編成企画等に234億0,577万2千円で、総額2,488億9,467万9千円である。

## イ 技術関係

放送施設の運用維持については、良好な電波通信の安定確保に努めるとともに、設備の効率的な保守運用を図る。

これら技術関係に要する経費は、総額706億2,501万8千円である。

以上により、国内放送費総額は、3,195億1,969万7千円となる。

## (2) 国際放送

国際放送は、正確で公平・公正な情報をテレビジョン及びラジオを通じて発信し、日本とアジアを中心に世界の情勢を幅広い人々へ伝える。

外国人向けテレビジョン国際放送では、日本の文化・人・歴史・地域の魅力を掘り下げて伝える番組を充実させるとともに、コロナ禍を経て変化する日本社会の姿や人々の挑戦を発信する。世界で対立や分断が深まり、一方的な見方や情報も飛び交う中、公平・公正で信頼される情報の発信を強化する。また、国内放送と連携したNHKならではの良質な番組の発信を推進するとともに、災害時等の緊急報道では、総合テレビジョン放送と連携し、訪日・在留外国人に向けた安全・安心を支える情報を発信する。あわせて、受信環境の整備を行い、視聴できる地域の拡大に努めるとともに、国内外で外国人向けテレビジョン国際放送の認知向上のため広報活動を推進する。放送時間は、1日23時間以上を基本とする。

日本語による邦人向けテレビジョン国際放送では、ニュース・情報番組を通じて、1日5時間程度、海外の日本人が必要とする国内外の最新情報を提供する。また、大規模な自然災害や事件・事故等の緊急事態が発生した場合は、迅速に国内ニュースの同時放送を行い、的確な情報の提供に万全を期す。さらに、北米及び歐州向けの放送をそれぞれ1日5時間程度実施する。

このほか、邦人に向けた海外の放送事業者等への放送番組の提供を行う。

ラジオ国際放送では、日本及び世界の最新の動向や幅広い情報を伝えるニュース・番組の充実を図るとともに、短波に加え、中波やF M波など地域の特性に応じた多様な手段で伝える。また、訪日・在留外国人に向けたラジオ第2放送と連携し、最新情報を伝える。放送時間は、外国人向け放送と邦人向け放送を合わせて、1日75時間7分を基本とする。

このほか、海外への放送事業者等への放送番組の提供を行う。

これらに要する経費は、総額204億7,133万7千円となる。

|   |   |
|---|---|
| (3) 国内放送番組等配信                           | <p>人々の命と暮らしを守るためのニュースや防災情報の発信を強化することともに、深い番組理解につながるコンテンツや放送した番組等の提供、放送番組の周知を行う。</p> <p>地上デレジション常時同時配信と地上デレジション見逃し番組配信サービスを提供し、放送番組の視聴機会の拡大を図る。また、地方向けに放送された番組の一部を全国に向けて提供する。</p> <p>ラジオ第1放送、ラジオ第2放送及びFM放送の放送番組の同時配信と動き逃し番組配信サービスを行う。</p> <p>地上及びBS1、BSプレミアム各波のハイブリッドキャストやBS4K及びBS8Kのデータサービス等を通じて、インターネットに接続されたテレビジョン受信機に向けたサービスを行う。</p>                                   |
| (4) 國際放送番組等配信                           | <p>外国人向けテレビジョン国際放送及びラジオ国際放送の放送番組の同時配信と既放送番組の配信、在外邦人向けテレビジョン国際放送の一部放送番組の同時配信と見逃し番組配信、国際放送の番組の理解・増進情報の提供を行う。</p> <p>アプリケーションやウェブサイトの改良に取り組み、災害時のインターネット発信をさらに充実させる。また、ソーシャルネットワーキングサービスを活用した発信を強化とともに、自動翻訳技術による字幕を付与した放送番組を同時配信するなど、多言語によるサービスの充実を図る。</p> <p>このほか、海外の配信事業者等への放送番組の提供を行う。</p> <p>これに要する経費は、総額27億5,463万7千円となる。</p>  |
| (5) 契約収納                                | <p>受信料の公平負担と営業経費の抑制のため、共感と納得に基づく新たな業務モデルの確立に向けて取り組み、外部企業等との連携強化やデジタル接点等を活用した届け出の促進など様々なアプローチにより、効率的な契約・収納活動に取り組む。</p> <p>これらに要する経費は、総額491億8,522万4千円となる。</p>   |
| (6) 受信対策                                | <p>良好な受信環境の確保に向けて、受信相談への対応や最新の放送技術情報の提供等、視聴者へこれらに要する経費は、総額7億1,958万3千円となる。</p>   |
| (7) 広報                                  | <p>視聴者との結びつきを一層強化し、多様な意見を効率的かつ効果的に把握して、放送・サービス等の事業運営に適切に反映させる。また、公共メディアや受信料制度への理解促進に向けて、多様で効果的な広報活動を推進する。</p> <p>これらに要する経費は、総額67億3,306万1千円となる。</p>  |
| (8) 調査研究                                | <p>放送技術の研究については、人にやさしい放送・サービスやコンテンツ制作支援に向けたAI技術、放送通信融合サービスなど新たなメディア環境に対応する技術、新たな視聴体験ができる未来のメディア技術の研究開発を行う。</p> <p>放送番組の研究については、社会・政治・生活に関する世論調査やコンテンツへの多様な接触を把握する調査を進めるなど、放送・サービスの向上に寄与する調査研究を行う。</p> <p>これらに要する経費は、総額72億9,837万9千円となる。</p>  |
| (9) 給与                                  | <p>給与については、業務改革を一層推進し、引き続き適正化に努める。また、「新しいNHKらしさ」を追求する戦略領域への要員シフトを行う。</p> <p>これに要する経費は、総額1,124億6,035万3千円となる。</p>   |
| (10) 退職手当及び福利厚生                         | <p>退職手当及び福利厚生については、退職給付費の減等により、総額416億9,707万6千円となる。</p>  |
| (11) 共通管理                               | <p>共通管理については、一般設備に係る電力料の増等により、総額190億8,207万6千円となる。</p>   |
| (12) 有料インターネット活用業務                      | <p>放送番組等を電気通信回線を通じて、有料で一般的の利用に直接供するサービスについては、コンテンツの充実や利便性の向上等を図る。</p> <p>このほか、放送番組を電気通信回線を通じて一般的の利用に供する事業を行う者に、放送番組等を有料で提供する。</p> <p>これらに係る収入は52億405万4千円、支出は31億8,218万5千円である。</p>  |
| (13) 受託業務等                              | <p>受託業務等については、会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等を行う。</p> <p>これらに係る収入は9億7,184万2千円、支出は17億808万9千円である。</p>   |
| (14) 人事制度改革及び受信料の価値を最大化するためのマネジメント施策の推進 | <p>組織の機能を最大限發揮するための改革を実施し、ダイバーシティの推進や人材の育成等に取り組むほか、より創造的で効率的な体制の確立に向けた「働き方改革」を一層推進することとも、デジタルトランスフォーメーションによる業務改革を積極的に進めるなど、ワークスタイルの進化に向けた取り組みを進める。</p> <p>また、経営資源を多様で質の高いコンテンツに集中し、合理的なコストによる効率的な業務体制を確立する。コンプライアンス及びリスクマネジメントの推進に取り組むとともに、グループ全体での「新しいNHKらしさ」の追求に向けた体制構築とガバナンスの強化を行う。あわせて、契約者との結びつきの強化や満足度を高める視聴者コミュニケーション改革に取り組む。経営計画について客観的なデータに基づいた改革・改善の進捗管理を行う。</p> |

## 4 受信契約件数

## (1) 地上契約

## ア 有料契約見込件数

| 区                 | 分 | 令和5年度      | 令和4年度      | 増減        |
|-------------------|---|------------|------------|-----------|
| 年 度 初 頭 契 約 件 数   |   | 19,181,000 | 19,521,000 | △ 340,000 |
| 年 度 内 新 規 契 約 件 数 |   | 650,000    | 670,000    | △ 20,000  |
| 年 度 内 解 約 件 数     |   | 1,100,000  | 1,010,000  | 90,000    |
| 年 度 内 増 加 契 約 件 数 | △ | 450,000    | 340,000    | △ 110,000 |
| 年 度 未 契 約 件 数     |   | 18,731,000 | 19,181,000 | △ 450,000 |

イ 受信料免除見込件数

| 区                 | 分 | 令和5年度     | 令和4年度     | 増減       |
|-------------------|---|-----------|-----------|----------|
| 年 度 内 新 規 免 除 件 数 |   | 2,317,000 | 2,374,000 | △ 57,000 |
| 年 度 内 解 約 件 数     |   | 390,000   | 232,000   | 158,000  |
| 年 度 内 増 加 免 除 件 数 | △ | 328,000   | 289,000   | 39,000   |
| 年 度 未 免 除 件 数     |   | 62,000    | 57,000    | 119,000  |
|                   |   | 2,379,000 | 2,317,000 | 62,000   |

## (2) 衛星契約

## ア 有料契約見込件数

| 区                 | 分 | 令和5年度      | 令和4年度      | 増減        |
|-------------------|---|------------|------------|-----------|
| 年 度 初 頭 契 約 件 数   |   | 21,925,000 | 22,015,000 | △ 90,000  |
| 年 度 内 新 規 契 約 件 数 |   | 600,000    | 570,000    | 30,000    |
| 年 度 内 解 約 件 数     |   | 730,000    | 660,000    | 70,000    |
| 年 度 内 増 加 契 約 件 数 | △ | 130,000    | 90,000     | △ 40,000  |
| 年 度 未 契 約 件 数     |   | 21,795,000 | 21,925,000 | △ 130,000 |

## イ 受信料免除見込件数

| 区                 | 分 | 令和5年度   | 令和4年度   | 増減      |
|-------------------|---|---------|---------|---------|
| 年 度 初 頭 免 除 件 数   |   | 717,000 | 686,000 | 31,000  |
| 年 度 内 新 規 免 除 件 数 |   | 191,000 | 121,000 | 70,000  |
| 年 度 内 解 約 件 数     |   | 88,000  | 90,000  | △ 2,000 |
| 年 度 内 増 加 免 除 件 数 | △ | 103,000 | 31,000  | 72,000  |
| 年 度 未 免 除 件 数     |   | 820,000 | 717,000 | 103,000 |

## (3) 特別契約

## ア 有料契約見込件数

| 区                 | 分 | 令和5年度  | 令和4年度  | 増減 |
|-------------------|---|--------|--------|----|
| 年 度 初 頭 契 約 件 数   |   | 14,000 | 14,000 | 0  |
| 年 度 内 新 規 契 約 件 数 |   | 0      | 0      | 0  |
| 年 度 内 解 約 件 数     |   | 0      | 0      | 0  |
| 年 度 内 増 加 契 約 件 数 |   | 0      | 0      | 0  |
| 年 度 未 契 約 件 数     |   | 14,000 | 14,000 | 0  |

(参考1)

## 有料契約見込総数

| 区                 | 分 | 地上契約       | 衛星契約       | 特別契約   | 合計         |
|-------------------|---|------------|------------|--------|------------|
| 年 度 初 頭 契 約 件 数   |   | 19,181,000 | 21,925,000 | 14,000 | 41,120,000 |
| 年 度 内 増 加 契 約 件 数 | △ | 450,000    | 130,000    | 0      | 580,000    |
| 年 度 未 契 約 件 数     |   | 18,731,000 | 21,795,000 | 14,000 | 40,540,000 |

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

| 区                 | 分 | 地上契約    | 衛星契約    | 合計      |
|-------------------|---|---------|---------|---------|
| 年 度 初 頭 契 約 件 数   |   | 203,000 | 152,000 | 355,000 |
| 年 度 内 増 加 契 約 件 数 | △ | 1,000   | 2,000   | 1,000   |
| 年 度 未 契 約 件 数     |   | 202,000 | 154,000 | 356,000 |

(参考2)

## 支払区分別受信契約件数

## (1) 地上契約

| 区                 | 分 | クレジット等継続振込 | その他       | 合計        |
|-------------------|---|------------|-----------|-----------|
| 年 度 初 頭 契 約 件 数   |   | 11,982,000 | 3,794,000 | 922,000   |
| 年 度 内 増 加 契 約 件 数 | △ | 580,000    | 90,000    | 70,000    |
| 年 度 未 契 約 件 数     |   | 11,402,000 | 3,704,000 | 2,553,000 |

## (六) 報 告

## 上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

| 区 分        | 口 座 振 替 | ク レ ジ シ ッ ト<br>カ ー ド 等 離 脱 | 継 続 振 込 | そ の 他  | 合 計     |
|------------|---------|----------------------------|---------|--------|---------|
| 年度初頭契約件数   | 97,000  | 28,000                     | 41,000  | 37,000 | 203,000 |
| 年度内増加契約件数△ | 2,000   | 0                          | 3,000   | 4,000  | 1,000   |
| 年度末契約件数    | 95,000  | 28,000                     | 38,000  | 41,000 | 202,000 |

## (2) 衛 星 契 約

| 区 分        | 口 座 振 替    | ク レ ジ シ ッ ト<br>カ ー ド 等 離 脱 | 継 続 振 込   | そ の 他   | 合 計        |
|------------|------------|----------------------------|-----------|---------|------------|
| 年度初頭契約件数   | 11,818,000 | 3,785,000                  | 5,871,000 | 451,000 | 21,925,000 |
| 年度内増加契約件数△ | 350,000    | 40,000                     | 100,000   | 80,000  | △ 130,000  |
| 年度末契約件数    | 11,468,000 | 3,825,000                  | 5,971,000 | 531,000 | 21,795,000 |

## 上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

| 区 分        | 口 座 振 替 | ク レ ジ シ ッ ト<br>カ ー ド 等 離 脱 | 継 続 振 込 | そ の 他  | 合 計     |
|------------|---------|----------------------------|---------|--------|---------|
| 年度初頭契約件数   | 72,000  | 24,000                     | 46,000  | 10,000 | 152,000 |
| 年度内増加契約件数△ | 2,000   | 0                          | 3,000   | 1,000  | 2,000   |
| 年度末契約件数    | 70,000  | 24,000                     | 49,000  | 11,000 | 154,000 |

## (3) 特 別 契 約

| 区 分        | 口 座 振 替 | ク レ ジ シ ッ ト<br>カ ー ド 等 離 脱 | 継 続 振 込 | そ の 他 | 合 計 |
|------------|---------|----------------------------|---------|-------|-----|
| 年度初頭契約件数   | 9,000   | 5,000                      | 14,000  |       |     |
| 年度内増加契約件数△ | 0       | 0                          | 0       |       |     |
| 年度末契約件数    | 9,000   | 5,000                      | 14,000  |       |     |

## 5 要員計画

| 区 分    | 要 員 数   |
|--------|---------|
| 事業運営関係 | 10,059人 |
| 建設経費   | 169     |
| 合 計    | 10,268  |

要員数については、既存業務のさらなる効率化により、年度内150人の純減を見込んだものである。

## 令 和 5 年 度 資 金 計 画

## 1 資金計画の概要

令和5年度收支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料等による入金総額7,707億2,676万7千円、事業経費、建設経費等による出金総額8,090億6,910万円をもって施行する。

## 2 入 金 の 部

受信料については、受信料収入予算6,240億1,598万3千円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額6,211億6,497万5千円を予定する。

このほか、固定資産売却代金40億1,129万5千円、国際放送関係など交付金収入36億1,934万3千円、有価証券の償還56億円、受取利息その他の入金842億5,115万4千円を見込む。

## 3 出 金 の 部

事業経費5,930億9,890万7千円、建設経費906億円、有価証券の購入500億円、納付消費税その他の出金753億7,019万3千円を合わせ、出金額は、総額8,090億6,910万円である。

(参考) 資金の需要及び調達の四半期別見込は、下表のとおりである。

(単位 千円)

| 区 分   | 第1四半期   | 第2四半期  | 第3四半期  | 第4四半期   | 合 計  |
|---|---|--|--|---|--|
| 1 前期末資金有高                                       | 76,701,569                                      | 75,641,992                                   | 56,098,585                                       | 69,597,067                                      | —  |
| 2 入 受 信 料                                       | 226,696,783                                     | 170,879,296                                  | 214,311,663                                      | 158,839,025                                     | 770,726,767  |
| 3 固定資産売却代金<br>交付金収入<br>有価証券償還<br>受取利息その他の入<br>金 | 1,132,759<br>14,724<br>15,700,000<br>32,128,573 | 945,218<br>4,842<br>17,900,000<br>17,409,850 | 945,218<br>1,799,350<br>23,500,000<br>19,229,276 | 1,068,100<br>1,800,427<br>500,000<br>15,483,455 | 4,091,295<br>3,619,343<br>57,600,000<br>84,251,154 |

| 区 分            | 要 員 数       |
|----------------|-------------|
| 事業経費           | 163,786,613 |
| 建設経費           | 28,923,593  |
| 有価証券購入         | 15,000,000  |
| 納付消費税その他<br>出金 | 20,046,154  |
| 4 期 末 資 金 有 高  | 75,641,992  |
|                | 56,098,585  |
|                | 69,597,067  |
|                | 38,359,236  |

日本放送協会令和5年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見  
放送法(昭和25年法律第132号)第70条第2項の規定に基づき、日本放送協会令和5年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

令和5年2月

総務大臣 意見

日本放送協会令和5年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見  
日本放送協会(以下「協会」という。)は、公共の福祉のため、あまねく日本全国において受信できるよう、豊かで、かつ、良い放送番組を放送する等、放送法(昭和25年法律第132号)で定められている業務を着実に遂行することを通じて、公共放送の担い手としての社会的使命を果たすとともに、時代の要請に応じたスリムで強靭な組織となることを目指し、変更後の「[NHK経営計画(2021—2023年度)](以下「中期経営計画」という。)に基づいて、徹底的な改革を行うことが求められている。

協会の令和5年度収支予算、事業計画及び資金計画については、変更後の中期経営計画に基づいて令和5年10月以降、地上契約と衛星契約の双方において現行の受信料額から1割引き下げる値下げを盛り込み、視聴者への還元を行いうる点では評価ができる。その結果、事業収支差金が280億円の赤字となるため、事業支出の計画額に不足する収入分として財政安定のための繰越金280億円が充当されることとなっている。

予算の執行に当たっては、公共放送として提供する放送番組の質を維持しつつ、引き続き、公共放送の役割を果たすために必要な事業規模について不斷の見直しを行い、事業経費の一層の合理化・効率化に取り組むとともに、受信料の適正かつ公平な負担の徹底に向けた取組を着実に進め、受信料収入と事業規模との均衡を早期に確保していくことが求められる。  
また、令和5年度には、還元目的積立金制度が新たに施行されることから、事業収支差金や資本収支差金の黒字が法令の趣旨に沿つて国民・視聴者に還元されるよう、経営委員会によるガバナンスの下で、適切に予算を執行することが改めて求められる。

さらに、國民各層や関係者の意見も幅広く聞きながら、上述の公共放送の担い手としての社会的使命を果たしつつ、「業務」・「受信料」・「ガバナンス」を一体的に改革することに不斷に取り組むことが求められる。

1 国内放送番組の充実

○ 放送番組の編集に当たっては、公共放送の担い手としての社会的使命を認識し、國民の生命と財産を守る正確で迅速な報道の確保や國民・視聴者の信頼に応える質の高い番組の提供等を行うとともに、放送法を十分に踏まえ、正確かつ公正な報道を行うことにより、國民・視聴者の負託に的確に応えること。  
○ 令和3年12月26日に放送したBS1スペシャル「河瀬直美が見つめた東京五輪」において、自らの番組基準に抵触する放送が行われた件については、再発防止に向けた取組を徹底することが求められる。今後、定期的に、本件に関連する法令等の遵守状況や再発防止策の取組状況を取りまとめた上で公表することが求められる。

(六) 放送

- 近年、大規模自然災害が多発しており、災害情報の迅速かつ確実な提供の重要性が高まっていることを踏まえ、大規模自然災害発生時に國民・視聴者に向けて、あらゆる手段で総務省が有用であることも踏まえて、引き続き、テレビ、ラジオ及びインターネットを適切に使用すること。
- 少子高齢化や過疎化の進行等様々な課題に直面する地域社会への貢献や地方創生の観点から、地域の関係者と連携することにより、多様な自然・歴史・文化・人々の暮らしなどそれぞれの地域ならではの魅力の紹介及び地域経済の活性化に寄与するコンテンツを充実させ、そうしたコンテンツの国内外に向けた積極的な発信に一層努めること。
- 字幕放送、解説放送及び手話放送については、総務省が平成30年2月に策定した普及目標を踏まえ、拡充に努めること。特に、災害報道、国会中継及び地域放送局における字幕放送や手話放送などの一層の充実に取り組むこと。また、音声認識技術による自動字幕制作システム、生放送番組にも対応可能な新たな解説放送サービス、C.G.を用いた手話アニメーションの自動生成技術等、これまで実施してきた研究成果の早期の実用化や視聴障害者向け放送サービスの普及に関する研究を推進すること。
- 新4K 8K衛星放送については、普及に向けて、引き続き、4K・8Kならではのコンテンツの制作や受信環境整備に資する取組を積極的に行うとともに、他の放送事業者、受信機メーカー等の関連団体・事業者と連携しながら、公共放送の担い手としての先導的役割を果たすこと。
- 新型コロナウイルスの感染拡大への対応については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に係る議論など最近の動向を踏まえつつ、令和2年3月に協会が自ら公表した行動指針等に基づき、感染防止対策を徹底しながら事業を継続し、引き続き国・視聴者への正確かつ迅速な情報の提供や国内の正しい情報を世界へ発信すること等に努めること。
- 2 國際放送の充実等による総合的な海外情報発信の強化等
- ロシアによるウクライナ侵攻などの国際情勢を踏まえ、我が国の中重要な政策及び国際問題に対する公的見解並びに我が国の経済・社会・地域及び文化の動向や実情を正しく伝えることがこれまで以上に重要になっている。我が国に対する正しい認識・理解・関心を培い、普及させるとともに、国際交流・親善の増進、経済交流の発展、地方創生の推進、在外邦人の安全確保、国際社会における我が国のプレゼンス向上等に資するよう国際放送のより一層の充実・強化や放送番組の海外事業者への適正な提供を図ること。
- 「NHKワールド JAPAN」については、積極的に国内外の視聴拡大を図ることが重要であり、外国で観聴されるための視点や技能を備えた優れた人材の育成・確保等を通じた効果的な実施体制の確立、多言語化も含めたニュース番組の充実、訪日外国人向けの日本語教育番組や我が国及び地域の実情・魅力を伝える番組の充実を図ること。
- 海外への情報発信に当たっては、世界各地のニーズや視聴実態等を検証した上で定めた具体的目標を踏まえ、海外事業者との連携やインターネット配信の活用等により、総合的な発信の強化に努めること。
- 國際放送の安定的な実施を確保するため、設備の維持管理や運用体制の構築に万全を期すこと。

- 3 インターネット活用業務の適切な実施及び関係者間連携等
- インターネット活用業務については、引き続き、協会の目的や受信料制度の趣旨に沿って、令和4年12月に認可した実施基準に基づき、適正な規模の下で節度をもって事業を運営すること。インターネット活用業務の実施により得られた知見等の成果については、広く社会全体に裨益するよう適切に公表すること。
  - インターネット活用業務に係る民間放送事業者との連携・協力については、放送法上の努力義務であることを十分に踏まえ、民間放送事業者の求めに応じ、その取組の具現化を図ること。
  - 地方向け放送番組の配信について、効率的な配信方法の検討・検証を踏まえて具体的な計画を明らかにし、当該配信の充実に努めるとともに、災害情報の多元的な伝達手段確保の観点から、災害報道のインターネット同時配信の充実に引き続き努めること。
  - インターネットを通じたコンテンツ視聴の拡大など、国民・視聴者の視聴スタイルが急速に変化する中、時代の要請に応えていくための改革に取り組む観点から、公共放送番組のインターネット配信の意義やサービスニーズについて、令和4年4月から同年5月までの間にかけて実施した第1期社会実証の結果も踏まえ、更に議論を深めていくこと。
- 4 経営改革の推進
- 変更後の中期経営計画で具体化された衛星波の削減については、令和5年度末の停波に向けて、視聴者への丁寧な説明及び周知を行うとともに、存続する衛星波の在り方についても、視聴者や番組制作事業者の意見を踏まえて、早期に具体的な計画をまとめること。
  - 音声波の整理・削減については、中期経営計画に基づく削減時期・方法を具体化するよう検討を進めること。
  - 「日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に關するガイドライン」(令和4年10月改定)等に基づき、子会社に適切に配当を行わせるよう徹底すること等により、利益剰余金が協会に適切に還元されるよう努めること。
  - 子会社等の在り方をゼロベースで見直す抜本的な改革については、令和4年12月に設立した「株式会社NHKメディアホールディングス」の傘下にある子会社の業務効率化の効果について隨時検証を行い、その効果も見極めつつ他の子会社の業務の集約・効率化についても不斷の検討を行うこと。また、令和5年4月に「NHK財団」に統合される関連公益法人等についてもその統合効果について随時検証を行い、必要な見直しを行うこと。
  - 協会の経営は国民・視聴者の受信料によって支えられていることから、コスト意識を持ち、業務の合理化・効率化、適正な給与水準・人員配置の確保、調達に係る取引の透明化・経費削減、関連団体への業務委託についての透明性・適正性の向上、外部制作事業者の活用等、従来指摘してきた事項について、取組を着実かつ徹底的に進めること。特に、子会社等との契約において高止まりしている「随意契約比率」を引き下げるなどを含め、より競争性が高く、透明な手続きによる調達の実現についても一層の取組を進めること。なお、外部制作事業者の活用に当たっては、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」(第7版)(令和2年9月公表)に従って、適正な製作取引の確保に努めること。
- 5 受信料の適正かつ公平な負担の徹底に向けた取組等
- 放送法に基づき、中期経営計画、経営委員会及び理事会の議事録など協会の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報等の情報公開を一層推進することにより、運営の透明性の向上を図り、自ら説明責任を適切に果たしていくこと。
  - 協会と民間放送の二元体制の下で、地域においても、多様な放送番組を視聴できる環境を維持するため、放送ネットワークの維持・管理に関する民間放送事業者との連携・協力について、放送法で定められた、難視聴解消に関する民間放送事業者の取組に対する協力の努力義務規定を踏まえて、一層積極的に実施していくこと。
  - 放送法に基づき、受信料の引下げが行われるとともに、支払率が79%になることが見込まれているところ、受信料の適正かつ公平な負担の徹底に向けて、未契約者及び未払者対策について現状分析と課題の整理を十分に行なった上で、民事手続の適切な活用などにより、一層着実に実施することが求められる。
  - 営業経費については、引き続き見直しを実施していくこと。また、訪問によらない営業への転換に伴う、契約件数への影響、受信料収入に占める営業経費の割合など財政面に与える効果及び苦情等の受付件数など事業運営面に与える効果の検証を着実に実施することも、検証結果を踏まえた営業活動の一層の合理化・適正化に向けて不斷の見直しを行うこと。
  - 受信契約の勧奨等に際しては、平成29年12月の最高裁判所の判決も踏まえ、公共放送の役割や受信料制度の意義も含めてこれまで以上に丁寧な説明を行い、受信契約の締結や受信料の支払いに国民・視聴者の理解が得られるよう努めること。
  - 国民生活センター及びNHKふれあいセンターに寄せられた意見等も踏まえ、引き続き、受信契約の勧奨等の業務の適正を確保するための体制や案内方法などについて、不斷に点検及び見直しを行うこと。

(二) 放送法第10条の規定に據りて  
承認を求める件

- 受信契約の割り当て等のために、他者に送達を委託していた文書の一部に郵便法(昭和22年法律第165号)違反が認められた事案を踏まえ、未契約者等の対策として作成・送達している文書の内容、送達方法について、郵便法等の法令遵守を徹底し、再発防止に万全を期すこと。
- 大規模災害及びサイバーセキュリティに対応するための公共放送の機能の強化
- 大規模災害が引き続き発生していることも踏まえ、引き続き、ニュースや番組の充実等を通じて、被災地の復旧・復興への取組を支援すること。
- 緊急報道対応設備の整備等を通じて、引き続き、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害に備えた公共放送の機能の強化を図ること。
- サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)に定める重要な社会基盤事業者として、引き続き、サイバーセキュリティの確保に万全を期すこと。
- 放送センターの建替及び公共放送の機能の地方分散等
- 放送センターの建替については、中期経営計画で示された「新放送センターの建設計画の抜本的な見直し」という点に関し、その具体的な内容を早期に明らかにするとともに、国民・視聴者の理解が得られるよう、説明を尽くすこと。
- 新放送センター及び各地の地域放送会館その他全般にわたり、中期経営計画で示された「設備のシンプル化・集約化・クラウド化による「保有設備の削減」を着実に実施するとともに、建設費の圧縮に徹底的に取り組み、その成果を国民・視聴者に還元することが求められる。
- 地方からの情報発信、地方創生への貢献の観点から、あるいは、災害時のバックアップ機能の充実の観点から、引き続き、公共放送の機能の地方分散に取り組むこと。

## NHK経営計画(2021-2023年度)

- 新型コロナウィルス感染症の世界的流行や相次ぐ大規模災害、経済格差の拡大など、日本と世界の社会・経済の先行きについて不透明感が増し、インターネットには不確かであいまいな情報があふれています。一方、若者を中心にテレビの保有率が低下し、幅広い世代でインターネットの利用時間が増えてテレビの視聴時間との「逆転」が予想されるなど、メディア環境や視聴者行動が大きく変化しています。
- NHKは、受信料で成り立つ公共メディアとして、こうした時代の変化に向き合い、視聴者・国民のみなさまからの信頼に応えるとともに、合理的なコストでの運営に努めます。経営資源をNHKならではの多様で質の高いコンテンツの取材・制作に集中させ、正確、公平公正で、豊かな放送・サービスをいつでもどこでも最適な媒体を通じてお届けし続ける、「新しいNHKらしさの追求」を進めます。

- <5つの重点項目>
1. 安全・安心を支える—「命と暮らしを守る」報道を強化し、より強制的なネットワークを構築
  2. 新時代へのチャレンジ—最新の技術を活用し、高品質なコンテンツを合理的なコストで提供
  3. あまねく伝える—確かな情報・サービスを一人ひとりに届け、分断化・多層化した社会をつなぐ
  4. 社会への貢献—地域の情報発信強化や日本の放送・メディア業界の発展に貢献
  5. 人事制度改革—組織の機能を最大限發揮するための“人財”改革を推進
- NHKがこれまで大切にしてきた公共的価値は、「新しいNHKらしさの追求」にあたっても、しっかりと守っていきます。

## NHKが基本と考える公共的価値

- ▼不偏不党、自主自律を堅持、正確で公平公正な情報を発信し、知る権利を充足して、健全な民主主義の発展に貢献▼一人ひとりの生活の安全、豊かさ、教育、福祉、文化創造に貢献▼地域社会やメディア業界の維持・発展に貢献▼日本と国際社会の相互理解に貢献▼NHKの価値の最大化を図り、視聴者・国民のみなさまから信頼され必要とされる存在となる
- 受信料が長期的な減収傾向となることが予測されるなかにあっても、NHKと関連団体が一体となって「NHKでしか創り出せないこと」に注力するとともに、効率的な経営を徹底し、受信料の価値の最大化を進めます。全国津々浦々にネットワークを持つ、信頼される「情報の社会的基盤」として、SDGs(国連が定めた持続可能な開発目標)の考え方も踏まえながら、地域や文化を守り、次の世代も安心して豊かに暮らせる日本の未来に貢献してまいります。

## ◆5つの重点項目の具体施策

1. 安全・安心を支える
  - 「命と暮らしを守る」報道を強化し、より強制的なネットワークを構築
  - 相次ぐ大規模災害や深刻化する環境問題、新型コロナウイルス感染症の世界的流行など、さまざまな脅威から一人ひとりの「命と暮らしを守る」ため、専門知識を生かした取材に基づく信頼できるコンテンツを、放送とインターネットを連動させてこれまで以上にきめ細かくお届けします。地域の自治体やメディアとの連携も充実させ、日頃からの災害への備えの強化に貢献します。
- 大規模災害の発生時でも確実に放送・サービスをお届けするため、東京の放送センターの代替として大阪拠点放送局の機能を強化するとともに、老朽化した各地の放送会館の建て替えを計画的に進め、いかなる時も確かな情報を届けることができる強制的な体制を構築します。
2. 新時代へのチャレンジ
  - 最新の技術を活用し、高品質なコンテンツを合理的なコストで提供
    - コンテンツを報道やドラマといったジャンル別に管理することで、重複する内容の番組を整理・削減して経営資源を集中させ、見ごたえのある大型シリーズ番組など、視聴者のみなさまの期待を上回る質の高いコンテンツを、合理的なコストで、最適な媒体を通じて提供します。
    - 最新的映像技術を活用して、デジタル化が進むこれからの中社会に求められる教育・教養コンテンツを開発し、さまざまな世代の人たちの暮らしや学習を幅広く支援します。

|   |  |
|---|--|
| <p>○ 出演者と視聴者が同じ仮想空間に参加できる「パーチャル・プラットフォーム」など、空間拡張技術を活用した、これまでにない視聴体験ができる技術の研究開発を進めます。</p> <p>3. あまねく伝える</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 確かな情報・サービスを一人ひとりに届け、分断化・多層化した社会をつなぐ</li> <li>○ 新型コロナウイルス感染症の流行で、人と人との距離がますます離れつつあるなか、正確な情報をさまざまな媒体で一人ひとりに届けるだけでなく、世代や地域を超えて個人をつなぐ番組などを制作し、社会が連携するきっかけとなる役割を果たします。</li> <li>○ A I 技術などを駆使した最先端のユニバーサル・サービスの提供を拡充します。</li> <li>○ 訪日・在留外国人に対し、災害情報や生活に必要な情報などを、放送だけではなく、インターネット配信を効果的に活用してきめ細かく提供します。</li> </ul> <p>4. 社会への貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の情報発信強化や日本の放送・メディア業界の発展に貢献</li> <li>○ 地域情報の全国・海外への発信を大幅に増やすとともに、地域の課題を取り上げ、全国ネットワークを最大限に活用して情報を共有することで解決につなげるなど、各地域の発展にさまざまな形で貢献します。NHKが取材した情報やデータを公共財として広く活用していただきため、オーブン化の取り組みを進めます。</li> <li>○ 4 K・8 Kの技術を使って、日本各地に残る伝統的な文化や芸術、歴史遺産などを記録して未来に伝えるなど、NHKグループの持つ知見・技術を広く社会に提供します。</li> <li>○ 民間放送との二元体制を堅持し、培ってきた放送文化の発展のため、NHKが開発した技術や知見の共有など、放送・メディア業界の未来を支える取り組みを進めます。</li> </ul> <p>5. 人事制度改革</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 組織の機能を最大限発揮するための“人財”改革を推進</li> <li>○ 人事制度を抜本的に改革し、NHKで働く一人ひとりの創造性を最大化します。多様な人々がそれぞれの働き方で力を発揮できるよう、ダイバーシティを推進するとともに、人材がいっそう活躍する環境を整えつつ、「新しいNHKらしさの追求」を実現する“人財”を育成します。</li> <li>◆「スリムで強靭な新しいNHK」を目指す構造改革</li> <li>○ 保有するメディアの整理・削減</li> <li>○ 放送波の整理・削減にあたっては、現在提供しているコンテンツに対するニーズを踏まえ、視聴者のみなさまの利便性を損なわないことに留意しながら進めます。</li> <li>● 衛星波は、2 Kのうち1波を削減、将来的に右旋は1波化を視野に検討</li> <li>○ 衛星波のうち、右旋の3波(B S 1・B S P・B S 4 K)の見直しを行い、2023年度中に2 Kのうち1波を削減します。削減にあたっては、番組の一部を他の放送波に移すなど編成上の工夫に努めます。さらに、将来的には4 Kの普及状況を見極めて、1波への整理・削減も視野に入れて検討を進めます。</li> <li>○ B S 8 Kについては、効率的な番組制作や設備投資の抑制を徹底し、東京オリンピック・パラリンピック後に、あり方にに関する検討を進めます。</li> </ul> | <p>● 音声波は2波(AM・FM)への整理・削減に向けて検討</p> <p>○ 音声波については、民間放送のAMからFMへの転換の動きや聴取者への利用実態調査の結果などを考慮しつつ、インターネットの活用や編成上の工夫をしながら、2025年度に現在の3波(R 1・R 2・FM)から2波(AM, FM)へ整理・削減する方向で検討を進めます。</p> <p>◎ インターネット活用業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● NHKのコンテンツについてでもどこでも触れられるようインターネットを適切に活用</li> <li>○ 日本への理解促進のため、海外向けコンテンツを、衛星放送だけでなくインターネット配信も活用して、きめ細かく、効率的・効果的に世界に発信します。</li> <li>○ インターネットでの地方向け放送番組の提供は、必要な設備を整備し、段階的に進めます。</li> <li>○ インターネット活用業務実施費用の抑制的な管理に向けた体制を整備します。</li> </ul> <p>◎ 「受信料の価値を最大化」するためのマネジメント施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 効率的な業務体制の確立と保有設備の削減</li> <li>○ 経営資源を放送・サービスに集中させるため、管理間接部門を削減するなど、グループ全体で業務や要員などの全面的な見直しを行い、合理的なコストによる効率的な業務体制を確立させます。</li> <li>○ 老朽化した東京・渋谷の放送センターや各地の放送会館の建て替えを進める一方、設備のシンブル化・集約化・クラウド化を推進して保有設備の削減を進めます。</li> <li>● 営業経費の削減と視聴者の満足度を高める視聴者コミュニケーション改革</li> <li>○ ポストコロナ時代を見据え、訪問による効率的な営業活動への移行で経費を削減するとともに、営業経費のさらなる抑制を図るため、新たな制度の導入を国に求めていきます。</li> <li>○ 契約いただいたいるみなさまとの結びつきの強化や、満足度を高める取り組みを推進し、視聴者のみなさまにより信頼され、より必要とされるNHKとなるために努力を重ねます。</li> <li>● グループ全体での「新しいNHKらしさの追求」に向けた体制構築とガバナンスの強化</li> <li>○ NHKの関連団体については、「新しいNHKらしさの追求」に向けて機能・役割を見直し、子会社をはじめとした全体の規模を縮小するとともに団体の数を削減してスリムで強靭な体制を構築します。</li> <li>○ 子会社については、改革をよりスピーディーに進めるため、中間持株会社の導入を視野に業務・要員の効率化や管理機能の集約など、ガバナンスの強化を進めます。</li> <li>○ 財團については、社会貢献事業を強化するため業務のあり方を見直し、2023年度の統合にかけて検討を進めます。</li> <li>● 経営指画の進捗状況の評価・管理の明確化</li> <li>○ 決算と業績の評価を重視し、客観的なデータに基づいて改革・改善の進捗管理を行い、目標達成につなげる仕組みを明確化します。代表的な指標等は公表し、説明責任を果たします。</li> <li>○ NHKグループ全体として、経営委員会が定めた「内部統制関係議決」に基づき整備した体制([関連団体運営基準]等)を適切に運用し、コンプライアンスの徹底など業務の適正性を確保します。</li> </ul> |
|---|--|

◆計画期間中の収支と受信料の考え方

◎収支見通し

受信料が長期的な減収傾向となることが予測されるなか、経営資源を放送・サービスに集中させ、視聴者のみなさまのニーズに応え、受信料の価値の最大化を図るため、構造改革による支出規模の圧縮に取り組みます。

事業収入：2021年度は、2020年度に実施した値下げ(2018年度から順次実施した奨学生受給金へのみ免除など)とあわせて年間400億円規模の還元)が通年で影響することや、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、2020年度予算比で約300億円の減収を想定しています。本経営計画期間中は厳しい経済状況が継続することを想定し、2022年度と2023年度についても毎年10億円程度の事業支出：構造改革を断行して550億円規模(2020年度予算比)の削減を行なう一方で、150億円程度を5つの取り組みに重点投資します。新放送センター情報棟の整備や各地の放送会館の建て替えなどは、建設積立資産を充てるとともに、財政安定のための繰越金(大災害時の事業維持などに必要な額は確保)を充当することにより対応します。

| 区分      | 2020年度<br>予算 | 2021年度 |       |       | 2022年度 |       |      | 2023年度 |      |       |
|---------|--------------|--------|-------|-------|--------|-------|------|--------|------|-------|
|         |              | 増減     | 増減    | 増減    | 増減     | 増減    | 増減   | 増減     | 増減   | 増減    |
| 事業収入    | 7,204        | 6,900  | △ 304 | 6,890 | △ 10   | 6,880 | △ 10 | 6,880  | △ 10 | 6,880 |
| うち受信料収入 | 6,974        | 6,714  | △ 260 | 6,700 | △ 14   | 6,690 | △ 10 | 6,690  | △ 10 | 6,690 |
| 事業支出    | 7,354        | 7,130  | △ 224 | 6,890 | △ 240  | 6,800 | △ 90 | 6,800  | △ 90 | 6,800 |
| 事業収支差金  | △ 149        | △ 230  | △ 80  | 0     | 230    | 80    | 80   | 80     | 80   | 80    |

◎受信料を2023年度に値下げの方針

- こうした支出の削減に加えて、さらなるコストの圧縮を進め、新放送センターの建設計画の抜本的な見直しや経営努力によって生み出した剩余金を積み立てる仕組みの導入なども行い、還元の原資として事業規模の一割にあたる700億円程度を確保します。そのうえで、新型コロナウイルス感染症の影響や放送法改正の動き、訪問によらない新たな営業施策の進捗などを見極めながら、具体的な方法などを検討し、衛星波の削減を行う2023年度に受信料の値下げを行なう方針です。また、衛星附加受信料の見直しを含めた総合的な受信料のあり方について導入に向けた検討を進めます。値下げの詳細の決定をあわせて、本経営計画の修正を行います。
- 受信料制度について、あらゆる機会を通じて視聴者のみなさまに丁寧にご説明し、ご理解いただくための活動を強化します。公平負担の徹底の観点から、支払率80%台の維持に努めることもに衛星契約割合を向上させ、運営に必要な受信料収入を確保します。  
〔受信料額(月額：地上契約1,225円、衛星契約2,170円(口座・クレジット)(消費税含む)※沖縄県は料額が異なる〕

事業収入、支払率などは現時点での想定であり、新型コロナウイルス感染症のさらなる感染拡大など、今後の社会・経済状況の変化などによっては見通しが変動する可能性があります。

放送法第71条の2第2項第1号・第3号に規定された事項について

本計画における、放送法第71条の2第2項第1号および第3号に規定された記載事項は、以下のとおりである。

第1号 中期経営計画の期間

2021年度から2023年度まで(2021年4月1日から2024年3月31日)の3か年とする。

第3号 協会が行う業務の種類及び内容

- (1) 国内放送として、テレビジョン放送(総合テレビジョン、教育テレビジョン、BS1、BSプレミアム、BS4K、BS8K)、中波放送(第1放送、第2放送)、超短波放送(FM放送)を実施する。
- (2) 國際放送として、邦人向け、外国人向けテレビジョン放送、ラジオ放送を実施する。
- (3) インターネット活用業務として、総務大臣の認可を受けた実施基準に基づき、放送番組、理解増進情報を提供する。
- (4) 調査研究として、放送番組及び放送技術の両分野にわたって調査研究活動を行う。
- (5) 上記のほか、放送法第20条第2項(上記3)を除く)及び第3項の業務を実施する。

【修正部分】NHK経営計画(2021—2023年度) ※2023年1月修正

- 感染症の拡大やウクライナ情勢など新たな課題を踏まえ、「5つの重点項目」のうち、「1. 安全・安心を支える」「3. あまねく伝える」の内容を強化します。
- 衛星波1波を2023年度末に削減します。
- 構造改革や経営努力の成果を視聴者のみなさまへ還元するため、受信料を1割値下げします。
- 受信料の値下げを踏まえ2023年度の収支見通しを修正します。なお、放送法の規定により、収支予算・事業計画の国会承認をもって確定されます。

5つの重点項目

1. 安全・安心を支える
  - 災害のみならず、安全保障、感染症、地域課題など、暮らしの安全を支える「信頼できる情報」の発信を強化します。
  - ▼国際情勢や地域環境の変化を踏まえ、信頼できる情報の扱い手として、健全な情報空間の維持に貢献します。
- フェイクニュースが蔓延する時代に対応し、事実を見極めるための情報の取材・制作機能を強化します。
- 取材に裏打ちされた信頼性の高い報道を維持するため、ジャーナリズム人材の育成に注力します。
- 専門プロジェクトを設けるなど、災害、科学、安全保障といった社会が要請する分野の強化を取り組みます。

- ▼信頼されるメディアとしてコンテンツ強化に取り組むとともに、国内で流通するコンテンツの信頼性向上にも貢献します。
  - 学習形態の多様化に応じた教育コンテンツの充実など、質の高いコンテンツに経営資源を集めます。
  - 放送通信融合の時代における日本のコンテンツ産業の信頼性向上に、業界と協力しつつ取り組みます。
3. あまねく伝える
- 地域インフラへの投資を強化し、放送通信融合の時代に、世代や場所にかかわらず「放送の価値」を届け続けます。
- ▼二元体制の持続可能性を高め、あらゆる地域へ放送の価値を届け続けます。
  - 民間放送事業者等との協力強化により、効率的で強制的な放送ネットワークを維持します。
  - ▼レジリエンス、リスクマネジメント、持続可能性を考慮した投資を行うと同時に、生産性の向上にも取り組むことで、いかなる状況下でも情報を届け切れます。
  - 適正なリスク算定を行い不測の事態に備えると同時に、地域を重点に、加速するSDGs時代を踏まえた投資を強化します（災害対応のためのFM補完置局を含む）。
  - 経営資源をコンテンツに集中させ、生産性向上につながる制作工程改革を加速させます。
  - スリムで強靭な「新しいNHK」を目指す構造改革
- ◎[保有するメディアの整理 削減]
- ▼2024年3月末に衛星波は2Kのうち1波を削減します。
- 衛星波を「新B S 4K（仮称）」と「新B S 2K（仮称）」の2波とし、2K・4Kそれぞれの特性を生かしたコンテンツを柔軟に編成し、地上波では味わえない新たな価値を創造します。
- ✓ 新B S 4K（仮称）は、世界に通用する多彩なコンテンツ／高精細クオリティを提供します。
- ✓ 新B S 2K（仮称）は、衛星放送の魅力を凝縮し、ライブ感を重視した機動的な編成を行います。
- ◎[インターネット活用業務]
- ▼在外邦人向けコンテンツについて、既存放送網の見直しを行いつつ、インターネット配信も活用して、きめ細かく、効率的に発信します。
- ◎[受信料の価値を最大化]するためのマネジメント施策
- ▼訪問によらない営業活動を進化させ、安定収入を確保します。
- ▼ジャンル管理によるコンテンツ分野の効果的な資源管理を定着させるとともに、放送通信融合時代にふさわしい業務フローへの転換を図ります。
- ‘視聴者のみなさまへの“還元”について’
- 構造改革による支出削減に加えて、経営努力によって生み出した財政安定のための繰越金をもとに、下記のとおり受信料の値下げや視聴者のみなさまの将来負担の軽減につながる先行支出などを行います。

▼信頼されるメディアとしてコンテンツ強化に取り組むとともに、国内で流通するコンテンツの信頼性向上にも貢献します。

- 学習形態の多様化に応じた教育コンテンツの充実など、質の高いコンテンツに経営資源を集めます。
- 放送通信融合の時代における日本のコンテンツ産業の信頼性向上に、業界と協力しつつ取り組みます。

### 3. あまねく伝える

地域インフラへの投資を強化し、放送通信融合の時代に、世代や場所にかかわらず「放送の価値」を届け続けます。

- ▼二元体制の持続可能性を高め、あらゆる地域へ放送の価値を届け続けます。
- 民間放送事業者等との協力強化により、効率的で強制的な放送ネットワークを維持します。
- ▼レジリエンス、リスクマネジメント、持続可能性を考慮した投資を行うと同時に、生産性の向上にも取り組むことで、いかなる状況下でも情報を届け切れます。
- 適正なリスク算定を行い不測の事態に備えると同時に、地域を重点に、加速するSDGs時代を踏まえた投資を強化します（災害対応のためのFM補完置局を含む）。
- 経営資源をコンテンツに集中させ、生産性向上につながる制作工程改革を加速させます。
- スリムで強靭な「新しいNHK」を目指す構造改革

### ◎[保有するメディアの整理 削減]

▼2024年3月末に衛星波は2Kのうち1波を削減します。

衛星波を「新B S 4K（仮称）」と「新B S 2K（仮称）」の2波とし、2K・4Kそれぞれの特性を生かしたコンテンツを柔軟に編成し、地上波では味わえない新たな価値を創造します。

✓ 新B S 4K（仮称）は、世界に通用する多彩なコンテンツ／高精細クオリティを提供します。

✓ 新B S 2K（仮称）は、衛星放送の魅力を凝縮し、ライブ感を重視した機動的な編成を行います。

### ◎[インターネット活用業務]

▼在外邦人向けコンテンツについて、既存放送網の見直しを行いつつ、インターネット配信も活用して、きめ細かく、効率的に発信します。

◎[受信料の価値を最大化]するためのマネジメント施策

▼訪問によらない営業活動を進化させ、安定収入を確保します。

▼ジャンル管理によるコンテンツ分野の効果的な資源管理を定着させるとともに、放送通信融合時代にふさわしい業務フローへの転換を図ります。

‘視聴者のみなさまへの“還元”について’

構造改革による支出削減に加えて、経営努力によって生み出した財政安定のための繰越金をもとに、下記のとおり受信料の値下げや視聴者のみなさまの将来負担の軽減につながる先行支出などを行います。

■受信料の値下げについて

▼2023年度を含む、中長期の収支見通しを踏まえ、受信料の値下げ等（受信料体系の見直し）を実施します。

- 還元（値下げ等）の方法

※いざれども、2023年10月から実施します。

- ✓ 地上契約および衛星契約を以下のように値下げします。

（支払方法の多様化を踏まえた、継続振込等払いと口座・クレジット払いの料額の一本化を含みます）

| 種 別     | 支 払 方 法  | 月額（値下げ後） | 月額（値下げ前） |
|---------|----------|----------|----------|
| 地 上 契 約 | 口座・クレジット | 1,100円   | 1,225円   |
|         | 継続振込等    |          | 1,275円   |
| 衛 星 契 約 | 口座・クレジット | 1,950円   | 2,170円   |
|         | 継続振込等    |          | 2,220円   |

### ●還元（値下げ等）の規模

✓ 値下げに際して充当する還元の原資…総額1,500億円を想定

※ なお、受信料体系の見直しは、日本放送協会放送受信料規約、日本放送協会放送受信料免除基準の総務大臣認可、および各年度における予算の国会承認など、所要の手続きを経て決定され実施します。

■視聴者のみなさまの将来負担の軽減につながる先行支出等について

▼視聴者のみなさまの将来負担の軽減につながる先行支出等について

■視聴者のみなさまの将来負担の軽減につながる先行支出（「3. あまねく伝える」関連）\*

✓ ネットワークコスト削減等、視聴者の将来負担の軽減につながる先行支出（「3. あまねく伝える」関連）\*

✓ 民間放送事業者との放送ネットワークの効率的運用、ソフトウェア化対応研究等、改正放送法の協力努力義務に係る支出…総額600億円（2023年度は調査費等を計上）

▼日本のコンテンツ産業全体の規模から、公共のコンテンツの創造・展開の強化に係る支出\*

（「1. 安全・安心を支える」関連）…総額100億円（2023年度は調査費等を計上）

▼災害時等の持続可能性を担保する、財政安定のための繰越金 …少なくとも500億円程度必要

\* 改正放送法（第3条の2 第5項）にもとづき、次期中期経営計画期間において「支出の予想額」に充当される想定です。

なお、これらの区分については、別途定められる総務省令により、改められることがあります。

### 計画期間中の収支見通し

▼2023年10月からの受信料の値下げ等により、受信料収入約460億円の減収を想定しています。

▼事業収支差金のマイナスは、値下げのために確保した還元の原資から充当することで解消します。

令和五年二月二十一日 参議院会議録第十一回 放送法第七十条第一項の規定に基いて、承認を求める件

議院法制局法の一部を改正する法律案 質問主意書及び答弁書 四〇

▼受信料値下げの継続を可能にするため、支出規模を段階的に縮減する間、還元の原資を活用します。

| 区分              | 2023年度の収支のみ変更  |                      |                      |                       |
|-----------------|----------------|----------------------|----------------------|-----------------------|
|                 | 2021年度         | 2022年度               | 2023年度               |                       |
| 事業収入<br>うち受信料収入 | 7,204<br>6,974 | 増減<br>△ 304<br>△ 260 | 増減<br>6,890<br>6,700 | 増減<br>10<br>14        |
| 事業支出            | 7,354<br>△ 230 | △ 224<br>△ 80        | △ 240<br>0           | △ 460<br>230<br>△ 280 |
| 事業收支差金          | △ 149          |                      |                      | △ 280                 |
|                 |                |                      | 還元の原資を充当             | 280 + 280             |
|                 |                |                      | 還元の原資残(後年度用)         | 1,220                 |

#### 審査報告書

##### 議院法制局法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添へて報知す。

令和五年二月三十日

議院運営委員長 石井 準  
参議院議長 尾辻 秀久殿

| 議院法制局法の一部を改正する法律案 |           |
|-------------------|-----------|
| 右の本院提出案をいよいよ送付す。  | 令和五年二月十六日 |

議院法制局法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をいよいよ送付す。

令和五年二月十六日

衆議院議長 細田 博之

参議院議長 尾辻 秀久殿

令和五年二月十四日提出「戦時下的朝鮮半島出身労働者をめぐる問題に關する質問主意書」(第二百十五回国会質問第一八号)に対し、令和五年二月一十四日付答弁書(内閣參質一一一第一八号)(以下「答弁書」と云ふ)が送付されたといひのである。その後、韓国政府は、韓国の財團が被告の日本企業に代わって賠償金を支払うと発表(以下「韓国が用いられる傾向が顕著である。「徵用」と用いられたとは、本件判決について言及するのに不適切であるのみならず、強制労働との誤ったイメージを広げつつある概念である。実際に、國際報道(BBC等)でも本問題に關して「Forced Labor」(強制労働)の用語が用いられてゐる例がある。

韓国の今次発表を受け、岸田首相は、植民地支配へのおわびや反省を盛り込んだ一九九八年の日韓共同宣言など、過去の日本政府の立場に変わらないと表明した。経団連は、韓国留学生のために基金を設立する意向であるとされる。本問題が生じたのは韓国側の一方的な行為によるものであ

る。

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、衆議院法制局に置かれる部(二)第一部を次のように改正する。

第九条第一項中「法制企画調整部」の下に「及び法案審査部を規定するものであつて、妥当な措置と認めらる。

一、費用  
本法施行のため、別に費用を要しなら。

この法律は、令和五年四月一日から施行する。  
身労働者をめぐる問題」(以下「本問題」と云ふ)は完全かつ最終的に解決済であり、先の韓国大法院

の判決(以下「本件判決」と云ふ)は国際法令に反しておらず、日本企業による賠償責任は生じない。したがつて、存在しない賠償金を代わって支払つとの表現は誤りであり不適当である。肩代わりであるいは認めれば、日本企業に対する求償権を認めないと云ひながらねなる。

また、本件判決で扱われてゐるのは、募集に応じた「応募士」であると理解する。しかしながら、内外の報道、特に韓国側により、「戦時下的朝鮮半島労働者」を意味する呼称として専ら「徵用工」が用いられる傾向が顕著である。「徵用」を用いられたとは、本件判決について言及するのに不適切であるのみならず、強制労働との誤ったイメージを広げつつある概念である。実際に、國際報道(BBC等)でも本問題に關して「Forced Labor」(強制労働)の用語が用いられてゐる例がある。

その後、韓国政府は、韓国の財團が被告の日本企業に代わって賠償金を支払うと発表(以下「韓国が用いられる傾向が顕著である。「徵用」と用いられたとは、本件判決について言及するのに不適切であるのみならず、強制労働との誤ったイメージを広げつつある概念である。実際に、國際報道(BBC等)でも本問題に關して「Forced Labor」(強制労働)の用語が用いられてゐる例がある。

韓国の今次発表を受け、岸田首相は、植民地支配へのおわびや反省を盛り込んだ一九九八年の日韓共同宣言など、過去の日本政府の立場に変わらないと表明した。経団連は、韓国留学生のため

に基金を設立する意向であるとされる。本問題が生じたのは韓国側の一方的な行為によるものであ

る。

しかししながら、むしろ「戦時下的朝鮮半島出身労働者をめぐる問題」(以下「本問題」と云ふ)は、是正される方向に向かった」とは歓迎するとしても、日本側からの向ひかの「見返り」に相当する措置を採る性質のものではない。

|   |
|---|
| <p>なお、いわゆる慰安婦問題のように、日韓政府間で合意したこと、韓国政府が約束したこと等に關して、いつたん行つた決定を韓国側が尊重しなかつた例がある。今後、日本政府としては、かかる事態が再び生じないように必要な措置を探することは重要である。</p> <p>答弁書の内容及びかかる認識等を踏まえ、本問題に關して、次のとおり質問する。</p>  |
| <p>一 「戦時下の朝鮮半島出身労働者」について</p> <p>1 答弁書によれば、朝鮮半島から内地に移入した人々の移入の経緯は様々であるとのことであるが、「戦時下の朝鮮半島出身労働者」には、徴用による移入(いわゆる「徴用工」)、募集に応募したことによる移入(いわゆる「応募工」)が含まれることを確認されたい。</p> <p>2 本問題に關連して「徴用工」の用語が用いられることにより、「戦時下の朝鮮半島労働者」に関して間違ったイメージが広がり、あたかもも当時の日本政府が朝鮮半島出身者に強制労働を課したかのような認識が国際社会に広まることは問題である。政府は、前記のとおり日本に関する間違ったイメージが広がることにいかなる認識を持っているか、また、いかなる対応策を取っているか。</p> <p>二 賠償責任・求償権について</p> <p>1 韓国政府は、韓国の財團が被告の日本企業</p>   |
| <p>に代わって賠償金を支払うとしている。このため、支払者により日本企業に対する求償権を行使する余地に關して政府の見解を示されたい。</p> <p>三 韓国の今次発表に係る日本政府の対応について</p> <p>1 韓国が今次発表に呼応して、日本政府が何らかの措置を探る考え方があるか。その中で、「見返り」に相当する措置を探る考え方があるかを示されたい。</p> <p>2 植民地支配へのおわびや反省を盛り込んだ一九九八年の日韓共同宣言など過去の日本政府の立場に変わりはない、この時期に殊更表明したことは、新しい内容の表明ではないとしても、日本は悪いことをした、徴用により強制労働を強いたなどの誤解を一層広めることにならないか。</p> <p>四 韓国向け輸出管理の運用の見直しについて</p> <p>1 答弁書の「三について」では、「韓国向け輸出管理の運用の見直し」(韓国を輸出手続が簡略になる優遇国「グループA」から除外)との文言があるが、これは本問題とは無関係な決</p>  |
| <p>定であるとの意味か。</p> <p>2 韓国が今次発表に呼応する措置として、韓国を再び「グループA」に含めることを検討しているのか。</p> <p>3 韓国側の貿易管理体制が不十分であるとの問題があつて韓国を「グループA」から外したのか。</p> <p>4 その後、韓国は貿易管理体制につき何らかの対応をしたのか。韓国を「グループA」に戻す条件が満たされるような進展があるのか。右質問する。</p> <p>令和五年三月二十八日</p> <p>内閣総理大臣 岸田 文雄<br/>内閣総理大臣 岸田 文雄<br/>参議院議長 尾辻 秀久殿</p> <p>参議院議員神谷宗幣君提出戦時下の朝鮮半島出身労働者をめぐる問題に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。</p> <p>参議院議員神谷宗幣君提出戦時下の朝鮮半島出身労働者をめぐる問題に関する再質問に対する答弁書</p> <p>本年三月六日の韓国政府による旧朝鮮半島出身労働者問題に関する措置の発表に対する政府の立場は、同日の記者会見で林外務大臣が述べたとおりである。</p> <p>三の1について</p> <p>三の2について</p> <p>御指摘の「この時期に殊更表明した」の意味すを含め、朝鮮半島から内地に移入した労働者を、政府として「旧朝鮮半島出身労働者」と呼称している。</p> <p>一の2について</p> <p>御指摘の「間違ったイメージ」の具体的に意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。</p> <p>一について</p> <p>御指摘の「支払者により日本企業に対する求償権を行使する余地」、「そもそも賠償責任が生じない」及び「求償権も発生する余地がない」の意味するところが必ずしも明らかではないが、本年三月六日に韓国政府が発表した旧朝鮮半島出身労働者問題に関する措置に係る同国の国内法上の位置付けについては、政府としてお答えする立場になく、いずれにせよ、御指摘の韓国大法院判決についての政府の立場は、これまでも述べてきているとおりである。</p> <p>三の1について</p> <p>本年三月六日の韓国政府による旧朝鮮半島出身労働者問題に関する措置の発表に対する政府の立場は、同日の記者会見で林外務大臣が述べたとおりである。</p> <p>三の2について</p> <p>御指摘の「この時期に殊更表明した」の意味す</p> |

るところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、御指摘の点に関する政府の立場はこれまで述べてきているとおりである。

#### 四の1及び2について

韓国向けの安全保障に係る輸出管理（以下単に「輸出管理」という。）の運用の見直しは、輸出

管理を適切に執行するために行つたものであり、旧朝鮮半島出身労働者問題とは別の議論である。

#### 四の2について

令和元年七月一日に公表した韓国向けの輸出管理の運用の見直しは、同国の輸出管理の制度に当時不十分な点があつたこと等を踏まえ、輸出管理を適切に執行するために行つたものであ

農林水産省、政府系企業による昆虫食推進に関する質問主意書

温室効果ガスの排出も減らせるため、将来の動物性たんぱく質の供給源として注目されている」とも解説されていた。

さらに、全国初めてのケースとして徳島県では食肉「コオロギ」を養殖する事業者が学校給食事業に参入し、同県立小松島西高校において、この事業者が納入した乾燥「コオロギ」粉末を校内調理し、給食として提供したことが、二〇二二年十一月二十八日付けの日本経済新聞において報道された。同

高校においては、教科活動の中でも「コオロギ」

令和五年三月十六日

神谷 宗幣

参議院議長 尾辻 秀久殿

農林水産省、政府系企業による昆虫食推進に関する質問主意書

の調理実習が手がけられていたといい、ひき肉に代わるたんぱく源として「コオロギ」粉末をカボチャに混ぜて「カボチャコロッケ」を調理し、給食に供

されています。将来の食糧危機に備えて、選択肢の一つとして注目されているのが「コオロギ」です」（二〇二三年三月七日、NHKニュース）などと伝えられています。将来の食糧危機に備えて、選択肢の一

このように、昆虫食は、「人口増加に伴う食糧

確保の必要がある」、「コオロギは鳥や豚、牛と比べ多くのたんぱく質を含んでいる」、「環境への負荷が少ない」などと、食糧問題の解決策として肯定的なニュアンスで報じられることが多いようである。一方、これに対し、国民からは、「絶対に食べたくない」、「たんぱく源である牛乳を廃棄しながら「コオロギ」を推崇するのは間違えている」、「公金を使うな給食に出すな」など多数の批判の声

は乾燥させて粉末にし、スナック菓子やプロテインバーなどの商品に使われる」、「食用コオロギは

家畜よりも飼育に必要な工サや水が少なく済み、

また、NTTグループのような政府が三割以上の株式を保有する企業においても、「食用コオロギで「昆虫食」事業に参入」と報じられており（二〇二三年一月十九日、日本テレビ）、「食用コオロギ」は乾燥させて粉末にし、スナック菓子やプロテインバーなどの商品に使われる」、「食用コオロギは

農水省は、二〇二一年五月、「みどりの食料シ

ステム戦略」を策定し、「フードテック」全般の推進を図るとし、その中で昆虫食に関する具体的な取組として、「飼料の代替としての新たなタンパク資源（昆虫、藻類、水素細菌）の利活用拡大」、「昆虫の機能を活用した新素材の開発」、「シロアリを利用した未利用木材の飼料化」、「代替肉・昆蟲食の研究開発等、フードテック（食に関する最先端技術）の展開を産学官連携で推進」などが掲げられている。すでに、ムーンショット型農林水産研究開発事業の一環として、養殖マダイに与える飼料の魚粉を昆虫粉に変えたり、シロアリを養鶏用飼料として活用したりする研究が進められている。さらに、「コオロギ」の家畜化に資する飼育標準案の作成、ミズアブの飼育システム・利用方法の開発」が行われ、二〇二五年度からは、「高品質昆虫の持続可能な大量生産システムの開発」が進められるという。

以上のように、国民に十分な周知や合意形成が図られる以前に政府は「昆虫食」推進の道へ歩み始めつつある。背景にあるのは、錦の御旗のよう

な「SDGs推進」であることとも明らかだが、長年にわたる人類、そして日本人の営みと叡智の中で蓄積、形成してきた「何をどう食べるのか」、「健

史的な経緯から見て全く異質なものを持ち込むようない「昆虫食」の有無も言わざぬよつた推進には強く違和感を覚える。

そこで、以下質問する。

一 我が国は、政府が「異次元の少子化対策」を掲げなければならぬほど人口減少の危機にある。一方で世界の人口爆発を要因とするたんぱく質不足が叫ばれてきたが、これが人口減の坂を下り始めた我が国についてどのような影響が考えられるのか、またその根拠としてどのようなデータを基に分析されているのか政府は具体的に示されたい。

二 近年、日本人の食生活が欧米化したと言われるが、それでも長年の食生活の中で培ってきた日本人の体質と欧米人の体質は同じではない。

同じ病気でも国や人種によって発症率や原因、症状などに違いが生じることからも分かるところ、政府は、昆虫食が日本人の身体に与える影響について、いかなる分析を行い評価をしたい。

三 前文で指摘したように、農水省の主導で昆虫食や昆虫飼料、代替肉の研究開発が進められていることについて、多くの国民は知らないままである。

である。歴史上、日本人がこれまで口にしてこなかつたコオロギなどの昆虫を食事として、また飼料として用いることには、強い抵抗が生じると予想される。老若、そして子供を含む国民

が口に入る食料に否応なしに昆虫由来食品が含まれる可能性について、現在の研究到達度を踏まえながら十分な周知と議論が必要である。政府は、この点についてどのような対応を考えているのか。

四 前文の中で例示した徳島県での学校給食のように、粉末コオロギの使用が一部で開始されているが、現在、市販食品として流通している昆

進について、政府はどう考えているのか、具体的に示されたい。  
六 コオロギを原料として食材に含める際、食品表示法上、どのように表示されるか。「コオロギ」以外の表記が使用されるか。また、原料として含まれていても、表記がされない場合があるか。

右質問する。

令和五年三月二十一日

内閣總理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久殿

参議院議員神谷宗幣君提出農林水産省、政府系企業による昆虫食推進に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

これらの研究結果も参考にしつつ、厚生労働省及び農林水産省において、食用の昆虫の摂取による健康に対する影響について情報の収集、整理等を行い、必要に応じて、食品安全委員会において、食品安全基本法(平成十五年法律第四十八号)第十一項に規定する食品健康影響評価を実施してまいりたい。

三について

御指摘の「世界の人口爆発を要因とするたんぱく質不足」が我が国に与える影響については、特段の分析を行っていない。

二について

御指摘の「日本人の体質に合った食生活の構

築」の意味するところが必ずしも明らかではないが、我が国において食用の昆虫の摂取によって健康に対する影響が生じたという具体的な事例は承知していない。他方、厚生労働省においては、「昆虫食」における大規模生産等産業化に伴う安全性確保のための研究」を令和五年度の厚生労働科学研究費補助事業の公募課題としており、また、農林水産省においては、食用の昆虫に含まれる有害物質の情報収集及び当該有害物質の管理手法に関する研究事業を実施するため、令和五年度予算において、必要な経費を計上している。

これらの研究結果も参考にしつつ、厚生労働省及び農林水産省において、食用の昆虫の摂取による健康に対する影響について情報の収集、整理等を行い、必要に応じて、食品安全委員会において、食品安全基本法(平成十五年法律第四十八号)第十一項に規定する食品健康影響評価を実施してまいりたい。

三について

御指摘の「昆虫由来食品」及び「現在の研究到達度」の意味するところが必ずしも明らかではないが、農林水産省が立ち上げた「フードテック官民協議会」による「フードテック推進ビジョン」及び「ロードマップ」(令和五年二月二十一日)

日)については、パブリックコメントを実施し、広く国民から意見を募集した上で策定したものであり、御指摘の「十分な周知と議論」をしてきたものと考えている。引き続き、国民の声を丁寧に聞き、政策に反映させてまいり所存である。

#### 四について

お尋ねの「市販食品として流通している昆虫食品、食材の種類、量」については、網羅的に把握していないが、例えば、昆虫を使用した煮物や菓子類が販売されていると承知している。また、お尋ねの「食品安全上のチェックなどを意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、人の健康を損なうおそれのある食品又は添加物については、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第六条の規定によりその販売等が禁止されており、当該規定の遵守状況については、一義的には、食品又は添加物を販売し、又は販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列する者が確認する責務を負う。また、国にあつては同法第二十三条第一項の規定に基づく輸入食品監視指導計画に基づき、適切に輸入食品等の監視指導を行つており、都道府県、保健所を設置する市及び特

別区にあつては同法第二十四条第一項の規定に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画に基づ

き、適切に監視指導を行つてあるものと承知している。

この枠組みは、御指摘の「市販食品として流通している昆虫食品、食材」についても適用される。

#### 五について

御指摘の「日本人が昔から食べてきただ食べ物」及び「優先して行うべき課題」の指すところが明らかではないが、御指摘の「おからの有効活用」については、おからは主に飼料及び肥料の原料として利用されていると承知しており、また、政府としては、生産者団体等が定める規格に適合しないことを理由とする野菜の廃棄を削減することにも資するよう、こうした野菜の産地における加工施設の整備等への支援を行つてある。また、同項の1の二の原材料として含まれる場合には、その一般的な名称を表示することが必要である。

また、同項の1の二の「二種類以上の原材料からなる原材料(以下「複合原材料」という。)を使用する場合」については、同項の1の二のにおいて、「複合原材料の名称の次に括弧をして、当該複合原材料の原材料を当該複合原材料の原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもつて表示する。ただし、当該複合原材料の原材料が三種類以上ある場合にあつては、当該複合原材料の原材料に占める重量の割合の高い順が三位以下であつて、かつ、当該割合が五パーセント未満である原材料について、「その他」と表示することができる。」こととされ、また、同項の1の二の

口スの削減に向けて取り組んでまいりたい。

六について

食品表示法(平成二十五年法律第七十号)第四条第一項の規定により定められた食品表示基準(平成二十七年内閣府令第十号)第二条第一項の表の原材料名の項の1において、「使用した原材料」を「原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもつて表示する」ととされており、御指摘の「コオロギ」が表示されることができる。」こととされており、御指摘の「コオロギ」が複合原材料の原材料として使用される場合には、その一般的な名称が表示されないこともあり得る。

#### 束ね法案及び新規制定の法律案に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和五年三月十六日

吉川 沙織

参議院議長 尾辺 秀久殿

束ね法案及び新規制定の法律案に関する再質問主意書

いて、「商慣習見直し」としては、食品製造業者と、食品卸売・小売業者の連携の下、賞味期限表示の大括り化(年月表示・日まとめ表示)、賞味期限の延長、厳しい納品期限の緩和(取組企業や実施品目の拡大)を一体的に促進する」としていること等を踏まえ、引き続き、更なる食品口において、「複合原材料の製品の原材料に占める重量の割合が五パーセント未満である場合又は複合原材料の名称からその原材料が明らかである場合には、当該複合原材料の原材料の表示を省略することができる。」こととされており、御指摘の「コオロギ」が複合原材料の原材料として使用される場合には、その一般的な名称が表示されないこともあり得る。

める重量の割合が五パーセント未満である場合又は複合原材料の名称からその原材料が明らかである場合には、当該複合原材料の原材料の表示を省略することができる。」こととされており、御指摘の「コオロギ」が複合原材料の原材料として使用される場合には、その一般的な名称が表示されないこともあり得る。

私が提出した「束ね法案及び新規制定の法律案に関する質問主意書」(第二百十一回国会質問第二六号。以下「前回主意書」という。)に対する答弁書(内閣參質二一一第一二六号。以下「前回答弁書」という。)を踏まえ、改めて質問する。

一 令和元年から令和五年までの五年間の常会に

提出された又は提出する新規制定の法律案について、既存の法律の規定の特例となる内容を規定しようとするものの件数を明らかにされた。既存の法律が複数の場合は、何件の法律の特例を規定しようとするものであるのかについても分かるよう掲記されたい。

#### 二 私が提出した「束ね法案に関する質問主意書」

(第百九回国会質問第三三号)に対する答弁書

(内閣参質一九〇第三三号)の「一について」において、平成十八年から平成二十七年までの十年間の常会に内閣が提出した束ね法案(本則において二以上の法律の改正又は廃止を行う法律案の件数及び内閣提出法律案に占める割合が明らかにされた。これを基に当該十年間の平均を算出すると、二十九・二件、三十六・三パーセントとなる。

また、前回答弁書の「一及び二について」において、平成二十八年から令和五年までの八年間の常会に内閣が提出した束ね法案の件数及び内閣提出法律案に占める割合が明らかにされた。これを基に当該八年間の平均を算出すると、二十八・四件、四十七・三パーセントとなる。

三 平成十八年から平成二十七年までの十年間の常会における内閣提出法律案の件数の平均は八十五件、平成二十八年から令和五年までの八年間の常会では六十・九件、令和元年から令和五年までの五年間の常会では六十・〇件であることから、常会への内閣提出法律案の提出件数が減少していることが分かる。このことが、束ね法案が相対的に増加していることの要因となつていると考えられるところ、内閣提出法律案の提出件数を絞るために法律案を束ねて提出しているのではないかとの疑念も湧く。そのような動機は一切ないと断言できるか、政府の見解を示されたい。そのような動機はないとする場合、内閣提出法律案の件数が減少している理由を説明されたい。

四 束ね法案の問題点について、私はこれまで、国会質疑や質問主意書において再三にわたり指摘してきた。政府がどのようなときに束ね法案を提出するかははっきりしないと考へられる。

五 前記二で明らかにしたように、束ね法案は相対的に増加している。政府において、束ね法案の件数及び内閣提出法律案に占める割合が低減するよう努めていくとの考えはないのか明らかにされたい。

六 前回答弁書の「六について」において、「内閣提出法律案の整理について」(昭和三十八年九月十三日閣議決定)を閣議決定することとした目的及び七項目の内容に係る取決めが必要である旨の答弁があつた。当該理由・背景の確認が困難であるにもかかわらず、内閣提出法律案の立案を行うに当たり、なぜ同閣議決定文書の趣旨にのつとることができると考へられる。

七 政府は、「内閣提出法律案の整理について」の4にある「その趣旨、内容において密接な関連がある二以上の改正法律案であつて、付託される常任委員会が同一であることその他の事情により統合することが適当なものは、統合して提出すること」との記述は、「常任委員会が同一であることを例示として、諸般の事情により、統合することが適當な法律案は、統合して提出することとしているもの」であるとしている(「束ね法案に関する再質問に対する答弁書」(内閣参質一九〇第四九号))。

八 「付託される常任委員会が同一であること」以外の「諸般の事情」を例示されたい。

九 政府は、束ね法案の国会への提出に当たり、「付託される常任委員会が同一であること」を勘案しない場合があるのか否か明らかにされたい。

十 政府は、「法案に盛られた政策が統一的なものであり、その結果として法案の趣旨・目的が一つであると認められるとき、あるいは

内容的に法案の条項が相互に関連して一つの体系を形作っていると認められるとき」に束ね法案を提出できるとしている（内閣参質一九〇第三三号ほか）。この答弁と前記の「その他事情」、「諸般の事情」とはどのような関係にあるのか明らかにされたい。

八 前回答弁書の「七について」において、「〇〇法（律）」で挙げられている法律」を主として所管していた府省等以外の府省等が法律案の閣議決定に係る主請議府省等となつた最新の五件は、いざれも、内閣官房が当該主請議府省等であることが明らかにされた。そして、当該五件の法律案は、一件は特別委員会に、残り四件は内閣委員会に付託されている。このことは、「〇〇法（律）」とともに束ねられている他の法律が、「〇〇法（律）」を主として所管していた府省等を所管する常任委員会の所管ではないことから、「付託される常任委員会が同一である」との要件に反しないようにするため、内閣委員会に付託されようとしたものではないか。また、前回答弁書の「八及び九について」において政府は諸々述べているが、「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」についても右と同様に、

「付託される常任委員会が同一であること」の要件に反しないようにするため、内閣官房を主請議府省等としていることで、内閣委員会に付託されるようとしたものではないか。政府の見解を明らかにされたい。  
右質問する。

令和五年三月二十八日

第二百十一回国会 一  
一二、三及び五について

会の回次」とにそれぞれ示すと、次のとおりである。  
第一百九十八回国会 二  
第二百一回国会 四  
第二百八回国会 一  
第二百九回国会 一  
第二百十五回国会 一  
一二、三及び五について

御指摘の「内閣提出法律案の件数」及び「束ね法案の件数及び内閣提出法律案に占める割合」については、法律の制定又は改正の必要性を勘案した結果及び一つの法律案の本則において二つ以上の法律の改正を行うか否かについて個々の法律案」とに判断した結果であり、お尋ねの「近年において束ね法案が相対的に増加している」との認識、「内閣提出法律案の提出件数を絞るために法律案を束ねて提出している」との「動機」及び「束ね法案の件数及び内閣提出法律案に占める割合が低減するよう努めていくとの考え方」は有していない。

政府としては、そうした法律案を含め、いづれの内閣提出法律案についても、国会での審議、ホームページへの掲載等を通じ、丁寧な説明や内容の周知に努めてきたところであり、また、国会の審議の在り方は、国会で御判断いただくものであると考えている。

六について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかでないが、政

内閣總理大臣 岸田 文雄  
内閣總理大臣 尾辻 秀久殿  
参議院議長 尾辻 秀久殿  
参議院議員吉川沙織君提出束ね法案及び新規制定の法律案に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員吉川沙織君提出束ね法案及び新規制定の法律案に関する再質問に対する答弁書

お尋ねの「既存の法律の規定の特例となる内閣委員会等とする」として、内閣委員会に付託されるようになつたものではないか。また、前回答弁書の「八及び九について」において政府は諸々述べているが、「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」についても右と同様に、「特例」又は「特別措置」が含まれるもののが数を国

と認められるとき、あるいは内容的に法律案の条項が相互に関連して一つの体系を形作っていると認められるときは、一つの改正法案として提案することができると考えている。  
また、政府は、法律案の立案の段階でこれらを十分に検討した上で、個々の法律の改正を一つの改正法案として提案することが適正法案として提案するよりも二つ以上の法律の改正を一つの改正法案として提案することがある。

御指摘の「内閣提出法律案の件数」及び「束ね法案の件数及び内閣提出法律案に占める割合」については、法律の制定又は改正の必要性を勘案した結果及び一つの法律案の本則において二つ以上の法律の改正を行うか否かについて個々の法律案」とに判断した結果であり、お尋ねの「近年において束ね法案が相対的に増加している」との認識、「内閣提出法律案の提出件数を絞るために法律案を束ねて提出している」との「動機」及び「束ね法案の件数及び内閣提出法律案に占める割合が低減するよう努めていくとの考え方」は有していない。

政府としては、そうした法律案を含め、いづれの内閣提出法律案についても、国会での審議、ホームページへの掲載等を通じ、丁寧な説明や内容の周知に努めてきたところであり、また、国会の審議の在り方は、国会で御判断いただくものであると考えている。

六について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかでないが、政

府としては、御指摘の閣議決定に定められた事項を踏まえ法律案の立案を行つてはいるところである。

七の一について

お尋ねの二つ以上の法律の改正を一つの改正法案として提案した事情については、例えば、

参議院議員吉川沙織君提出束ね法案に関する第

官 報 (号 外)

三回質問に対する答弁書(平成二十八年三月十八日内閣参質一九〇第七九号)一から四までについて述べたとおりである。

七の2について

過去の内閣提出法律案において、二つ以上の法律の改正を一つの改正法案として提案することが適當であるという結論に達した場合、その立案の段階で「付託される常任委員会が同一であること」を勘案したかどうかを網羅的に確認することは困難であるが、御指摘の「付託される常任委員会が同一であることその他の事情により統合することが適當なものは、統合して提出すること」との記述は、常任委員会が同一であることを例示として、諸般の事情により、統合することが適當な法律案は、統合して提出することとしているものであり、付託される常任委員会が同一でない場合の法律の改正を一つの法律案において行うことを否定しているものではない。

七の3について

御指摘のように、政府は、従来から、二つ以上の法律の改正を提案しようとする場合においては、一般に、法律案に盛られた政策が統一的なものであり、その結果として法律案の趣旨・目的が一つであると認められるとき、あるいは

内容的に法律案の条項が相互に関連して一つの体系を作っていると認められるときは、一つの改正法案として提案することができると考えているところ、法律案の立案の段階でこれらの事項をお尋ねの「その他の事情」(「諸般の事情」)と併せて十分に検討した上で、個々の法律の改正を一つの改正法案として提案することができる正法案として提案するよりも二つ以上の法律の改正を一つの改正法案として提案する方が適當であるという結論に達した場合、そのような形で提案することがあるものである。

八について

お尋ねの「付託される常任委員会が同一であること」の要件に反しないようにするために、内閣官房を主請議府省等とする」として、内閣委員会に付託されるようにしてしたものではないた意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難であるが、御指摘の六件の法律案の閣議決定に係る主請議府省等が内閣官房とされたのは、先の答弁書(令和五年三月七日内閣参質二一第一六号)七について及び八及び九について述べたとおり、これらの法律案の立案が内閣官房のつかさどる内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整等に関する事務に属するものであったことによるものである。

官 報 (号 外)

第明治二十二年三月三十日  
郵便物認可

令和五年三月三十日 參議院會議錄第十二号

|                                 |
|---------------------------------|
| 発行所                             |
| 二東京一<br>独立行政法人<br>国際貿易局         |
| 五番五号<br>都港区虎ノ門四<br>二五丁目         |
| 電話                              |
| 03<br>(3587)<br>4294            |
| 定 価                             |
| 配本体<br>送 部<br>料 二<br>二〇〇〇円<br>別 |